

17-161x
1200701628825

17
161x



始



抹消

日報社長東京
專門學校講師

法學士關直彥先生解釋



大日本帝國憲法

三省堂發行

17
161x

憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心欣榮とし朕
が祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對
し此不磨の大典を宣布す

惟ふに我が祖我宗へ我が臣民祖先の協力輔翼に倚り
我が帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我が神聖
なる祖宗の威徳と並に臣民の忠實勇武にして國を愛
し公に殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したる
かり朕我が臣民へ即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫な
るを回想し其朕が意を奉體し朕が事を獎順し相與に

和衷協同と益我が帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民に即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を増進し其の懿徳良能を發達せしめむことを願ひ又其の翼賛に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者を以て永遠に循行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕が子孫に將來此の憲法の條章に

循ひ之を行ふことを愆らざるべし

朕ハ我が臣民の權利及財産の安全を貴重し及之を保
護し此の憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全
ならしむべきことを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會
の時を以て此の憲法をして有効ならしむるの期とす
べし

將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要ある時
宜を見るに至らば朕及朕が繼續の子孫ハ發議の權を
執り之を議會に付し議會ハ此の憲法に定めたる要件

に依り之を議決するの外朕が子孫及臣民は敢て之が
紛更を試みることを得ざるべし

朕が在廷の大臣ハ朕が爲に此の憲法を施行するの責
に任ずべく朕が現在及將來の臣民ハ此の憲法に對し
永遠に従順の義務を負ふべし

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵黒田清隆

樞密院議長 伯爵伊藤博文

外務大臣 伯爵大隈重信
 海軍大臣 伯爵西郷從道
 農商務大臣 伯爵井上馨
 司法大臣 伯爵山田顯義
 大藏大臣兼內務大臣 伯爵松方正義
 陸軍大臣 伯爵大山巖
 文部大臣 子爵森有禮
 遞信大臣 子爵榎本武揚

大日本帝國憲法

法學士 關直彦 解釋

余は大日本帝國憲法の條項を解釋するに當りて先づ憲法とは如何なる法あるやを一言せざるべからず又た其通常法律と如何なる差異ありやをも説明せざるを得ざるなり

も憲法と云へる字義に就きてハ學者中種々の説ありと雖ども之を要するに一國主權の所在を昭かにし其配置分割の分量及び之を行使する方法を定め國民の權利義務及び自由を確めたるものにして實に國家經綸の根本大法なりと云ふべし固と君主獨裁の政体に於ては君主の權は無限なれば凡そ其權力に於て如何なる事を爲すも國民は權利の上に於て之を争ふことを得ずと雖も一たび憲法を制

定いて其主權を行使する方法を示されたる以上は、はや君主も其限外に超出するを得ず、人民の權利自由も爰に於て初めて安固なるを得るものなり、尤も主權の制限と云へるとは法律上の制限にはあらず、亦た君主の主權を制限すると云へるとは甚だ穩當ならずと雖も、然れども其制限は君主親ら隨意に其身を制限したるものにして、敢て他より脅迫制限せられたるものに非ざれば、憲法の制限を受くると云ふも失言といふべからず、又た設ひ君主親ら之を制し而して、又た親ら之を破るも、敢て法律上の制裁を受くる所なしと雖も、然ありては第一親ら定めたる公法は、昔くの責あり、第二君主の徳義を破り、天下の公道正義に對して無上の責を免かれざるものにして、決して之を破らるべきものに非ざるなり。

憲法の通常法律と異なる所以の点は三あり、其一は此兩法を制定す

る人○を○異○に○し○第○二○に○は○此○兩○法○の○効○力○の○及○ぶ○所○の○區○域○と○異○に○し○第○三○に○は○此○兩○法○の○効○力○即○ち○制○裁○を○異○に○す

余は今才其第一の點より之を説かんに、凡そ憲法と云ひ法律と云ひ何れも一國主權者の制定する所なりとは雖も、憲法を制定するものは其一人の主權者たるを數人、數千百人の主權者たるを論せず、凡そ主權者たるものが全主權を一手に掌握して、以て之を制定するものにして、尋常一様立法の方法に依らず、之に反して尋常の法律を制定せんには、憲法に依りて定められたる方法に於て主權者が全主權の一部分たる立法權のみを以て之を制定するに過ぎず、等しく是れ主權者の制定なりと雖も、其制定の方法及び制定者に斯くの如きの差異を生ずるなり、故に君主國に於て初め其憲法を立つるや、君主は主權の全部を掌握して、之を欽定し、民主國に於ては國民會議、佛國の

四
如し若くは憲法大會議米國の如しに於て之を議定し此根本大法に依りて初めて立法院の組織を成し然る後ち立法院をして尋常の法律を制定せしむるなり故に米佛二國の如きに於ては憲法の改正には立法議院のみの専斷に依る能はずして必ず特別民會の方法を待つと例とす又た英國の如きに於ては少しく諸國と其趣を異にし其國の主權は全く君主上院下院三者の集合体に存するものなれば此三者集れば何事にてても爲し得ざるとなく憲法も制定すべし又た改正すべし法律の制定改正も亦た其三者の隨意なり然りと雖も其國憲を制定改正する時は此三者は全主權者の資格を以て之を行ひ其法律規則を制定改正する時は此三者は主權の一部分たる立法權を代表する立法者たるの資格を以て之を行ふものと云ふべきのみ其第二の点に於て効力の及ぶ所の區域如何と尋ぬるに憲法は之を

制定したる主權者君主と民主とを論せずと初として百官有司人民其何れを問はず社會の總員一同に之を遵奉せざるべからず主權者は主權者の資格を以て之を遵奉し立法部は立法部の資格を以て之を遵奉し司法部行政部各其資格を以て之を遵奉し國民は又た國民たるの資格に於て之を遵奉せざるべからず上下交も一歩も此則に違ふべからざるなり蓋し憲法は上は主權者より下は國民一般に至るまでの守るべき摸範を規定したるものなるが故なり法律に至りては然らず其目的とする所は一人一個若くは法人間相互の權利義務を規定するに在るを以て之を遵奉すべきものは只た人民及び法人のみ主權者は敢て之を犯かさざるを徳義とすれども之に加ふるに制裁を以てすべからざれば法に於て之を守らざるべからざるの義務を負はざるなり加之ならず主權者は隨意に立法部

をして其法律と廢止せしめ改正せしむるを得るものたるなり是れ此兩法の効力の及ぶ所區域を異にするの點なりと云ふべし
 第三の點たる制裁の効力も亦た大に異なり尋常法律に於ては其守る所のものは人民にあるが故に若し之に違背せば必ず加ふるに法律上の制裁を以てす尤も其制裁にも種々の事柄に就きては種々の制裁ありて一言に之と説き盡すべきに非すと雖も凡るの義務に背きたる時に於て被るべきの禍害若くは不便、不利、耻辱等を云ひ刑事に於ては或は刑罰となり重きは死に處せらるべく輕きは禁錮罰金に處せらるべし又た民事に於ては或は契約の無効となりて利益を失ひ或は損害の賠償となりて損失を被り種々様々の不便、不利を法律の効力に依て與へらるゝものを云ふなり故に其法に背きたる所爲を稱して不法の所爲と云ひ此不法の所爲に對しては必ず法律上の

の制裁之に伴ふなり

憲法の制裁に至りては各其守る所の人々若くは一体に依りて少く其趣を異にす主權者にして之に背きたる時は其所爲を違憲の所爲と稱し法律上の制裁を受けずと雖も徳義上に於ては決して其責と免かれず且つ徳義の制裁の効力は無限にして其憲法違背の度の輕重に應じて如何なる制裁と受くるやも知るべからざるなり又た爰に一種法理上の結果として制裁の効力ありと云ふべきは若し主權者若くは主權者の一部分たる立法部若くは行政部等にして違憲の所爲を爲し若くは違憲の命令を發したる時は其命令及び所爲は全く無効のものにして國民は決して之を守るに及ばず國民の柱とも頼み保護者とも頼むべきは只た此憲法に在るのみ如何なる權力も亦た之を奪ふべからざるなり「諸て又た國民にして此憲法に定む

る所に違ふ時は此大法に於て受くべきの権利は自ら之を失ひ自由も亦た自ら之を失ふ又た國民此法に定むる所の義務を怠る時例へば兵役に服するの義務若くは納税の義務等を怠る時は各法律に定めたる法律上の制裁を受くべきなり而法の効力の差異爰に於て判然たるべき歟隨て憲法の何物たるを知るに足るべしと信ぜらるゝなり

第一章 天皇

本章は我國憲法中にて最も重大なる一章にして恐れ多くも我皇位の大權を明かに示させ給ひたるものにて設ひ我國天皇陛下の萬能の神力を有し給ふとは雖も其用方は此憲法に定めたる條規に隨ひ一步も之に超過し給はざることを至仁なる大御心もて我國民に言明おらせ給ひたる章なり 皇基以て泰く人民以て寧きを得る

は夫れ此章に在る歟

第一條

大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

古今無類萬國無比の神聖なる我國体は本條を以て之を萬世萬々世無窮に傳へ給はんとを示し給へるにて申すも恐てけれども我祖宗神武天皇即位紀元より既に歳を経ると二千五百四十九年代を重ぬると百廿一代皇統一系未だ一たびも其統を紊さずして我日本帝國に君臨ましく給ひ我日本國の主權を掌握し給ふは之を固有なりと申して可ならん歟今より以後萬世萬々世に至るまでも我獻聖文武なる今上陛下の御子孫は又た絶へず紊れず長へに我國を統治し給ひて如何なる世の變遷あるも變るとなく大御稜を無窮に傳へんとを宣言せられたるものなり殊に此一條の如きは我國民たる

ものは生れながらにして敬承する所なれば敢て言明するに及ばずと雖も大憲成文の初條に於て之を冒頭に掲げて以て國民子孫をして其歸する所を知らしめ給へるものなるべし我皇國の臣民たるものは常に皇室の藩屏となり内に外に此第一條を動かさんとするものあらば萬死を以て之を護衛し奉ると第一の義務なりと心得ざるべからざるなり

第二條

皇位ハ皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

凡そ第一條に定めさせ給へる皇位の繼承即ち相續には最も御血統の正しき筋と選ばざるべからず我國上下の慣習に於ては女子をして相續せしむるは本則の例外とし止むを得ざる場合にのみ限れ

り本條も亦た系統を重んじ古來の慣習を存重して御位を皇男子に傳へ皇男子孫の繼承を繼ぎて萬世に傳へしむ蓋し皇女の系統はたゞひ男子と雖も皇位繼承の權利を得る能はざるなり尤も本條には只た皇位繼承の皇男子孫に限れるとを示されたるのみにて詳しきは掲げられずされども先づ其順序を申さば皇長子先づ御位を嗣ぎ皇長子御在さる時は皇長孫に傳へ皇長子及び其御子孫皆あわらざる時は皇次子及び其子孫に傳ふ又た皇子孫の皇位を繼ぐ時は嫡出を先にし皇庶子を後にす皇子孫皆ないまざる時は皇兄弟及其子孫に傳へらる是亦たわさる時は皇伯叔父及其子孫に傳ふ是亦たわさる時は最近親の子孫に傳ふと云ふ如し

第三條

天皇は神聖にして侵すべからず

本條の趣意は我 天皇は嘗に主權の所有者なるが故に尊きのみならず謂ゆる萬世一系皇統連綿たる帝室にましませば神種と申さんと争ふべからざるの事實なり故に御身も亦た自ら神聖にまましく給へば何人たりと雖も加ふるに不敬を以てするを得ざるを云ふなり尤も各國君主國の憲法には往々此條ありて其君主の系統を神種に凝するものあれども何れも其源に逆れば神種たるを失ふもの多し然れども君主は神種なりとの一條は之を君主制の理論として應用し來れり我國の如きは之と全く相異なりて又た其實證を覆ふべからず左らぬだに一國君主の身は尊榮無上其身神聖にして加ふるに不敬を以てすべからざるは又た言ふを待たざるなり

第四條

天皇ハ國の元首ヘッドにして統治權ツバレニチを總攬し此憲法の條規に依り之を行ふ

本條は 天皇陛下が有し給ふ所の主權を行はるゝ區域を定められたる條にして最も重要な條なりとす今や其意を承はるに 天皇陛下は政治上社會上凡べての關係に於て我帝國の首長にましまし御身に我帝國の主權を纏めて有し給ひ又た其主權を行はせ給ふ然れども主權と云へば固より萬能無限にして何物も亦た能く之を制限するを得ずと雖も之を其儘隨意の使用に任かすは是れ君主獨裁の政体にして立憲政体の本意に非ず苟くも立憲政体の本意に於ては社會の安寧幸福の爲め此無限の主權を善きとのみに使行するものにして豫め憲法に於て之を行ふべき分量を定め亦た之を行ふ方法を規定す之を規定したる以上は其則に超へざるは即ち主權者の

徳義なりとす。本條に於ても亦た其意を採用し給ひしものにして主權は天皇陛下の掌握し給ふ所なりと雖ども之を行ふ方法と分量とは此憲法に於て定めたる事の外には一切政治上に使用せられざるを誓はせ給ひしあり。聖意の程深く銘肝すべきの條に予ある

第五條

天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

本條は天皇陛下は如何して其主權即ち統治權の一部分なる立法權を行はるゝかを示したるものなり凡そ主權の中には立法行政司法宣戰講和條約締盟等凡べての政權を總括するものなるが之を行ふには憲法の條規に依ると前條にあるに依り本條以下には即ち其條規方法を定むるなり即ち其一部分たる立法の權を行はるゝに天皇陛下獨り自ら行ひ給はず凡そ法律を制定せんには必ず帝國

議會の承諾を得ざるべからざるあり協賛とは承諾と同じ設ひ其法律議接は政府より出せるものなるにもせよ議會貴族院衆議院に於て之を可決せざる時は法律と爲すを得ず故に陛下が立法權と行はんには必ず帝國議會の協同賛成を要せらるゝなり凡そ何れの國の憲法にても議院のみの決議は君主若くは統領の裁可若くは批准を得ざれば法とはならず又た君主若くは統領の命令も議院の承諾を得ざれば法とならず上下相協同して然る後法律となるなり本條の意も亦た然り蓋し憲法中目貫きの條目なりとす

第六條

天皇は法律を裁可し其公布及執行を命ず

本條は前條の反對を示せるものにして設ひ帝國議會(兩院)の決議を経たる成按にても天皇陛下の御裁可なくば法律とならず其裁可

と云ふは法律に効力を與ふるに意義を有し之を得ざる時は恰も廢
 按に同じ扱て裁可と云はれたる以上は其反對なる不裁可即ち不認
 可の權を有すると判然たり一方に裁可すとある以上は之を不可な
 りと認むる時は只だ之に裁可を與へざるのみ裁可を與へざれば効
 力なきものなれば別に不認可の權を有すと書するに及ばざるもの
 、如し」公布プロクレイトと云へるとも亦た 天皇陛下の特權中の一なり例へ
 ば議會之を決議し 陛下之を裁可し給ふも之を公けに人民に示さ
 ざれば効力と人民に及ばす能はず此公布の式は官報を以て之を行
 はるべし

又た法律を裁可し之を公布するも司法官若くは行政官をして之を
 實地に施行はしめざる時は其効力なし故に 陛下は此臣僚に此
 法律を實行すべきとを命ぜらるゝなり

第七條

天皇ハ帝國議會を召集一其開會閉會停會及衆議院の
 解散を命ず

本條は 陛下が議院の上に有せらるゝ、特權を示したるものなり凡
 そ帝國議會貴族院衆議院を召集開閉停會及び解散の權は皆 陛下
 の特權にして政府之を左右する能はず又た議會に取りても 天皇
 陛下の敕命に非れば召集せられず開閉せられず停會若くは解散せ
 られざるの權あるなり

召集コソクキクとは最初に議員を議院に召し集めらるゝと及び毎年の會期及
 び必要ある時は臨時に議員を召し集むるとを言ふ開會クワイベツクは議員參集
 の後貴族院に兩院議員を集會せしめ爰に開會の式を行はして會議
 を開かしむるとを云ひ閉會は會議終りて兩院を次會期まで閉鎖す

るを云ひ停會とは臨時の必要に依り日を期して會議を休止せしむるを云ひ衆議院の解散とは衆議院違憲の舉動を爲したる時又ハ時の風潮に誘はれ偏頗の決議を爲したる等の時に於て果して國民の意も議院と同一なるや否やを試みんが爲めに一旦議院を解き放つとを云ふ解散を命ぜられたる時は議長と初め議員は何れも其資格を失ひ更らに總選舉を施すなり凡る此諸件の中にて議院の解散は最も重大の件なれば果して議院に違憲の舉動あるう但しは其決議の果して民意に背くか否やを確かに鑒定したる上ならては猥りよ行はれず議院の解散は最後の療法と心得ざるべからざるなり

第八條

天皇ハ公共の安全を保持し又ハ其災厄を避くる爲め緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に

代るべき勅令を發す

此勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし若議會に於て承諾せざる時は政府ハ將來に向て其効力を失ふことを公布すべし

本條は議會閉會中に於て危急の場合に處せんが爲め 陛下獨り假に立法權と行はるゝことを示したるものなり蓋し其場合どの外ならず凡そ社會一般の安全を維持せんが爲めに速時に豫防の法律を要すると彼の外敵防禦の際に設くる法律の如く或は保安條例の一日の中に制定發布せられし如し又は不時の災難を豫防せんが爲めに至急に設くる所の法律例へば傳染病豫防法の如きは何れも危急に差し迫りたるものなるを以て議會の召集を待ちて其決議を得るの遑なし斯る場合に際しては 天皇親ら法律に代るべき勅令を發し

て其間に合せらるゝなり

然りと雖も此場合は第五條の例外の場合にして假りに之を施行すと雖も未だ以て完全の法律となすを得ず故に其次の會期に於て此勅令を帝國議會に提出して會議の決を求むべし議會に於て後に之を承諾する時は其不時の勅令は効力を存して眞の法律となり引き續き行はる若し又た議會は之を承諾せずして否決したる時は臨時の勅令も爰に法律たるの効力を失ふに就き政府は右勅令の効力を失ひたる旨を人民に公布するなり本條は實に帝國議會の權限を重んぜられたるものにして誠に至當の條項と申すべきなり

第九條

天皇ハ法律を執行する爲めに又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲めに必要なる命令

を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず

本條を解釋するの前に於て先づ一言すべきは法律と命令との差異なり法律は人民の權利義務を定むるが爲に發すべきものにして之を制定するは天皇陛下と議院との協同一致に依れるものなり命令とは左にわらず天皇陛下若くは行政官が法律を執行せんが爲めに發するの命令又は行政上の爲めに必要なる命令等を云ふ

偕て天皇陛下が命令を發せらるゝ場合及び行政官をして之を發せしめらるゝ場合は第一に既定の法律を執行せしむる爲め第二に社會公共の安寧秩序を保たんが爲め及び臣民の幸福を増進せんが爲めに必要なる時なりとす然れども行政上の資格を以て發せらるゝ陛下の命令たりと雖も以て既に定められたる法律は之を破る

とを得ず又た變更するとを得ず若し法律と命令と相抵觸する時は命令は其効力を失ふなり斯る性質のものなれば政府より發したる命令にして法律と抵觸する時は無論無効たるべきなり

第十條

天皇の行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但此の憲法又他の法律に特例を掲げたるものは各其條項に依る

本條は 天皇陛下と文武官との關係を示せるものにして 陛下は文武の首長に御在すなれど其諸官の進退黜陟は 御意の任なり右に付き 陛下は先づ行政部の首長たるの御資格を以て行政各部の官制を定め及び其諸官の俸給を定め文武の百官を任免し給ふ併しながら此憲法に於て特例を掲げたるもの例へば裁判官の任免の等

の如き又は他の法律にて特別に任免黜陟の方法を示したるものある時何れも其本條の例規を用ひ給ふなり

第十一條

天皇の陸海軍を統帥す

天皇は陸海軍の元帥たるとは例を他國に求むるを須ひず我國古代の制たり余は今更明治十五年一月四日軍人へ下し給ひたる敕諭の文言を引き用ひて以て解釋に代へん其文に宣はく

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所に予ある昔神武天皇躬ら大伴物部の兵どもを率ひ中國のまつろはぬものどもを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制れ沿革も亦歴なりき古は天皇躬つから軍隊を率ひ給ふ御制にて時ありては皇

后皇太子の代らせ給ふともありつれど大凡ろ兵權を臣下に委ね給ふとはなかりき中略朕は汝等軍人の大元帥なるぞされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きて予其親は特に深かるべき(下略)

以て本條の精神を知るに足るべし

第十二條

天皇の陸海軍の編制及常備兵額を定む

本條は前條と相聯絡したる條にしてやはり陛下は陸海軍の元首たるの權力より出づるものなり即ち制度の宜しきを計りて陸海軍の組織を爲し及び時の必要と見て以て常備兵の多寡を定め其數を増減するを得るものは只た天皇陛下のみ政府若くは議院に於ては之と増減する能はざるなり右の趣に依れば一旦常備の兵數を

定められたれば如何程費用を要するも議會に於ては之を如何ともする能はず只た會計豫算上に於て無用の費を省かしむるの一途あるのみなるべし

第十三條

天皇は戰を宣し和を講ぶ及諸般の條約を締結す

本條は天皇陛下が有する主權を外事に關して行はるゝ場合を定めたるものなり凡ろ國王は外國に對しては其名を以て其國を表するものなるが故に外交上の事亦た之を主宰し給ふ又た外國と紛争を生じ談判破裂に至りて後ち彌よ戰端を發かんとするに當りて其戰を布告するの權は君主の有する所なり又た戰半にして敵國と和議を爲し談整ふて然して后ち和睦を爲すも亦た君主の權たり之を稱して宣戰講和の大權と云ふ又た外國に對して和親通商郵便等種

々の條約を爲すに當りても國と國との條約には其國主權者の名に於て之を爲さざるを得ざるものなれば是亦た君主の大權内に在り凡る諸立憲國に於ても此宣戰講和及び條約の權は君主若くは統領の掌握する所たり但し米國合衆國に於ては全權ヲ取り締むたる條約も元老院の批准を受けずバ無効たりとせられたり蓋し僅うに其例あるのみ但し此諸權を君主若くは統領に有せしめたるも一には君主は外國に對して其國を代表するが故と又た一には宣戰講和は機と見て之を決せざるべからざるに依り議會を召集して之に諮るの違なきと又た一には宣戰講和及び締約は事の發するまで頗る機密を要するものなるを以て之を議會の議に掛くる能はざるが故なりとす英國の如きも議院は君主の宣戰の權を如何ともするに能はされども無名の軍無用の戰には後ちにて軍費支出の時に至りて

議を容れ之を制するを得るのみ

第十四條

天皇ハ戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及効力ハ法律を以て之れ定む

戒嚴とは内外一朝事あり敵を防せき亂を鎮むるに當りて兵備を以て全國若くは危險なる地方の區域を定めて之を警戒し恰も戰時に圍を受けたる時と同一の政令を其地方に行ふを云ふ是は此れ非常危急の場合にして議會の相談を待つの違もなく又た天皇は海陸軍の元首たるの權に於て自ら之を宣告し給ふを通例とす尤も此戒嚴令を布きたる時と雖も敢て人民の生命財産の權利自由を猥りに害せず必ずしも如何なる事柄は之を禁制し其禁制は如何なる効力ある歟は法律を以て豫め定め置かるゝなり明治十五年八月五日の戒

嚴令を参照すべし

第十五條

天皇ハ爵位勳章及其の他の榮典を授與す

凡そ君主國に於ては其獨裁たるを立憲政治たるを問はず凡そ君主は一國社會の元首たるを以て正道榮譽皆な其源を君主に取る故に之を稱して君主は榮譽の源泉なりと云ひ君主は正道の源泉なりと稱す本條も亦た其意にして凡そ日本國民にして國家に文武の功勞あり或は社會に便益を興へ若くは慈惠若くは忠孝節義凡そ旌表すべきと稱揚すべきと爲したる時は賜はるに或は爵を以てして之を貴族に列し或は位階を興へ勳章を興へ其他種々の榮譽恩典を給せらる而して之を與ふるは全く 天皇陛下の特權にして其源を陛下に汲み奉るものとす

第十六條

天皇ハ大赦特赦減刑及復權を命ず

前條にも云へる如く天皇は正道の源泉なり天皇は司法の元首なり故に法を正して惡を罪せしめ給ふも天皇の御名を以てし刑を減し罪を許すも亦た陛下の仁惠に依る 大赦とは朝廷の大慶若くは大事ありて大に慶を表し又は慈惠を施こされんとするに當り時としては御恩召を以て行はるゝものにして其大赦令に示されたる犯罪者は悉く之を赦免せられ且つ全く其罪を消滅せしめらるゝなり故に大赦に依りて免罪せられたるものは設ひ其罪公權剝奪のものと雖も別に宣告を用ひずして直ちに復權を得るなり刑法第六十四條又大赦に依りて免罪を得たるものは其罪既に消滅せるを以て再び罪を犯すと雖も再犯を以て論せら

れざるなり(刑法第九十七條)

特赦とは事情懲諒すべきもの若は處刑後謹慎悔悟の狀あるもの等の赦聞に達する時は特に其刑を免せらるゝことを云ふ併しなから大赦とは違ひて其罪を全く取り消されたるものに非されハ再び罪を犯す時は再犯を以て論ぜらるべく又た其赦狀中特別に復權の事を記載せらるゝに非れば既に剝奪せられたる公權は之を恢復するとを得ざるなり

減刑は其罪其刑は全く免ぜられざれども特別の謹慎等にて殊更らに其刑期と減縮せらるゝを云ふ復權とは犯罪に依り刑罰を受くると共に其有する公權と剝奪せられたるを恢復せしむるを云ふ但し公權とは刑法第三十一條に定むる所にして左の如し

一 國民の特權

二 官吏と爲るの權

三 勳章、年金位記、貴號、恩給を有するの權

四 外國の勳章を佩用するの權

五 兵籍に入るの權

六 裁判所に於て證人となるの權但單に事實を陳述するは此限に在らず

七 後見人と爲るの權、但親屬の許可を得て子孫の爲めにするは此限に在らず

八 分散者の管財人となり又は社會及び共有財産を管理するの權

九 學校長及び教師學監と爲るの權

第十七條

攝政を置くに皇室典範の定むる所に依る
 攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

本條は攝政の權限を定めたるものなり如何なる場合に如何なる人を以て攝政とするかを尋ぬるに 天皇未だ成年に達し給はざる時及び久しき間御大病若くは其他の御故障ありて大政を親ら行ふと能はざる時に於て之を置かるゝなり又た攝政たるべき御方は成年に達し給ひたる 皇太子又は 皇太孫之に任し給ふ右かはさざる時又は成年に達せざる時は第一に親王及王第二に内親王及女王とす尙ほ其詳しきは皇室典範に依るべし
 さて 天皇政を親らする能はざる場合に於ては攝政たるものゝ之を代りて 天皇の御名を以て凡そ 天皇の權に屬する皇權を行はるゝなり其効力に於ては 天皇の命と少しも變るとなし

第二章 臣民の權利義務

本章は我々臣民の身に執りては實に堅城鉄壁とも依頼すべき最も貴重の條項にして之に依りて以て我々が權利を全うし之に依りて以て我々が自由を保護するを得るあり然れども又た我々が國民たるの權利自由を有するの代に於て我々が又た國民たるの義務を國家に尽さざるを得ず本章に於ては凡る國民たるものゝ一般に有し得べき權利自由及び負擔すべき義務と定めらるゝあり

第十八條

日本臣民たるもの、要件は法律の定むる所に依る

凡る日本臣民たるの要件は苟くも我日本國に於て生れ日本國の籍に在るものは何れも日本臣民たるに相違なきは敢て疑を要せざれども或は外國人に嫁し若くは養子とせられ又は外國人にして我國

に歸化し或は我國人に嫁し若くは養子としたる等の場合に於ては日本臣民たるの資格を失ひ又は得るなるべし又は民法の制定を待たざれば今日に之を明言するを得ずと雖も鬼に角本章には日本臣民の權利義務を定めたるものなるに附き先づ第一に本條を設けたるものと知らる

第十九條

日本臣民ハ法律命令の定むる所の資格に應じ均く文武官に任せられ及其他の公務に就くことを得

凡る日本臣民たる者は其公權に於て文武の官職に任せらるゝの權利あり又た帝國議會議員府縣市町村の議員及び其吏員等凡そ公けの職務に就くことを得るの權利を有するを正則とす然れども或は婦女子にして其資格を有せず又は幼年疾病等にて其資格を有せざ

るものもあり又は丁年者にても試験に及第せざるものは其官職に任せられざるものもあり或は議員となり地方吏員とあるにも其資格を有せざれば選舉せられざるものあり斯る類は各之に關する法律及び命令に於て特別に定められたれば之に従はざるべからず其條件資格を有するものは何人ど雖も任官就職の權利を有するあり

第二十條

日本臣民ハ法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す苟くも國民たるものは其國家に對するの義務を有する中に就きて最も重要なるは護國の義務にして事ある時は全國皆な兵即ち己の國を自ら守るの義務なり然れども是とて決して君主の隨意に何人にも課すべきものに非ず何れも法律に於て之を定め如何なる人々は何年間服役し如何なる場合には何人か徵集に應ずるや等の

條件は皆を法律に於て之を定む此法律とは即ち去る明治廿二年一月に改正せられたる徴兵令之なり(讀者は本令を参照あるべし)

第二十一條

日本臣民の法律の定むる所に従ひ納税の義務を有す

凡る國民たるもの、國家に對して負擔すべき最重の義務は前條に定めたる兵役の義務及び本條に定むる納税の義務之れなり兵役の義務の以て國を守り亂を治め納税の義務は以て政府を維持し一般政費を支辨す苟くも國民にして此二つの義務を欠く時は國家は一日も維持すべからざるなり

然りと雖も人民納税の義務は充分に之を負擔すべきの勿論なれども獨裁政治に於ては時に無用の費用を費され過重の租税と上納せしめらるゝとなしとせず左ありては國民其産を失ふのみならず一

國の經濟も爲に衰耗して又た國と亡ぼすの憂あり決して政府の隨意に任すべきに非ざるなり

之に反して此制限を立て國民の同意に依り實際必要の國費を支辨し其納税を負擔するは實に立憲政治の本意にして爲めに憲法をも要し爲めに議會をも要する所以なり然るに此憲法に於ては昭かに其義務を示したると同時に法律の定むる所に従ひ納税の義務を有すと示され決して政府の隨意に増減賦課せざるとを明示せられたり抑も法律は天皇陛下と議會との承諾に依らざれば制定し變更すべからざるものに依り本條の意に隨へば人民選出の議會に於て承諾せざる不當の租税は之を上納するに及ばざるとは間接に顯はれたり尤も法律に隨ひどあれど其租税の率租税の種類徴収の方法等は何れも現在の法律に従ふ然れども現在の法律にて不當なりと

する時の帝國議會と 天皇陛下の協同にて未來に適當の改正を爲して少しも差支あるとなし然らば則ち本條は表面には國民の義務を示したるものあれども間接には法律に依らざれば其他の租税は一切徴収せられざるべきの權利を確められたるものと云ふべきなり。

第二十二條

日本臣民の法律の範圍内に於て居住移轉の自由を有す

凡そ人民たるもの其意の適する所若くは營業の便利の爲め何れの地に住居し又た何れの所に移轉するも其自由に任ず蓋し今日にては稍や此自由を實際に得て敢て差支を見るなしと雖も是れ亦た國民たるもの、各有すべき自由なるを以て之を爰に確め置き異日の

紛議を防せきたるものなるべし尤も居住を定め移轉を爲すに附きては各其成規あり其成規には必ず従はざるを得ざるの前條法律に定むる所に従ひと云ふに同じ但し外國に住居し移轉すると等に就きては各之に關する法律に依り又た將來定めらるべき民法の範圍に従はざるべからざるなり

第二十三條

日本臣民の法律に依るに非ずして逮捕、監禁、審問、處罰を受くることなし

本條は國民たるもの、人身上の權利を確めたるものにして法律に依るに非ずハ設ひ匹夫匹婦たりとも政府の權力の爲めに束縛せられざるの權利を有するなり凡そ人民に於て據なく行政者の隨意に拘留せられ隨意に審問せられ又た刑罰せらるゝ如きとは今日に於

ては之れなしと雖も往々古は我國にも行はれたるにして歐洲各國と雖も其例着々青史を濺せり人民の身に執りては斯程恐ろしきとはなく斯程不幸なるとはなし然らば則ち人民は何に依りて其身上の權利を全うせんが只だ法律の保護を得て此不幸を免るゝのみ然りと雖も獨裁政治の下に在りてはたとひ法律はありとも主權者の隨意にて之を曲けしむるとを得べく又た司法官に干渉して不法の處置を爲さしむると是亦た古今萬國の歴史に徴して見るべし然らば則ち法律も亦た獨裁政治の下には人民が生命上の權利の堅城鐵壁と頼むと能はざるなり然らば則ち管だ頼とする所は憲法ありて主權者の權力を區限し決して假に法律を左右せしめざることを示すの條に在るのみ本條の如きは至仁なる御大心もて人身上權利を重んぜさせ給ひ法律に定めたる場合に適するの外は如何なる場

合にても人民を拘束せざるべきことを明示せられたるものある否有難き

本條に逮捕とあるは人を捕縛すると及び拘引するとを云ひイムプリソンメント「監禁」とは之を拘留し之を閉ち籠め置き其自由を束縛するとを云ひトライヤル「審問」とは法廷若くは警察署及び其他の官衙に引き出して事實を審判するとを云ひバニシヨメント「處罰」とは之に課するに禁錮罰金若くは其他の重輕諸刑を課するとを云ふ

殊に本條に於ては法律に依らずしてと記したれば凡そ人を逮捕、監禁、審問、處刑するに何れも皆な法律の正條に従ひて之を行ふのみ。勅令、命令等凡そ行政上の命令のみにては之を行ふとを得ざると昭かなり。然れども其法律の善惡は暫く措き苟くも法律に於て定めたる場合に於ては決して之を遁かるゝと能はずたとひ本人は無罪にて

只た嫌疑を受けたる場合にても司法官にして法律に定めたる正當の手續に依りて之を拘引する時は決して之を拒むを得ざるなり

第二十四條

日本臣民の法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝとあし

凡る法律に定めたる職權を有する裁判官は獨立にして公平のもの
とす故に人民は此裁判官に依りて裁判を受くるの權利あり決して
他の官吏若くは法律に依らずして特に設けたる裁判官の裁判を受
くるに及ばざるなり此事も亦た平常にはあらずと雖も古は特別裁
判官を設けて不法の裁判を行ひ人民をして危難を蒙らしめしと歐
洲諸國の歴史にあり彼の西班牙の「インクイジション」法廷に異宗の
者を戮殺せしめたるは其大なるものにして又た左ほどまでになく

ども随分爲めに生命財産を危くせしめしと多かりき故に人民之と
恐れ君主に迫りて適法裁判官の裁判を受くる外か決して他の官吏
の裁判を受けざるの權利を要求して之を得たるを以て之を貴重の
權利となし來れり故に我國に於ても先轍に顧み將來を戒め本條を
設けて以て人民が適法なる裁判官の判決を受くるの權利を確め將
來に於て如何なる事あるも此權利を取り上げらるゝとなきを明示
したるものなるべし

第廿五條

日本臣民の法律に定めたる場合を除くの外其許諾を
くして住所に侵入せられ及搜索せらるゝことなし

本條は人民が家宅内安全の權利を確めたるものなり憲法學の諺に
曰く「一個人の家宅は其城壁なり」と蓋し何人と雖も猥りに之よ入り

込むと能はず如何なる權力を有する官吏と雖も之に亂入すると能はざるの意を示したるものなり是れ最も人民の身に取りては大切の權利と云ふべし人各秘密なしと云ふべからずたとひ秘密なくとも猥りに其家宅若くは住所に進入せらるゝ時は家内の安寧を害し且つ營業を害するは云ふを待たず加之ならず此權利も亦た歐洲諸國にては頗る由緒のある權利に於て古は專制の世不意に行政官吏の爲めに住所に侵入せられ家宅を搜し散らされ爲めに意外の冤罪を蒙りしと些からざりし彼國人民久しく之を争ひ來りて漸く其結果を得たるものにして頗る貴重の權利なりとせられたり本條の意も亦た然り

然れどもたとひ家宅住居の安全は確めらるゝも不法の事其家内に
行はるゝ時は人民其權利を失ふなり斯る場合に於ては司法警察官
は法律(命令に非ず)に定めたる正當の手續に依りては其住人の許諾
なくとも押して住居の内に入り家内の物件を穿索し不法の具に供
したるもの若くは其證據となるべきものは之を差し押ふるとを得
るなり

尤もたとひ法律に定めたる手續を踏まずして住所に侵入し又は家
内の搜索を爲さんとするに當りても住人之を許す時は敢て差支は
あらざるなり之を拒むと許すとは住人の自由にあり然れども其侵
入若くは搜索の要求にして不法なりと認むる時は住人は飽くまで
も之を拒むの權利を有するなり

第廿六條

日本臣民の法律に定めたる場合を除くの外信書の秘密を侵さるゝとなく

本條は憲法學に謂ゆる信書秘密の權利を確めたる條なり凡る信書秘密の權と云ふ事ハ實に親戚朋友知己の間に往復する信書の秘密を保つ爲めのみならず政治上の通信に關して政友の間政黨政社の間にも往復する信書の秘密を保つの權なり勿論政黨政社若くは政友の間に往復する通信は敢て治安を害せずとも大に其黨派の駈引の上に秘密を保たざるべからざるとあり若し甲政黨朝に在りて乙政黨が民間に相往復するを忌み警官若くは他の官吏をして恣に反對黨の信書を開封して以て責るしとせば如何なる不公平如何なる損害を反對黨に與ふるかを知るべからざるに反對黨を害するのみならず延いて害を社會に及ぼすべし是れ信書秘密の權利の政治上に殊に必要ある所以なり

亦た實に政治上信書の秘密のみならず商賣上にも此權利は大關係

を有するなり凡る商賣上の駈引を巧にせんには信書の秘密を嚴重に保たざるべからず然らざれば常に商機を漏泄せられて駈引を誤るとあればなり

爰に一の疑問ありそは他にあらず凡る封緘を施したる書翰は勿論之を開封するとを得ざれども郵便はがき及び電信に至りてハ一ハ郵便官吏の目も觸れ一は技手の手を経たるものなれば郵便官吏及び配達人技手等は其事柄を知るを得べし斯る場合には之を政府に上申し又は法廷に出頭して證據人となるを得るや否や政府ハ此等の役員の手を経て得たる證據を根據として處分を爲すを得るや否やと云ふの問題是れなり一方の論者の説に據れば既にはがきにした、めたる以上は何人の目にも觸、とを承知の上と云ひ又た暗號を用ひざる電信も技手の耳目に觸る、とを承知の上なれ

ば秘密はあらずと云ひ又た一方の論者は苟くも之を郵便役員若くは技手に托したる以上は信用を以てしたるが故に此人々は決して之を漏らすと得ずよし其信用を破るも政府ハ之を取り上げて處分の用に供するを得ず法廷は之を客れて證據と認むるを得ざるべしとの説あり兩者各理なきに非ずと雖も未だ一定の説を得ず暫く記して参考に供ふ

ろは暫く措き本條に於ても爰に注意せざるべからざるは憲法は不法を許さずと云ふとは是れなり設ひ信書の秘密權は之を人民に有せしむるも若し法律に背きたる信書の往復を爲す時は政府は法律に依て定めたる權力を以て之を開封し若くは差し押へて以て證據とせらるゝも人民に於て一口半句も不滿を訴ふると能はざるなり例へば集會條例第八條に(前略)他の社(政社)と連結通信するを得ず

とあるが如く若し此法律を犯して通信する時は之を押へられ之を開封せらるゝも之に對て不滿を訴ふると能はざるなり

第二十七條

日本臣民は其所有權を侵さるゝことなし
公益の爲必要なる處分ハ法律の定むる所に依る

凡る國民の權利の中に於て最も重要なる人身安全の權利は第二十三條及二十四條にて既に定められたり本條に於てハ之と一對兩輪の關係ある財產安固の權利を確むるなり即ち凡る日本臣民たるものは動産不動産の何種たるを問はず是の上には有する所有權は主權者又は政府の爲めに毫末たりとも侵さるゝとなく之を不法に沒收するとは勿論所有者の承諾なきに強いて之を買ひ上げらるゝとさへも爲されざるの權利あり維新前は土地所有者と雖も自ら小作

人と同一の如き有様にて其所有權確りならず領主の爲めには隨意に取り上げられしとあり又た之を所有するものも隨意に賣買讓與を爲す能はざりしが本條に於て此權利を確定せられたる以上は今後如何なるとあるも法律上の制限を除くの外は充分なる所有權を有するなり

然れども凡ろ土地所有權に全く完備せる權利ならず幾分か制限を受くるとあるは法理上の通則たり但し其制限とは如何なる場合なるかと尋ぬるに社會一般公益の爲めにする時は政府の買上に應ぜざるべからざるの義務ある場合なり例へば鐵道布設地買上新開道路敷地買上若くは市區改正の爲め等の如し然れども設ひ公益なりと見込みたればとて其處分方を豫め法律に於て定めざれば政府も之を強ゆると能はざるなり此場合は明治八年七月二十八日の公

用土地買上規則に定めたり其第一則に公用土地買上とは國郡村市の保護便益に供するため院省使廳府縣に於て人民所有の土地を買上るを云ふ但し國郡市の保護便益に供する爲め人民にて鐵道電線上水等の大土工を起す時は其事業により特別官許の上此規則に準ずるを得べしとあるが如し

第二十八條

日本臣民安寧秩序を妨げず及國民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す

信教の自由は本條に依りて確めらる凡ろ人民の自由中にて重なる條數多しと雖も自ら信仰する所の宗旨を公けに信仰し未來の安心を托するの自由も亦た實に欠くべからざるものなり凡そ世界萬國の歴史を繙くに此信仰の自由を制限したるが爲めに亂を醸し戰を

起こし若くは虐殺暴行實に名狀すべからざるものあり凡る血を以て歴史と穢せしもの、中其最も慘なるは宗教の禁に因れるものならざるはなし人民若し此自由を得ざる時は未來の君父(神、佛、天帝)に順はんと欲すれば現世の君父に背かざるを得ず現世の君父に従ふ時は未來は地獄の苦みを受く凡る信仰の自由は禁せんと欲して禁ずる能はず禁ずれば遇ま不幸と人民に被らせ國亂を社會に招く種子たるのみ遠く例を他國に求むるまでもなく我國に於ても徳川氏の初切支丹宗門を禁し無辜を刑せしと其幾千萬人なるを知らず皇政維新の初め切支丹禁制の制札を取り除かしめられたれども未だ耶蘇教(切支丹)を公認せられず公然死者を祭るに同宗門の祭式を用ゆるを得ず公然寺院を建立して宣教の途を開く能はず申さば日蔭業にして信徒の嘆は言ふに堪へざるものありき然るに今回發布せ

られたる此憲法の特恩にて信教の自由を與へられたれば是より以後或は神道を信仰するも可なり佛教に歸依するも可なり耶蘇教の洗禮を受けて公然之を信仰するも可なり但し回々モルモン(多妻宗)も亦可なり又た其諸宗の内にて如何ある門派に歸依するも少しも差支あるとなし是に至りて耶蘇教も我國開闢以來初めて公許せられたるものと云ふべく誠に千古の英斷にして古へ佛教を公許せしと同一の擧と云ふべきのみ

然れども宗教信向者が爰に一ヶ條の注意を要するとあるは他なし其信仰の爲めに社會の安寧を妨げ秩序を紊ると慎むの一儀是なり本條に於ては安寧秩序を妨げずとあるは若し爲めに安寧秩序を妨ぐるとある時は忽ち此憲法に依り其宗徒は其宗門信仰の自由を失ふことを示したるものなり凡る如何なる宗徒にても己を正とし他

を邪とし用ゆるに破邪顯正の手段を以てするが故に宗派の争は常に堪へず其熱度昇騰して亂を社會に醸すに至る時は主權者は政治上の權力を以て之に干渉せざるべからず又た宗教の爲めに君臣父子貴賤貧富の秩序を紊し平等破潰を目的とするものあらざる亦た其自由を許すべからず或は又た敵國同宗の徒に教唆煽動せられ自國臣民たるの義務に背き或は秘密を敵に漏らし或は款を敵に通じ其他日本臣民たるの一切の義務に違背するの徒あらば我國權は之を許さず其信教の自由を剝奪して之に保護を加へざるべし苟くも此大義を守り平穩に忠誠に自ら信ずる所の宗教に歸依するは凡そ日本人民たるもの自由のみ本條の意即ち是なり

第二十九條

日本臣民の法律の範圍内に於て言論著作印行集會及

結社の自由を有す

本條は實に國民たるものが政治上に有する權利自由の最も大且つ重なるものを確められたるものなり

言論の自由、フリースピーチ 苟くも國民たるものは其國民たるの資格に於て政治の當否及び其他一切の事に附きて其自己の思想を講談に論説に演舌に新聞に吐露するの自由あるべきは言を俟たず然れども獨裁政治に在りては決して之を許さず其言論當路の忌諱に觸る、時は恣に刑罰を蒙るとなしとせず又た法律に於て之を許すと雖も其度は甚だ狭少にして未だ以て充分の思想を吐露せしむるに足らざるなり之に反して立憲政治に於て最も尊重すべき事柄は言論の自由にして之をして憚る所なく人民の思想を吐露せしめ以て人民の輿論を斟酌するを得べし是れ言論の自由の立憲政治に必要な所以亦

た立憲政治の人民はあくまで叶はぬ自由なり
 然れども言論の自由とても如何なる區域までは自由なるやと云ふ
 の問題は實際に考究すべきの問題にして單に自由と云へば束縛を
 しのの意義なるを以て罵詈謗惡口雜言勝手次第なるを言論の自
 由なりやと云ふに決して然らず之を許す時は之を言ふもの、自由
 なるべけれども亦た之を言はる、ものハ其法律上に有する榮譽の
 權利を毀損せらる、とあるべく互に罵詈謗惡口する時は治安は一日
 も保たるべきに非るなり然れば則ち如何なる方法に於て其區域を
 畫する歟と問は、豫め法律を以て許すべき限を立てざるべからず
 其法律に依て立つべき區域は如何と云は、憲法學の通例より云は
 んに凡る政府が爲したる所置の當否を論し善を善とし惡を惡とす
 ると又た政治家其他の人々か世に公言したる論說若くは施てした

る手段取りたる進路に附き其當否を論評すると等にして公けに爲
 したる舉動公けに明言したる論說等に附き論評するは少しも差支
 なし又た但に政事上の事柄のみならず社會百般の事柄に付きても
 論評するを得るは勿論なりとす然れども他の私行上に涉り無實の
 事實を公言して其入を毀くるは法律の許さざる所にして憲法上の
 自由の限に非ず爰に一の差異あり我國の法律にては人の惡事醜行
 を摘發して之を公言する時は其事實の有無を論ぜず刑法にて罰を
 受く英國の法律にては如何なる惡事醜行を明言するも其事實なら
 ば言論者に罪なし然れども我國の法律は現在斯くの如くなれば改
 正せらるゝまではやはり此則に依らざるべからざるなり
 尤も法律の範圍内に於てとあれば法律命令に非ず(に於て許す限り
 又た禁せざる限りは)言論の自由を有するなれども今日の法律のま

ゝにては折角に此本條に自由を許さるゝとも放て以前と變るとあるなし今又一層其區域範圍を廣めんに異日 天皇陛下と議會との協同に依り之を改正せらるゝの時を待ちて后ち初めて此自由を實際に得るものなりと云はざるべからざるなり荷は今日此本條を適用せんには彼の現行法律たる集會條例、新聞紙條例及び出版條例等に準據して其範圍の中に於て言論せざるべからざることを知るべきなり

著作の自由 リベリティー・オブ・ライテンツ 著作の自由も亦た本條に於て認許せられたり著作の自由とは凡る政治學術、文學、技藝、小説其種類の何たるをせ論ず之を著述するの自由を云ふあり、凡そ學術を進め文明を導き世弊を矯めんには此著作の自由は一日もなくて叶はず然れども著作を以て亂を煽り社會の秩序を紊り若くは他人の榮譽を毀くる等の事を爲す

法律の禁する所なれハ著作を爲すにも亦た必ず法律の許したる範圍の中に於て爲さるべからず法外の著作は憲法の許さる所なりと知るべきのみ

印行の自由 リベリティー・オブ・プレス 印行の自由とは言論著作と相聯絡したるものにして著作を出版し新聞雜誌を刊行すると皆な此中に含蓄せらるゝなり然りと雖も此自由も亦た法律の區域内に於て許されたるものにして決して法律に背きたる言論著作等を印行して之を世に公にすべからず之を印行せんにはやはり出版條例、新聞紙條例等を遵奉せざるを得ざるなり

集會の自由 リベリティー・オブ・アソシエーション 集會とは三人以上相集るとを云ふものにて或は集會して政治を談論し宗教學術等凡べての事柄に付き相談若くは論議逸樂するの自由を云ふなり

結社の自由リバーティオブアソシエーションも亦た政治上の目的を以てするものと初め社會百般の目的を達せんが爲めに數多の人数にて會を設け社を結ぶの自由を云ふ此結社の事は重に政黨の用に供すると多く稱して政社ポリティカルソシエーションと云へり凡る前の集會の自由と云ひ結社の自由と云ひ何れも之を確められたれども其運動はやはり法律の規定する所に依らざるべからず之に關する法律は即ち集會條例是れなり

人或は云はん本章に於ては何れも數多の貴重なる權利自由を許されたれども何れも法律の範圍内に於て之を許されたるものにして新たに幾多の權利自由を附與せられたるものに非ず現行の諸法律に於ては既に幾分の權利自由を有せり此憲法に規定せられたる權利自由も亦た既得の權利自由に異ならずと云ふものあり之れ大なる誤解なりと云ふべし蓋し憲法は無朽なりと雖も法律は今後政府

提出の議按若くは議會立接の議按に依り之を可決して天皇陛下の御裁可を得さへすれば如何様にも改正變更せらるべし其法律の變更と共に人民の權利自由も亦た消長す故に今日五分の權利自由も明日法律を改正して十分の權利自由とする時は憲法に此十分の權利自由を認めて動さず且つ今後法律の改正には議會必ず之に與かるべきものなれば議會に於て現行法律の人民の爲めに不利不自由なりと信する時は何時にても之を改正するの決議を爲し天皇陛下の裁可を乞ふとを得べきに付き決して憂ふべきに非ず故に余は本章を以て立憲政治の主眼とし人民の權利義務の堅城と頼まんとするなり

第三十條

日本人民ハ相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に

従ひ請願を爲すとを得

本條は人民が請願の權利を認められたるものなり凡そ行政の處分たるは自然の結果たるを問はず上に過なくして其身に困難を受け損害を蒙る時は其情實を上に訴へて以て救済を哀願せざるべからず尤も行政官の命令にして法律に違ふとある時は之を行政裁判所に告訴して其取消しを求めると得べしと雖も其命令にして法に違はず適當なる處置を爲したるに人民の側に於ては非常の困難迷惑を受くる時は之を管轄廳に嘆願して其救済を乞ふの外途なし又は天變地異戰亂等不慮の災害の爲めに困難を受くる時も亦た之を嘆願して其救済を乞ふを得るなり尤も之を聞き届くると否とは請願を受くる官廳の權内に在りと雖も苟くも之を請願するの權利を與ふる以上は其事情實に感諒すべき正當の嘆願なる時は之と聞

き届くるを通例とせらるべし

さて之を請願するには其願人の所轄官廳に宛つるあり又は議院法に定めたる如く議院に請願するとありらる其請願すべき事柄の性質如何に依るのみ

固より請願は權利を以て上に迫るに非ずして權利なき時に上に向て救済を求むるものなれば成るべく敬禮を盡さるべからず尊敬の念を欠く時は請願の性質に相反するなり

又た云々の事件は斯々の場所に請願すべし云々の請願には云々の式を用ゆべし等の諸件は夫々別に定むる所の規則に従はしむ本條に於ては其規則に従ひさへすれば請願するを得るの權利を示したるものなり

第三十一條

本章に掲げたる條規ハ戰時又ハ國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐるをふし

本條は國家の危急に迫り之を保全するには尋常の手段を以てすべからざるに際し特別の例外を設けたるものなり凡そ一朝外國と事ありて我國を防衛するに際し又た國內大亂ありて之を鎮定するに際しては 天皇陛下は海陸軍の元帥として其大權を行ひ或は戰爭を宣布し或は戒嚴を宣告し又た臨時に必要な處分を爲さるべからず斯る危急の場合に際しては本章に定めたる諸條項を一々株守してハ防衛若くは鎮定の功を奏すべからざるに依り止むを得ず此範圍外に出つるとあるべきを示したるなり

然りと雖も爰に最も注目すべきは其時の情勢にして眞に戰時なるか又は大事變の時に限りて決して平常には右諸條に規定したる權利自由を妨げられざると及び此場合に於ても只だ 天皇陛下の大權施行の場合に限りて其他の權力には敢て妨げられざるとの二件なりとす

第三十二條

本章に掲げたる條規ハ陸海軍法令又は紀律に抵觸せざるものハ限り軍人に準行す

本條は陸海軍人の權利自由及び義務を確めたるものなり固より海陸軍人と雖も等しく之れ日本臣民なれば他と同一の權利義務を有すべきは勿論なれども凡そ陸海軍の軍籍に在るものは又た常人と異なりて軍法の支配を受け其規律に従はざるべからず故に等しく常人の權利自由を有し又は行ふ能はざるものあり例へば常人は言論出版の自由を有すと雖も軍籍に在るものは其規律に於て許され

ざるが如し然れども其他の諸權利義務にして軍人の爲めに設けられたる法律、命令及び規則に差し支へざる限り、常人と同一の權利義務を有し得るあり

第三章 帝國議會

凡そ立憲政体の機關に於て其中心となるべきものは議院之なり苟くも 天皇陛下が其主權の一部分たる立法の大權を行はるゝには必ず帝國議會の協賛を得ざるべからず加之ならず帝國議會ハ人民の輿望を代表するものなれば以て上み陛下を翼賛して民望に協ふの法律を制定せしめ參らせ下は人民一般の爲めに其權利自由の城壁となり以て立憲政治の慶を人民に得せしむ故に此議會一日存せざれば立憲政体は一日も存せざるものなりと云ふて可なり又た其組織權限の如何に依り大に其効用を全くするを得べく又た得べき

慶をも得ざるとあり議院にして權力に乏しければ寧ろ之れ無きに如かず又た議院にして權力は過くれば皇室泰からず其權衡程度は實に緊要の問題たるなり本章に定むる所は我帝國議會の組織及び權限等にして我至聖なる 天皇陛下が親ら衷を裁し給ひたるものなれば今日我國の時勢に於て適當と申すべきのみ

第三十三條

帝國議會ハ貴族院、衆議院の兩院を以て成立す

本條は帝國議會の成立を定めたるものにして我帝國議會と稱するは貴族院及び衆議院の兩者を併せ稱したる名目なりとす彼の英國にてパルラメント(議院)と稱するは上院下院を總括したるものゝ如く又た米國にてコングレス國會と云ふは元老代議兩院を併せ稱したる名目の如し

偕て我國にて帝國議會は貴族院と衆議院とを以て成立せしめたる
 は謂ゆる兩局議院制度を採用せられたるものあり凡そ議會の成立
 に就きてハ二個の理論あり一を一局議院制ユニカメラルと云ハ二を兩局議院制バイカメラル
 と云フ一局議院の方にては貴族院若くは元老院を設けず國會は一
 に代議士院のみとするの制なり二局議院ハ貴族院若くは元老院に
 加ふるに代議士院(即ち衆議院)を以てするの制あり民主共和の國に
 ハ一局議院を用ひて直接に人民のみを代表せしむべしとの説あれ
 ども佛と云ヒ米と云ヒ瑞西と云ヒ未だ實際に此一局院制を用ひた
 るとなし之に反して二局議院の制は概ね立憲國の用ゆる所となり
 一は以て富貴の階級を代表せしめ又た一は以て人民一般を代表せ
 しむ然して二局議院の制に在りてハ立法の順序も自ら鄭重にして
 時の風潮に誘はれ危險に走るの憂を防ぐの用を爲すとあり一國の

秩序を保ち順序ある進歩を爲さしむるに學者概ね二局議院制を可
 とするもの、如し此憲法に採用せられたる制も亦是れなり

第三十四條

貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及敕任
 せられたる議員を以て組織す

本條ハ貴族院即ち上院の組み立てを定めたるものなり即ち其組立
 ハ第一に皇族第二に華族第三に勅任せられたる議員と以て之を組
 み立てらる

今更其委細は貴族院令に定められたれども爰に其貴族院議員たる
 ものを擧れば左の如し

皇族 皇族の御方は男子にして成年に達し給ふ時に其皇族たるの
 資を以て議席を占むるを得らるゝあり

華族 華族の中にて其爵位の力に依り直ちに席を貴族院に占むるもあり又は同族中より選舉せられて之を占むるもあり直ちに之を占むるは公侯兩爵の華族に限り滿廿五歳に達する時は直に上院に着席するを得伯子男の華族には各其同爵中より選舉して之を出す其被選者の年齢は滿廿五歳以上にして其任期は七ヶ年なりとす

勅任議員 勅任議員の中に二個の種類あり其一は國家に勳勞あり又は學識ある者より 天皇陛下の御恩召にて適當と認めたるものを勅任せられたる者とす此輩は年齢滿三十歳以上の男子にして一たび任せらるれば終身議員たるを得べし但し自ら之を辭するハ差支あるべからず其第二は各府縣に於て土地又は工業商業に付多額の直接國税を納むる者の中より一人を互選して勅任せられたる者とす此議員たるを得るものは各府縣に於て滿三十歳以上の男子

にして土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者十五人中より一人を互選し當選して後ち勅任せられたるものあり其任期は七ヶ年とす

以上は我國上院の組織法なり既に此上院を貴族院と稱したるに入るは貴族に非る勅任議員を以てするは異様あれども一は國家に勳勞あり最も社會の上に優待を受くべきの資格あるもの又一は學識ありて衆人の上に秀逸し學識貴族の地位を立つを得るもの又一は爵位なしと雖も實際に富資を有して實力貴族たるに足るものなれば何れも之をアリストクラシー(貴族)的の分子なりとす故に之を本院の組織中に加へられしなるべし尤も上院の組織に附きては各國歴史上の由來に依り其趣を異にし或は皇族貴族大僧正のみを以て組織するあり或は之を補ふに終身貴族を以てするものあり

彼の英國の如きは敕任議院と云へるものなきを以て時に有功者を貴族に列して上院に着席せしむ又たロルドチャンセル上院議長大裁判長の如きは全國隨一の法律家を要するに就き貴族の中より出づるは稀れなれば此官に任ぜらるゝ時は必ず貴族に列せらるゝを列とす或は又た佛國の如き米國の如き元老議員は何れも民選にはあれども其選舉の手續も鄭重にして資格も亦た下院議員よりも重し蓋し一には人心の激昂を抑へ立法の方向を誤らしめざる爲めに注意したる組織なりと云ふべきのみ實に我貴族院の如きは皇室の藩屏人民の模範其任重しと云ふべきなり

第三十五條

衆議院は選舉法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す

本條に衆議院の組織を定む此憲法の趣意に依れば凡そ本院の議員たるものは其資格の輕重は暫く措き全く人民の公選に出で人民の輿望を擔ひたる代議士を以て組織せしめ決して官選の分子を加へしめざるの權利を公認せられたるものと云ふべきなり尤も其選舉人被選人の何物たるは選舉法に定められたれば其詳しきは本法に就きて見るべしと雖も其議員たるを得るものは日本臣民の男子満卅歳以上にして其選舉府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むるものなり尤も同法十四條の差支なきものに限る此資格を有するものにして當選したる時は何人にては議員となり得るを得政府は之を拒むとを得ず設ひ天皇陛下と雖も本條に定め給へる憲章に依り之を拒み給ふとを得ざるなり是れ衆議院に於て少しも官の干渉なく直接に民意を表章するを得せしめんが爲めのみ

尤も選舉法にて尙ほ選舉人被選人の資格の輕重に就きては古今學者各其論を異にすれども時は時の宜に應じて之を變更するの外なし我衆議院選舉法に定めたる資格の度は我陛下が今日に於て適度と認め給へるものにして争ふべきに非ず異日事情の變遷に従ひ其資格の度をも變更するを必要とするに至る時は又た天皇陛下と議院との協同にて之を改正せらるべきなり故に其度の如何は本條内の問題に非ず本條にては只た衆議院は人民より直接に選舉したる代議士を以て組織し他よりは決して啄を容べきものに非ざるとを明示せられたるものにて國民の參政權は此條に於て初め暢達確定せられたる金料玉條なりとす

第三十六條

何人も同時に兩議院の議員たることを得ず

本條の意は凡そ衆議院の議員たるものは同時に貴族院の議員に任ぜられ之を兼ねることを得ず又た貴族院の議院にして衆議院の議員に當選するも同時に之に兼任するを得ざるとを云ふあり若し衆議院の議員にして貴族院議員に任せられ之が御請を爲したる時は衆議院の議員を辭せざるべからず又た貴族院議員にして衆議院の議員に當選し之を承諾せんと欲する時は先づ貴族院の議員と辭せざるべからず其進退の當人の自由なれども同時に兩役を兼ねることを許されざるなり

蓋し其故は兩院議員共等しく之れ立法員なれども一は貴族的の元素を代表し一は平民的の元素を代表するものなるを以て自ら利害を異にし性質の上より兩者を兼任すべきものにあらず加之ならず貴族院議員にして衆議院議員を兼ねまむる時は自ら貴族的の勢力

を衆議院に及ぼし其判斷眞に民意に適せざるの憂あるべし又た之に反して衆議院議員にして貴族院議員を兼ねる時は又た平民的の勢力を上院に及ぼし其利益を害するとあるべし故に同時に兩院の議員を兼ねることを禁せられたるあるべし尤も貴族の當主は衆議院議員の被選人及び選舉人たるを得ざれば無論同時に兩院の議員たるを得ざるなり

第三十七條

凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

本條は帝國議會の承諾決議を得たるものに非ずば如何なる命令も法律に非ざることを明示したるものにして我意聖文武なる天皇陛下が人民に與へ給へる參政の大權を確定せられたる條なりと云ふべし此條は本法第五條に「天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を

行ふとある條項と相照應するものにして其意一なり天皇は立法權を行はんには必ず帝國議會の協同補賛を要し帝國議會の協同補賛なくば法律と云へるもの成り立たざることを表す故に其意一なりと雖も之を二ヶ條別々に掲けたる所以は第五條は「天皇陛下の立法權を規定せられたるものにして本條は又た議會の立法權を確めたるものなり兩條相待ちて初めて其全きを得るものとす

凡そ議院の権力中にて最も重なるものを數ふれば第一に凡ての法律按を決議するの權第二は會計豫算を決議するの權第三には法律按起草の權即ち發按權第四には上奏及建議の權第五には彈劾の權等とす中に就きても立憲政体の本旨國會開設の主眼とする所の立法の權にして如何なる法律按たりとも議院の承諾なきものは法律とならしめざるの權限なりとす此憲法議會の權限を列記するに

當りて首として其立法權を示されたるは最も其當を得たるものと申すより外なきのみ

第三十八條

兩議院は政府の提出する法律案を議決し及各法律案を提出することを得

本條は前條の法意を一層敷演して明かに議會の權限と示したるものなり即ち凡べての法律には必ず帝國議會(上下兩院)の協同補贊を要するものとするに附きては必ず其決議と得たるものなるか但しは其一方の院より提出したる議案を他の一方にても亦た之を議決したるものならざるべからず偕て其協贊を得るの方法に就きても其議案の出處に就きて差異あり之を他より承諾を求むる時及び自ら議案を提出する時なりとす

其他より議會の承諾を求むる時とは政府より法律の議案を議會に提出する場合を云ふ。此場合に於ては議院は憚る所なく其議案の當否を討議し可なりと認むる時は之を可決し否なりと認むる時の之を否決するとを得。議院の一にて之を否決したる時は其按ひ成り立たざるなり贅辨に似たれども一言爰に諮詢と議決との區別を述べざるべからず諮詢とは上より下に向て可否の意見を問ふの意なれば之が諮詢を受けたるものは其意見を應ふ但し其答按は忠告にして之を用ゆると用ひざるとは諮詢者の權内に在り彼の天皇陛下が樞密院に國家の大事を諮詢せらるゝが如し之に反して議決と云へるものは之を議する方に於て其意見を斷定したる以上は其按ひを出したるものに於ては必ず之を採用せざるべからず可なりと決ぜらるれば之を實行し否なりと決せらるれば之と放棄せざるべから

す其間權力に於て非常の差異あるなり本條に於て兩議院は政府の議按を議決するを得るとあるは即ち此後者の意義なりとす本條に於ては又た議院は自ら議按を提出するとを許されたり自ら議按を提出するとは議院に於ては國家の爲め云々の法律を要するものと認むる時又は現行の法律に脩正を加へざるべからずと認むる時に於て政府の發按を待たず議院内に於て自ら新議按を起草し若くは脩正按を起草して之を其院の發議按とし以て他院に提出し可決を得たる時は之を天皇陛下に奏呈して其裁可を乞ふに至るの手續にして之を發按の權又は起草の權と云ふ此權力は實に大切にて議會をして其權限を全うせしめ其効用を奏せしめんには此權力はなくては叶はず此權なき時は如何ある時の必要ありとするも議院は自ら啄を容るゝ能はず只だ手を束ねて政府の發議を待たざる

べからざるなり然れども此立按の權を實際に活用して弊なからしめんには頗る議院の熟練慣用を要せざるべからず此權を濫用する時は終には陛下の大權と議院の權限との間に軋轢を生ぜんことを恐る是れ至仁なる天皇陛下が此寛大なる憲法と下し賜ひたる大御心に背き又た忠良なる人民が聖主に報ゆるの本旨にも背くべし能く其中と取りて實効を奏するは夫れ議院の責任歟

第三十九條

兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再提出するを得ず

凡そ法律按にして法律とあらしめんには先づ兩議院の可決を得たるものならざるべからず故に其議按の何れの方より出でたるにも係らず一院に於て否決となりたる時は既に他の議院に於て可決せ

られたるにも係らず全く廢按となるべし一たび廢按となりたる以上は如何ある場合なるにも係らず政府は再び同一議按を同一會期に提出して再議を求むるを得ざるなり但し之を否決したる當議院の會期終りて次年の會期に至りて之を提出し更に議決を求むるは敢て差支なきなり

府縣會規則に於ては議會の議決にして當局者の意を満たしむる能はざる時は之を直ちに再議に附し臨むに不認可の權力を以てし再議按可決せられずば其議決に認可を與へずして原按を施行す是れ誠に恐るべきの權力なりとす若し不幸にも之を帝國議會に適用して一院政府議按を否決する時は政府は之を再議に附し若し再議按を可決せざる時は其決議を不認可して原按の之を施行する如きとありては實に帝國議會は有りてなきが如し加ふるに従前我元老

院に對する政府の有する權力の如く元老院ハ一の議按を否決するも政府は之を斷行して原按を發布し後ち元老院の檢視會に附するが如きとの帝國議會に對して行はる、時は是亦た帝國議會はあれどもなきが如し然るに此憲法にては少しも斯る例を許さず一たび否決せられたる議按ハ同一會期に再び出さず又否決したる議按を斷行するが如きとを爲さしめざるは誠に議會の權力を尊重したる寛大の條項と云ふべきなり

第四十條

兩議院は法律又は其他の事件に付各其の意見を政府に建議するを得但し其採納を得ざるものハ同會期中に於て再び建議するを得ず

本條は議院の有すべき建議の權を確めたるものなり凡そ議院は立

按の權を有すれば其制定すべきの法律又は改正すべきの法律に就きては自ら按を作るとを得べしと雖も未だ議按と作るに至らざるべきも其他法律に付き政府に對して之が修正按の提出を求め之が實行若くは正當の施行を求めんと欲するの意見を有するとあるべし又た當に法律に關するとのみならず凡べての事件に付き一般の利害に關して其意見を政府に建議し其採納を求むるとを得、尤も建議の場合も請願と同じく之を採用するとせざるは政府の權内に在るとなれば議會は之を強ゆるを得ず、又た一たび建議を爲して採用せられざる時は同一事件に付幾度同一の建議を爲すも妨げなしと雖も前條に政府の否決の議按を再び同一會期に提出するを得ざると同様にて同一會期に再び同一の建議を以て政府に迫ると能はざるなり。

爰に建議レテレシテと云へるとと請願ベテレシテと云へるとの別に就きて一言せざるべからず建議と云ふとは敢て之を建議するもの、みの利害に關したることを政府に上陳するに非ずして一般の利益若くは他の利害に關して其救濟法を當局者ニ乞ふものを云ふ故に之を受け付くる方に於ても之を採納するとせざるとに附き別に建議者に對して指令を與ふるを要せざるなり、之に反して請願とは之を請願するもの、みの利害に關して救濟を求むるものたるを以て當局者は之を斥くると聞届くるとに附きては左右の指令を與ふるものとす是れ其區別なるべきか

第四十一條

帝國議會は毎年之を召集す

上下兩院の會期は次の條にある如く三ヶ月間を以て一期とするに

在れば其期終ると共に一旦之を閉會して以て來年の會期を待たざるを得ず然れば 天皇陛下は毎年一度づゝは議會の召集を爲さるべからざるなり又た本條に殊更らに毎年之を召集すと記るされたるは之を召集するの權は 天皇陛下の特權に在るを以て之が召集なき時は議會は開會するを得ず議會開會をなさるときは法律は立つるを得ず豫算は議定するを得ず終には立憲政体の面目を失ふに至るべし故に殊に爰に毎年召集と記して 陛下は必ず毎年之を召集し給はざるべからざると及び議會は必ず年々一度は召集を受くべきの權利あるとを確めたるものなりと知らる

第四十二條

帝國議會は三ヶ月を以て會期とす必要ある場合に於てハ敕命を以て之を延長することあるべし

本條は議會の開會期を定めたる條なり通常は之を三ヶ月の間とし非常の必要ありて三ヶ月間に於て閉會を告ぐるに至らざる場合には 天皇陛下は敕命を以て之を延長せらるゝなり斯る場合に於ては議會と雖も自ら其生命と延長すると能はず政府も亦た之を延長せしむると能はず凡る議院の召集開閉延長共に皆な 天皇陛下の特權なりとす但し會期を定むるとは一には會計年度に應じて年々の句切りを立てんが爲め又た一には各地方より集れる代議士をして年中滯京せしむるハ甚不便なるに依り斯くは定められたるものなるべし

第四十三條

臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すべし臨時會の會期を定むるは敕命に依る

帝國議會の通常會期は一年の中三ヶ月と定め其他の間は之を閉つるに付き其閉期の間に於て是非必要ありて議院を召集し其議を経ざるべからざるとある時は臨時に議員を召集して之を開かるべし但し此召集及び其開會の期も亦た 敕命に依りて定めらるゝなり爰に一言の注意を要すべきあり他なし本法第八條に於ては議會閉會の中 天皇陛下は法律に代るべき敕令を發せらるゝとあれども其場合は只だ内憂外患一國の安危に關したる危急の場合及び不時の災厄を避けんが爲めの危急の場合のみに限りて其他には決して行はれず之を屢々して其他の場合にも第八條を適用せらるゝ、如きとありては折角議會を設けられたる 聖旨の程にも違ひて由々しき争の種を蒔くべし故に右に定めたる二個の場合を除きては如何なる緊要の場合にても止むを得ざれば臨時に議員を召集せらるべ

く待ち得らるべき限りは通常議會の期至るを待つを本則とするものと知るべし

第四十四條

帝國議會の開會閉會會期の延長及停會ハ兩院同時に之を行ふべし
衆議院解散を命せられるときハ貴族院ハ同時に停會せらるべし

凡そ帝國議會の成立は貴族院衆議院の二者相聯合して一體となり生存するものなるが故に一院を開らきて一院を閉づる能はず一院滅びて一院存するを得ず其進退終始共に同一ならざるべからざるなり故に之を開くも閉づるも延ばすも休まするも上下兩院共に同時に之を行はる。又た衆議院の舉動此憲法の旨に違ひ若くは不穩當

の決議を爲し國民の輿望に反したりと確認する時は 天皇陛下の大權を以て之を解散し新たに議員を選舉せしめ再び衆議院を組み立つるとあり斯る場合に於て衆議院の解散を命せらるゝと共に貴族院の停會せられ新衆議院の成り立つまでは議會の事を行ふを得ざるなり

凡そ衆議院解散の事は非常の場合にして決して輕々しく行はるべきに非ず若し其解散の事國民の輿望に背くとわらば國家の治安を妨害すると著るきは古今立憲諸國の歴史に徴して昭かなり故に常に陛下の左右に侍して補弼の責に任ずる當局者か之を陛下に忠諫し奉るの場合には頗る熟慮を要するものなりと覺悟せざるべからざるなり

第四十五條

衆議院解散を命ぜられたる時は救命を以て新たに議員を選舉せしめ解散の日より五ヶ月以内之を召集すべし

ろも議院の解散は起死回生の大施術と行ひたるに等しければ誠に止むを得ずと雖も再び蘇生薬を用ひざる時は施術も効なし蘇生薬とは何ぞや即ち新議院の召集是れなり固より召集開閉ハ一に陛下の大權にあるるれバ萬一解散のまゝにて新議院を召集せられざる時は帝國議會は成り立つの期なく實際廢せられたるに同じ故に解散の後日は期して之を召集せらるべきとを確定せざるべからず本條に定めたる所即ち之が爲めのみ其意に據れば 天皇陛下の止むを得ざるに衆議院を解散せられたる時は救命を以て新たに議員を選舉せしめ遅くも之を解散せし日より五ヶ月以内に新議院

を召集して以て帝國議會を成り立たしめらるゝなり恐れ多くもた
とひ陛下の御意なりとも五ヶ月以上に涉り此召集を延引し給ふ
とは此憲法に於ては能はざるなり

第四十六條

兩議院は各其總議員三分の一以上出席するに非ざれば
議事を開き議決を爲すことを得ず

本條は議員全數の幾部分集會する時は議事を開き有効の議決を爲
すとを得るや否やを示せるものなり即ち上下兩議院共に各其全數
の三分の一以上の出席あるに非れば之と聞くことを得ざるを例とす
勿論充分の意見を表し有効の議決を爲さしめんには成るべく多數
の出席を要するとハ勿論なれども之と各國の例に照らすに平常に
は餘り多くの出席を見ず其議決を取るの時に至りてハ諸黨何れも

多數を要するに付き各黨幹事は臨時に諸員を呼び集め可否の數に
入らしむ故に初めより過半數を得ずとも大抵は三分の一位にて議
事に取り掛らしめざれば常に不都合と生ずるとあるべし本條に之
を三分の一以上と定められしは右等の場合を豫め參酌せられたる
にやあらん

第四十七條

兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數ある時は
議長の決する所に依る

本條は決議の方法を示すものなり凡る決議を表するには其數出席
員の半數以上アブリニトマツヨクならざれば決議とするを單に多數のみを以て決する
を得ざるなり例へば一議題にして甲乙丙三派の論に分る其當日の
出席員は百五十人と假定し甲論には六十票の同意あり乙には五十

丙には四十の同意ありとせん此日の半數は七十五人なれば甲乙丙何れも過半數を得ざるに付議題は消滅に等しく甲議に決するを得ず是に於て再び其決を取り直ほし第二回目には甲は七十六を得乙は七十四を得る然らば則ち甲論は過半數に付き之に決するなり若し又た甲乙共に七十五づゝと相分る、時は議長は何れの方にか軍配を擧げて之を決するを得るなり

第四十八條

兩議院の會議は公開す但し政府の要求又ハ其院の決議に依り秘密會と爲ることを得

議事の公開は會議法の通則なり苟くも帝國議會の議必ず公明正大なるを要す何人と雖も之を聞くことを得ざるはなし加之ならず議事を公開する時は如何なる法按にても人民は直ちに之を聞き又ハ新

聞紙をして之を傳へしめ直接間接に立法者の眞意のある所を解して誤解の憂なからしむ是實に立憲政治の本意なりとす故に凡べて議事は之を公開するを以て通則とするなり然れども時としては事の軍機に涉り外交に係はり又ハ治安に關し議事を公にしては社會に害あると實際に於て往々あるとなれば斯る場合に於ては其例外を設け或は政府の要求に依り或は議院の決議に依り傍聽と禁し秘密の會議を開くことを得せしむるなり此場合に於て議院ハ政府より秘密會議の要求を受けたる時は之を拒むとを得ず又た議院に於て之を秘すべしと決議する時に於てハ政府は決して喙を容るゝ能はざるなり

第四十九條

兩議院は各 天皇に上奏することを得

本條は議院の特權フリスレリオンと威嚴アウニチとを保たしめんが爲めに設けられたる條なり凡べて帝國議會は我 天皇陛下を翼賛し奉りて立法の大權を行ふものなれば之を開閉召集するも皆な 陛下の直轄に在りて獨立を保つものあれば敢て行政部より手を指すべからず故に議院に於て國家の大事と認め之を奏問せざるべからずと思惟する時は敢て政府の手と經るに及ばず直接に謁を 陛下に請ふて其意見を奏問するを得るなり(但し其手續は議長國務大臣の紹介を以て謁見を乞ふとの議院法に詳なり)此の條に依りて初めて帝國議會の位置如何なるものなるやと表示したるなり

凡る立憲政体に於ては其主權を三大部に分ち各其機關をして之を行はしむ其立法權は議院をして之を行はしめ司法權は判官をして之を行はしめ行政權は各省國務大臣をして之を行はしむ然して

天皇陛下は其三大權の上に立ちて之を總總統率し給ふ故に 天皇陛下の代理として此三大權を行ふ各部は何れも獨立にして相上下せず歸する所は只だ 天皇陛下にあるのみ即ち左の圖の如し

帝國議會 (立法部)

天皇陛下

裁判所

(司法部)

各省

(行政部)

凡る本條に於て兩議院は各 天皇陛下に上奏するを得ると定めたるの間接に議院獨立の地位を認めたるものにして上奏の權と共に其威嚴をも保たしめたるものと云ふべく誠に貴重の條なり

第五十條

兩議院は臣民より呈出する請願書を受くることを得
前條は上に對するの權限と地位とを表し本條は又天下に對する權

限と地位とを表章するものなり即ち人民より其自家の利害に關し救済を得んとを議院に請願する時又は法律の改正を得んとを議院に請願する時は議院は程規に違はずと認むる時は之を受理するとを得其請願の手續請願の性質受理不受理等の諸件に就き其詳細は議院法第十三章第六十二條より第七十一條に至る諸條に載せ且つ之を其法律中に解釋したれば讀者は其餘に就て見らるべし

第五十一條

兩議院は此憲法及議院法に掲ぐるもの、外内部の整理に必要な諸規則を定むることを得

兩議院の立法上に關する權限は概ね此憲法及び議院法に定められたり然れども其他又た各議院内部の取締に關し必要ある諸規則を自ら制定するを得るなり此諸規則は決して議院外に對して効力

を有するものに非ず只た其議員及び諸役員を制し及び議院内に入來するものとして此規則に従はしむるを得るなり

第五十二條

兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及表決に付院外に於て責を負ふことあり但し議員自ら其言論を演説刊行筆記又は其他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるべし

本條は議員の言論の特權を定められたるものなり先づ本條の意を説明せんに凡そ上下各院の議員たるものは其議院の議事中心にて意見と陳べ又は投票を爲したる時に當り其意見若くは投票にして痛く他の政略を攻撃し若くは人身上にさへ涉りて之を痛論したるに此言は尋常の場合にては法律上の責任を負ひ刑罰を受けざるべか

らざるものなりと雖も苟くも議院の内議事の最中に發言したる言
 なる時は其言論投票に對して議院の外に於て民刑兩法どもに其責
 を負ふとならなり但し議院法第十章院内の紀律の諸條に於て皇室
 に對し不敬の言論を爲し又は無禮の言語を用ひ或は他人の身上に
 涉りて言論することを制せられたれども其責は議員が議院全体に對
 して負ふ所にして議院法第十八章に定めたる罰則の制裁を受くれ
 ば則ち可あり又た再び其言論に對して刑法上民法上の制裁を受け
 ざるなり此事の詳しきは議院法第十七章及び第十八章に載せられ
 ば爰に贅せず本法に就て其意を求めらるべし

爰に一言注意せざるべからざるは議院内と云へる三字なりたどひ
 議員なればとて法律に背違したる言を議院の外に於て吐く時は決
 して其責を免かれず加之ならず設ひ議院内に於て之を發言して其

責を免れたる言論なりとも自ら之を再び議院外に持ち出して公衆
 に演説し又は其筆記を出版して世に公にする如きとを爲す時はも
 はや其責を免かるゝ能はず民刑兩法の制裁を受くるなり

抑も此特權を議員に與へたる所以のものは外ならず凡そ議員たる
 もの議院の中にありて帝國議會を組織する以上は獨立立法院たる
 議會の一分子にてあるなれば其言行は即ち議會の言行なり議會は
 上み天皇陛下を翼賛して主權の一部分たる立法權を行ふものな
 れば立法者に加ふるに其自ら制したる法律の制裁を以てすべから
 ず故に議會全体の爲したる言行に就きては憲法に對する責任の外
 は全く無責任なり故に之を組織する議員も亦た集りてハ立法者た
 るものなれば決して其言論に就き法律上の束縛を受くるとなきな
 り然りと雖も其議員故して私に歸へる時はもはや立法者たるの職

務○を○行○ふ○の○時○に○あ○ら○ざ○る○を○以○て○其○資○格○を○失○ひ○通○常○の○人○民○と○な○る○既
に○通○常○の○人○民○と○な○り○た○る○以○上○は○法○律○の○制○裁○は○一○步○も○之○を○免○れ○さ○る
な○り

第五十三條

兩○議○院○の○議○員○は○現○行○犯○罪○又○は○内○亂○外○患○に○關○る○罪○を○除
く○外○會○期○中○其○の○院○の○許○諾○な○く○し○て○逮○捕○せ○ら○るゝ○こ○と
な○り

此○條○も○亦○た○前○條○同○様○議○員○の○特○權○を○示○さ○れ○た○る○も○の○に○し○て○等○しく○貴
重○の○條○目○な○り○抑○も○議○員○は○立○法○議○院○を○組○織○す○る○の○一○部○分○な○る○を○以○て
猥○に○其○身○を○束○縛○し○て○は○一○は○立○法○上○の○事○務○を○妨○げ○一○は○立○法○者○の○一○員
た○る○も○のゝ○榮○譽○を○毀○損○す○故○に○其○議○院○内○に○在○る○時○は○勿○論○議○院○外○に○在
る○時○と○雖○も○刑○事○を○以○て○其○身○を○捕○へ○又○は○之○を○拘○引○す○る○と○を○得○さ○る○を

正○則○と○す○然○れ○ど○も○其○犯○跡○顯○然○た○る○時○は○司○法○官○は○先○づ○其○犯○罪○の○嫌○疑
を○受○け○た○る○議○員○を○逮○捕○す○る○の○許○可○を○議○院○に○乞○は○さ○る○べ○う○ら○ず○其○乞
を○受○く○る○時○は○之○を○許○す○と○許○さ○い○る○ど○い○議○院○の○權○内○に○在○れ○ば○又○差○支
あ○り○と○認○ひ○れ○ば○之○を○拒○ひ○も○可○な○り○之○を○拒○ま○れ○た○る○時○は○司○法○官○も○之
を○如○何○と○も○す○る○能○は○ず○會○期○の○終○る○を○待○ち○て○後○ち○之○を○拘○引○せ○ざ○る○べ
か○ら○ず○又○た○議○院○に○於○て○其○者○の○拘○引○を○承○諾○す○る○時○は○自○ら○之○を○許○し○た
る○も○の○な○る○に○就○き○敢○て○議○院○の○尊○嚴○に○傷○く○る○と○あ○る○な○し○故○に○議○院○之
を○承○諾○し○た○る○時○は○司○法○官○は○之○を○拘○引○す○る○を○得○る○な○り
然○れ○ど○も○此○特○權○に○は○例○外○あ○り○其○場○合○は○如○何○な○る○罪○の○種○類○を○問○は○ず
現○に○罪○を○犯○す○と○を○發○覺○せ○ら○れ○た○る○時○よ○し○て○此○場○合○に○之○を○直○ち○に○引
き○立○つ○る○も○議○員○の○特○權○を○犯○し○た○る○も○の○に○非○ず○又○た○設○ひ○現○行○犯○罪○な
ら○ず○ど○も○内○亂○に○關○す○る○罪○刑○法○第○二○章○第○一○節○及○び○外○患○に○關○す○る○罪○同

第二節を犯したる證據ある時は議院の承諾を得るに及ぶず其議員を拘引するを得るなり蓋し其罪の性質直接に社會全体の安寧及び一國の安全を妨ぐるが故なるべし

第五十四條

國務大臣及政府委員は何時たりとも各議院に出席し及發言するとを得

本條ハ行政官の議院に對する權限と定めたるものなり國務大臣とは内大臣宮内大臣を除くの各省の大臣を云ひ政府委員とは其何官たるを問はず政府議接の説明答辨等の爲めに特に命ぜられたるものと云ふ扱て右等の人々は其議接の説明又は政府の方針を説明答辨の爲めには貴族衆議何れの議院にへも何時にても出席して發言するの自由を有するなり然れども此人々にして議員を兼任するに

非ずバ投票決議の數には加はることを得ざるなり

第四章 國務大臣及樞密顧問

本章は 天皇陛下の行政權施行を補弼する行政部國務大臣の責任及び 天皇陛下が政治上の事件に關して下さる、諮問に應ずべき樞密顧問の責任を規定せられたる章なり

第五十五條

國務各大臣ハ天皇ヲ補弼シ其責ニ任ス
凡テ法律敕令其ノ他國務ニ關スル詔敕ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

本條は國務大臣の責任と示したるものにして最も重要な條なり其理論を述ぶるの前に於て先づ本條の意と解すべしるも國務大臣とは行政部各省の主任大臣を云へるものにて宮内大臣及内大臣を除

くの稱なり例へば内務大臣外務大臣陸軍大臣等の如し是れ皆な
 天皇陛下を補弼して行政の國務に任するが故なり其内大臣及び宮
 内務大臣は何れも皇室内部の事のみに関して陛下を補佐し奉
 るものなれば之を國務大臣とは稱せざるなり

右國諸大臣は天皇陛下の御委任を以て各省行政の事に任し
 天皇陛下の行政權を行はるゝに付き之を補佐し參らせ其主任の事
 務に就きては忠諫を奉るなり然して又た其行政權を行ふに當りて
 其方針を誤り若くは憲法及び法律に違ふとある時は天皇陛下は決
 して其責を御身に負はせ給ふべきに非ず恐れながら萬一にも其過
 を來させ參らせたるは補弼の大臣其忠諫を誤りたるものなれば自
 ら其責に任じ上は天皇陛下に謝し奉りて其進退懲罰を御意の儘
 に任せ參らせざるべからず又た下に向ても我皇をして行政の方針

を誤らせ參らせたるは全く陛下の御意に非ず自ら此過を引き
 起させ參らせたるなりとて以て議院及び人民に對して其責を
 負はざるべからず我皇をして過ちなからしめ百事百行憲法に違
 はず法律實行の目的を誤らざるは實に國務諸大臣の任なりと云ふ
 べきなり

又た本條第二項に法律勅令其他國務に關る詔敕は國務大臣の副署
 を要すとあるは凡ろ天皇陛下が議會の協賛を得て裁可し給ひた
 る法律を發布し其執行を命せられ又り其他天皇陛下の大權に依
 りて發せらるゝ勅令詔勅等には各其事務に關する國務大臣は御
 名御璽の下に其名をも副へ記るし以て之を發布するを云ふ例へ
 ち會計若くは財政の事に關して内閣總理大臣及び大藏大臣の之に
 副署し内務の事に關しては内務大臣は總理大臣と共に其名を副署

するが如し蓋し其副署を要する所以は此件に附きては副署したる國務大臣は其忠諫を奉りたるものにて其責は全く副署したる大臣に在ることを明かにするが爲めなりとす

凡る行政權は他の諸權と同じく天皇陛下の統べ給ふ所なりとは云へども天皇は神聖なり侵すべからず故に政治上如何なる場合たるも一切其責任を御身に負擔し給はざるなり然りと雖も萬が一にも行政上に過ある時は何人か其間に立ちて其責に任せざるべからず其責に任ずるものは誰ぞ即ち陛下を補佐し參らする各國務大臣之なりそは又た論を俟たざるあり

然りと雖ども爰に大臣の責任に就きては學者中兩派の論あり本條の意を解せざるが爲めには其概略を爰に述ふるも亦た無用の儀に非ざるべしと信ずるに附き左に之を一言せん其一は内閣諸大臣は

君主に對して責任を負ひ議院に對して之を負はざるの主義にして之を稱して帝室内閣と云ふ又た其一は君主に對して之を負ふは勿論なれども亦た議院に對して之を負ふ稱して議院内閣と云ふ帝室内閣に在りてはたどひ其内閣の政略議院に敗らるゝも未だ君主の信用を失はざる限りは其職を維持すると得るものなり此制は重に君主的の立憲國に行はれ民主的の立憲國には行はれず然れども其實際に於ては議院の信用を失ひたる内閣をして其職を繼續せしむるは自然君主の尊榮をも損するものなれば斯る場合には君主は常に民望に協ひたるものを舉げて内閣を組織せしむるを通常とするものゝ如し之に反して議院内閣の制に於ては内閣諸卿は重要なる議題に於て敗を議院に取りはもはや其地位を維持すべからずと見込む時は自ら之を辭するを例とす若し又た辭して退かざる時は議

院に於て内閣ウオトト、ラフ、セシニヤ非難の投票を爲し又は内閣ウオトト、ラフ、コンフレンス無信用の投票を爲す斯る場合に於ては内閣は一時も其坐に溜るべくもあらずして直ちに辭せざるを得ざるなり英國の慣例佛國の慣例等は概ね此制なり又た内閣の責任に就きても兩主義あり一を各自責任と云ひ二を聯帶責任と云ふ各自責任とは各國務大臣は其主任の事のみに就きて責任を有するものにして他省の事に就きてはたとひ内閣に於て其議に與りたればとて共に責任を分擔せざるを云ふ言を換へて之を言は、天皇陛下の命令に副署したる大臣のみ其事柄に附きては責任を有し同列内閣諸卿は之を分たざるなり故に内務の政略其當を失したる時は罷めらるゝものは内務大臣のみ其他は依然として内閣に坐すべし聯帶責任の主義に於ては然らずたとひ一省一部分の政略たりとも其當と失し其責を負はざるべからざるに至りて

は苟くも其事にして内閣一同の評議を経たるものなりせば諸卿一同に其責を分擔して舉げて内閣を退くべし然れども其何れの制を可とするやは其國の歴史及び事情を斟酌せざるべからず本條に定められたるはつまり右に序述したる主義の内にて君主内閣各自責任の制を執りたるものにて國務大臣は只だ天皇陛下に對してのみ責任を負ひ其信用を失はざる限りは退くに及ばず又た其主務の大臣のみ失當の場合に責任を負ひ累と同列内閣諸大臣に及ぼさるものなりと知られたり

第五十六條

樞密顧問の樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮問に應へ重要な國務を審議す

本條は樞密顧問の權限を規定し立法議院と混同せざることを示した

るものなり、本條の精神は樞密院は 天皇陛下が國務に關する最上諮問の府たることを昭かにし、決して立法部の如く法律按を議決するの所に非ざることを示し、以て帝國議會と權限の上に抵觸せしめざらしめたるに在り、故に凡る 陛下が同院に諮問せられたる儀に關して樞密院の決議に依り奉答する所は只だ忠告に止りて議定にあらざらざるに在り、陛下が之を嘉納し給ふと否とは固より御意のまゝたり、平たく例を申さば帝國議會の議決を上奏して裁可を乞ふに當りて陛下之を親裁あらせ給ふの前に於て一應顧問官の意見を聞こし召されたく御思召す時は其議を下問あらせらるる顧問官は然るべしと對へ奉るか但しは然るべからずと對へ奉る時は 陛下は尙ほ御熟考の上にて裁否の決を與へらるるなり、然れども其奉對按は決して帝國議會の決議の如く重きものに非ず、御隨意に之を左右あらせ給ひ

て少しも差支は御はさぬものなり、之に反して若し其奉對按の權力強きものたる時は常に帝國議會の議決と衝突を生し紛争を醸し恐るべきの弊害を生ずべし、故に本條に於ても豫め之を抑制して只た陛下の諮詢に應へ重要な國務を審議すと定め議定すと掲げられざるあり、立憲政体の本意爰に在り、猥りに超越せしむべからざるなり

今ま讀者の參考の爲めに樞密院官制(明治廿一年四月二十八日布告四月三十日官報中)の重なる條項を左に掲ぐべし

○第一條 樞密院は天皇親臨して重要な國務を諮詢する所とす
○第六條 樞密院は左の事項に付會議を開き意見を上奏し勅裁を請ふべし

一 憲法及憲法に附屬する法律の解釋に關し及豫算其他會計上の

疑義に關する爭議○二 憲法の改正又は憲法に附屬する法律の改正に關する草案○三 重要なる勅令○四 新法の草案又は現行法律廢止改正に關する草案列國交渉の條約及行政組織の計畫○五 前諸項に掲ぐるもの、外行政又は會計上重要な事項に付特に勅命を以て諮詢せられたるとき又は法律命令に依て特に樞密院の諮詢を経るを要する時

第五章 司法

本章に於ては三大權の一たる司法權ジュディシャルパワーの施行方法を定めらる凡そ司法權は 天皇陛下の有し給ふ所にして帝國議會と 天皇陛下との協同一致にて制定せられたる法律を執行するの權あり故に之を行はんには最も公明正大只だ法律あるを知りて他あるを知らしめざるを要するものなれば司法官たるものも亦た獨立ならしめざるべ

からず本章は其權限をも規定したるものなり

第五十七條

司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ
裁判所の構成は法律を以て之を定む

本條には司法權の所在及び其行政者を定む即ち此大權は獨り 天皇陛下の總攬し給ふ所にして其機關たる裁判所をして代り行はしめらるゝなり抑も司法と云へる意義は實た法律を執行すると云へる意義にして法律に非れば決して之を行はず本法第八條に定めたる法律に代る勅令を除くの外一切其他の命令を執行せざるあり又た 天皇陛下が裁判所をして此大權を行はしめんには如何なる規矩に依りて之を行はしむるか隨意自由之を行はしむるに在る歟と問はんは決して然らず本條には特に法律に依りて掲げたれば

之を行はんにも亦た必ず法律に定めたる方法に於て之を行はしめ
決して其自由に任せしめざるなり例へて刑法を執行せしめんには
治罪法に定めたる例規に依り民法を執行せしめんには訴訟法の條
規に隨ひ又は裁判所權限は其構成法に定めたる條規に隨ふ如し蓋
し司法權の濫用を防ぎたる緊要の一條あり

又た本條第二項に掲げたるものは前述の趣意に依り法律を以て諸
裁判所の組立を定め其權限を規定し敢て其則を超へしめず例へば
大審院の組立は云々其權限は云々と云へるを始め控訴院始審裁判
所治安裁判所行政裁判所の組み立てより其各自の權限に至るまで
は又た天皇陛下と帝國議會と協同一致に成りたる法律を以て之
を定め其他の命令にては之を定められざることを示したるものなり

第五十八條

裁判官ハ法律に定めたる資格を具ふる者を以て之よ
任す

裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職
を免せらるゝことなし

懲戒の條規は法律を以て之を定む

本條は裁判官の資格裁判官の獨立及び其懲戒の方針を示したるも
のあり

其第一項の意は如何なる資格を有するものは裁判官となるを得
るやを示したるものにて例へば年齢何歳以上にして如何はどの學
識を備へ且つ其身に裁判官たるに適せざる欠所なきものを以て之
に任ずると云ふ而して其資格の如何を定むるは實だ陛下の勅命
のみにも依らず行政官の隨意にも任せずやはり法律を以て之を定

め其資格に適當したるものを以て之に任せらるゝなり

其第二項は司法官の獨立には最も欠くべからざるの條にして第一項の資格に依りて一たび裁判官に任せられたる以上はたゞひ皇陛下の命令と雖も其職を免ぜらるゝとなし況んや其他の權力に於てをや故に裁判官たるものは其地位獨立不羈なるを以て設け行政官の干渉を受け其判斷を左右せんとせらるゝも決して之に應ずべからず之に應ぜずして權力者の意を害するも爲めに其地位を左右せらるゝの憂なし故に其眼中只だ法律あるのみ法律に隨ひ法律を行ふに自由の判斷力を使用して毫も他に緊制せらるゝ所なきものなり是を其本則とす

然れどもたゞひ裁判官は不羈獨立なりと雖も法律の限内に於て不羈獨立あるものにして法に違ひ不正を行ひては決して其責を免れ

ず例へば裁判官にして刑法に定めたる罪を犯す時は等しく獨立の裁判を受け有罪と宣告せらるゝ時、忽ち其職を免ぜられ其刑を受けざるを得ず又た或は賄賂を取り法を曲げ又は裁判官たるの規律に背くときは懲戒の處分を受けざる可からず其懲戒の處分を受けたる時は其定規に據りて職を免ぜらるゝことを免れざるあり又た此懲戒處分の規則とても天皇陛下若くは行政官の隨意に定むる所に非ず是れ亦た陛下と帝國議會と一致に成りたる法律に依りて之を定めらるゝなり
之を要するに司法官は法律に依りて法律を行ひ法律に非れば其身を束縛せられず獨立と以て公正の判斷を爲すを本則とするあり

第五十九條

裁判の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗

を害するの虞あるときハ法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

本條は裁判の公開を示したるものなり公開と云へる事は既に今日の通例にて又た之を怪むものなしと雖も凡そ裁判の公平を保たんにハ民刑兩裁判共に之を公に開きて何人にも傍聽するとを許さるべからず凡そ秘密裁判には如何な不正不公の行はるゝやは之を測り知るべからざるのみならず古來往々不公平の裁判にして秘密法廷に行はれしは其例青史に少なからざるなり本條に於ても公開を以て正則と定められたるは即ち此意なりとす

然れども本則又た例外なき能はず其場合は若し裁判の事件にして之を公開する時は其對決の上にて双方陳述する言論危激の性質を帯び又其事實不良の性質を帯び之を公けし傍聽せしめては社會の

安寧を妨げ又は秩序を紊るの恐れある時は其公開を停め傍聽を禁ずるとを得加之ならず其訴訟審問事件にして猥褻の性質を帯び風俗を紊るの恐れある時も亦た之を秘密にするを得るなり然れども公判廷を閉ぢて之を秘密にする場合にも裁判官及び行政官の指圖等に依りて恣に之を秘密にするを得ずやはり法律に依りて定めたる場合及び裁判所全庭の決議を以て公開を停むることを得るのみなりとす

第六十條

特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

凡そ司法裁判の制は前數條に定めたる如くなれども又行政上に關して生ずる所の訴訟をしとせず例へば行政官に於て法律を施行す

るに當りて專恣の命令を發し其命令法律に違ひ爲めに損害を蒙りたるものある時其命令取消の訴訟を起し又は損害賠償の訴訟を起す如きともあるべし斯る場合には之を通常司法裁判所に訴へずして特別に定めたる行政裁判所に出訴するを例とす故に凡そ斯る場合及び其他尋常司法裁判所に出訴すべからずして特別に定めたる行政裁判所に出訴すべき場合は何れも亦た法律を以て豫め之を定め置かる、なり

第六十一條

行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理するの限に在らず

凡そ司法裁判所の裁判に屬すべきとは只た法律上の權利義務に關するの訴訟及び刑法違反に關する事件のみにして其他の事件に就きては一切之に干渉せざると例とす故に凡そ行政裁判所に屬すべきの事件は之を受理すべからざるを本條に示して以て司法行政兩裁判所の權限を判然區別したるものなり

偕て如何なる事件は之を行政裁判所に出訴すべき歟を尋ぬるに概ね行政官の發したる命令にして法律に違背し又は其爲したる處分にして法律に違背し以て人民の權利を傷けられたりと認むる時其害を被りたる者は之を行政裁判所に出訴するを得るなり例へば人民は安寧を妨げ秩序を紊さる限りは信教の自由を有す甲某は此自由に依り教會堂を府内に建立し平穩に宣教を爲さんとす然るに内務大臣若くは府知事は令を發して之を禁止し若くは停止した

りとせん斯る場合に於ては甲某は之を行政裁判所に出訴するを得行政裁判所は其訴訟を受理して第一に其行政官の命令若くは處分は法律に違へりや否やを判定し若し之を違法の命令又は處分なりと認定する時は之を無効なりと判決して原告人の權利を認め自由を行使しむ然る時は命令を發し若くは處分を爲したる行政官の之を執行することを得ざるなり之に反して其命令處分の法律に違はず行政官が爲し得べきの權限内に在るものなりと認定する時は原告者をして行政官の命令又は處分に從はしむるを例とす然して行政裁判所の組織權限は前條に於て別な法律を以て之を定むる旨を規定したれば其定るの日を待つに非ずは之を知るを得ずと雖も或は高等の裁判所より其幾分の判官を執り又た貴族院の議員中よりも幾分の判官を執り別に敕命を以て其他の判官を任じ 皇帝の直轄

として之を組織するは奥國の例なり此例以て我國の制度を豫言し難しと雖も行政裁判所の性質の概ね此の如きものなるを以て豫め之を記して以て讀者の參考に供す

第六章 會計

凡る立憲政体に於て議院の有すべき大權の中にて其神髓とも稱すべきものは立法の權にして其血液と評すべきは會計即ち歳費議定の權なりとす若し此兩權に於て不充分の事ある時ハ議院も議院たるの効用を全くする能はず立憲政体も其目的を達する能はざるなり各國立憲政体の歴史を按ずるに議會の起因は會計豫算議定の權を爭ひたるもの其主眼となりて次に權利自由の確定に及ぼし隨て立法權に推し及ぼしたるもの、如し蓋し納租の義務は國民たるもの、第一の義務なり之を納めて以て我政府を維持し以て國安を保

ち國威を宣揚せざるべからず然れども行政官の爲めに恣に其稅率を定められ恣に之を無用の費途に使用せられ人民に於て之を控制するの途なくば到底限あるの資を以て限なきの要求に應ずべきに非ず故に古へ獨裁政治の下に在りては苛稅酷收人民をして流離荒亡せしめしと往々にして然り斯る弊害を制し輕稅を以て有用の費途に充て以て國家維持の目的を達せしむるは國民を代表する議院の第一の職掌たり本章に於ては我至仁なる天皇陛下の御意もて此大權を帝國議院に附與せられたり乞ふ以下の諸條を熟讀せられよ

第六十一條

新に租稅を課し及び、稅率を變更するハ法律を以て之を定むべし

但し報償ヲ屬する行政上の手數料及其の他の收納金

は前項の限りに在らず

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負

擔となるべき契約を爲すハ帝國議會の協贊を経べし

本條よ於て如何なる費途にても凡る國庫の負擔即ち國民の負擔となるべき費途に就きては必しも其代表する議會の承諾を得るに非ずは一錢たりども徵集する能はざることを示せるなり

先づ第一項より之を説明せん其新たに租稅を課するとは従前未だ課せざるの新稅目を設けて之を課するを云ふ例へば新たに絹布稅を設くるが如し又た稅率を變更するとは従前課じ來りたる租稅の割合を増減するを云ふ例へば地租は地價の百分の二分五厘なるを變じて百分の三とし又は百分の二とするが如し凡る斯る新稅を課し又は舊稅の割合に變更を來さんと欲する時は必ず帝國議會の協

贊を經て 天皇陛下の裁可を得たる法律に依らずは猥に賦課増減するを得ざるものと定めたるなり。

其第二項に載する所は右の項の例外にて行政上の手数料の割合を定め又は之を收納するは法律を以て定むるに及ばず行政官の判斷に任ずるなり蓋し之を納むるは其行政上の手数を要せしめたるに付き其報酬として納むるものなれば敢て人民一般の義務を増加するものに非るが故なり例へば地券の書き替に手数料を納めしめ又は或る商業を營むに鑑札を下げ渡し其鑑札料を納めしむる等の如し

其第三項は最も必要の項目なりとす即ち國家の利益を進捗し若くは國家の安全を保たんが爲めに内國債を起し又は外國債を募らんとする時は爲めに國民の負擔を増加するものなるを以て此議に

就きては是非とも帝國議會の承諾を経ざるべからず其承諾なきものは一錢たりとも之を募集するを得ざるなり加之ならず凡る豫め期せられたる契約にして國庫の負擔に屬すべきものは之を毎年度の豫算内に編入して以て豫め帝國議會の承諾を経るなれども未だ期せざる事柄にして豫算外に内國人若くは外國人と契約を爲し之が支辨を國庫に於て爲さざるべからざる如きとの起これる場合に於ては是亦た新たに豫算外の負擔を人民に課するものなるに故に此議も亦た帝國議會に謀りて其承諾を得ざるべからざるなり之を要するに本條にては凡る國民の負擔を増減する事柄は必ず帝國議會の承諾を得るに非されば政府の之を實行すると能はざるとを明示したるものなりと明言すべきなり

第六十三條

現行の租税の更に法律を以て之を改めざる限の舊に依て之を徴収す

凡そ新たに租税を課し又は税率を増減する等の事は皆な帝國議會の承諾を経たるものならざるべからず然るに未だ議會の創立せられざる以前に於て既に定められたる租税の種類及び其税率は之を如何する歟と云ふにやはり舊のまゝに之を据へ置き以て之を實行せらるゝあり例へば地租の二分五厘はやはり二分五厘のまゝ所得税は所得税の定め通り家屋税も亦た家屋税の定め通りに之を徴収して敢て前に變るとなきなり

然れども前條にも定められたる如く以後政府に於て舊租税の變更を爲さんとする時は其按を議會に提出すべく又た議會にて現行の税種及税率と不當と認むる時は改正の按を自ら制して之を議決し

以て 裁可を得て之を變更するを得べし少しも差支へあらざるなり然れども議員の決議の上にて此の變更を爲さざる以上はやはり従前のまゝにて之を徴収せらるゝなり

第六十四條

國家の歳出、歳入の毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経へし

豫算の款項に超過し又ハ豫算の外に生したる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す

本條は議員が財政上に於て是非とも有せざるべからざるの權を示したるものなりは他ならず國家一年の經費を議院に問ひ其承諾を得ると是なり此議に附きてハ議院の權力殊に重く其決議する所は非常の場合に非る以上は 天皇陛下と雖も恣に不認可權を用ひ

給はず概ね議院の決議のまゝを採用せらるゝを常例とす故に帝國議會の決議外の費用は政府に於て一錢たりども之を使用する能はざるを本則とするなり

今政府が歳計に付き帝國議會の協賛を経るの手續を本條に依りて陳べんに政府は先づ年度の國家の政費に要する一切の支出を豫算して之を組み立て又た此費用を辨すべき凡べての租稅其他雜收入を豫算して之をも亦た豫算按に組み立て歳出入共に之を一の豫算按に編成して以て前年度の帝國議會に提出し豫め其承諾を求むるなり帝國議會に於ては篤と之を調査し其剛るべきは剛り加ふべきは之を加へ歳出歳入共に之を認めて後ち其決議を上奏するなり本按裁可を得る時は政府は決して恣に議會の決議の趣を變更する能はず一錢一厘たりども其指定通りに之を徵收し之を支辨せ

ざるべからざるなり

本條第二項に於ては止むを得ざるに豫算外に出でたる支出ありたる時の處置方を定む即ち豫算の款項に超過しどあるは豫算には豫め何々の費途には若干圓を要すと豫定したるに實際の支出之れに超過したる場合を云ひ又た豫算の外に生じたる支出とは豫算の中には豫め其費途と期せざれば之を償ふべき項目なきに實際止むを得ざる費途の出で來りて定めの外の費を爲したる場合を云ふ凡そ右二ヶの場合に於ては未だ帝國議會の承諾なき費額を政府の支辨したるに付き是非とも後日に至りて其旨を議會に陳べ追ふて之を承諾あらんとを求むるなり固より止むを得ざるに出でたるものを豫め議會の正當なりと認むる時は之を承諾するなり何れもあれれを豫め期せられたる費用は前以て帝國議會の承諾を得ざるべからず

豫○算○期○せ○ら○れ○ざ○る○實○際○の○費○用○は○後○に○於○て○帝○國○議○會○の○承○諾○を○經○さ○る○べ○か○ら○ず○た○ど○ひ○一○議○た○り○と○も○帝○國○議○會○の○承○諾○な○き○金○額○は○之○を○費○用○す○る○と○を○得○さ○る○旨○を○示○し○た○る○も○の○な○り

因○み○に○云○ふ○本○條○の○第○一○項○に○は○協○賛○と○云○ひ○第○二○項○に○ハ○承○諾○と○あ○り○其○文○字○異○な○れ○を○其○意○義○も○亦○た○隨○て○異○な○る○ガ○如○し○と○雖○も○等○し○く○是○れ○承○諾○な○る○ハ○一○な○り○只○だ○前○に○之○を○承○諾○す○る○と○後○に○之○を○承○諾○す○る○と○の○差○あ○る○の○み○協○賛○と○は○豫○め○前○よ○之○を○承○諾○す○る○儀○に○て○英○語○之○を○コ○ン○セ○ン○ト○と○稱○す○例○へ○ば　天○皇○は○帝○國○議○會○の○協○賛○を○以○て○立○法○權○を○行○ふ○と○云○ひ○凡○て○法○律○は○帝○國○議○會○の○協○賛○を○經○る○を○要○す○と○あ○る○如○く○何○れ○も○之○を○立○つ○る○の○前○に○於○て○議○會○の○承○諾○を○要○す○る○と○を○云○ふ○又○た○爰○に○承○諾○と○記○せ○し○は○英○語○之○を○ア○ッ○ア○プ○ロ○ベ○ー○シ○ヨ○ン○と○稱○す○る○も○の○に○て○事○の○過○さ○た○る○後○に○於○て○之○を○認○む○る○と○を○云○ふ○凡○ろ○本○法○協○賛○と○あ○る○は○前○以○て○の○承

諾○と○云○ひ○承○諾○と○あ○る○は○後○に○於○て○之○を○認○む○る○と○を○云○ふ○の○な○り○と○解○ま○て○誤○あ○る○と○な○か○る○べし

第六十五條

豫算の前ニ衆議院に提出すべし

凡○ろ○前○條○に○掲○げ○た○る○豫○算○按○は○先○つ○上○下○何○れ○の○院○に○提○出○す○べ○き○や○を○本○條○に○定○め○た○る○も○の○に○し○て○必○ず○之○を○前○に○衆○議○院○に○提○出○し○其○議○を○經○た○る○後○に○於○て○之○を○貴○族○院○に○回○送○す○る○を○順○序○と○し○決○し○て○此○順○序○を○紊○ら○し○め○さ○る○あ○り

凡○ろ○此○他○の○法○律○按○に○就○き○て○は○事○務○煩○簡○の○都○合○に○依○り○先○づ○何○れ○の○院○に○之○を○提○出○す○る○も○少○し○も○差○支○な○し○と○雖○も○此○豫○算○按○に○限○り○て○は○決○し○て○上○院○を○先○に○せ○ず○し○て○下○院○を○先○に○す○其○故○は○他○な○ら○ず○凡○ろ○歳○出○入○は○多○數○納○稅○者○の○身○に○執○り○て○は○直○接○に○利○害○を○其○頭○上○に○感○ず○る○を○以○て○必

先づ其議を衆議院に附し充分の見を吐露せしめざるべからず固より貴族院とても多額の納税者を以て組織するものありと雖も其代表する所は日本國民の最少部分なれば之が決議の爲めに全國人民の利害を左右せしむべからず之に反して衆議院は直接間接には全國三千九百萬の人民を代表すものなれば其負擔に關する歳出入の豫算按に就きては是非とも先づ衆議院の議決を経て人民の満足を求めざるべからざるは道理に於ても亦た然り今其實例を尋ぬるに凡ろ歐米立憲諸國に於ても皆此按には下院即ち代議士院を先にするは通例なるが殊に英國の如きは一たび之を下院にて決議したる以上は後よて上院に回送せらるゝも上院は之に加ふるに修正を以てすべからず只た爲し得べきは下院の決議を全体其儘にて可決するか但しは全体其儘にて否決するの二途あるのみ尤も之と全

体否決するを得るとは雖も之を否決しては一歳の國費を辨するに方あきを以て實際に於ては敢て其權を行はず常に下院の決議のまゝを異議なく通過せしむるを例とせり凡そ豫算に附き衆議院の議決に効力の重きは右の例にても知らるべし本條の趣意も亦是に在るなり然れども我國に於ては未だ貴族院にて之を全体のまゝ可とするや若くは修正をも加ふるやは憲法に定なければ確言するを得ざれども論理より推す時は修正をも爲さざるものと云はざるべからず然れども猥りに之を修正して國民多數の利益を害せざるとは貴族院が徳義上の責憲法學上の義務なりと云ふべきなり

第六十六條

皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を

要せず

本條は皇室經費の事を定む凡ろ 皇室は我々が戴く所の 皇室なり苟くも其尊榮を保ち威嚴を存せしめ奉らんには我々國民に於て其經費と負擔すると勿論の儀なり然れども概ね其定なくては叶はず故に本條に於ては先づ之を國庫の支辨と定め其額は是迄通りの定額に依りて之を減少せず又た帝國議會の開くるに及びて現在の定額にて支辨せらるゝ間は敢て其承諾を得るに及ばず議會は無論其支出を負擔するとなり然れども將來に於て如何なる用途の多端あるが爲め止むを得ざるに増額を求めざるべからざるとあるべし斯る場合には 陛下ハ一應帝國議會の承諾を求めらるゝなり尤も本條の如きは解釋者は法律上の見解のみを以て之を解釋する能はず此間徳義と云へるものありて其關係を圓滑ならしむるなり

皇室に於ては蒼生の撫育を以て目的とし給ふにあれば決して猥りに其經費を増加して人民の負擔を重からしめ給ふとはあらず恐れながら成るべき丈の御節儉はあると推察す又た帝國議會に於ては止むを得ざるに其増額を求められたる以上はたどひ之と承諾せざるの權ありと雖も 皇室を奉戴して其尊榮を謀るを目的とする人民の義務として之を拒むべきに非ず徳義を以て異議なく之に應ずるを宜しとす上下相和し初めて本條の完きと得るものと知るべきなり

第六十七條

憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又ハ法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得

凡べて豫算は帝國議會の議決を主とするものなれば議會に於て不當と認むる項目は隨意に之を廢除すべく又は過多なりと認むる時は之を減額するを得るは其隨意にして他よりは敢て啄を容るべからずと雖も苟くも法律上の結果に依り政府に於て支辨せざるべからざるの費用に附きては帝國議會と雖も之を其豫算中より廢除し去ると能はず又た之に加ふるに減少を以てすると能はず今其項目を本條に依りて之を擧ぐれば第一に憲法上の大權に基ける既定の歳出は之を廢除し又は減少する能はず例へば本法第十條に於ける文武官の俸給の如し斯る類は天皇陛下の大權に依りて定めたるものなれど帝國議會と雖も固より之を廢除するを得ず又た減少するを得ざるなり但し政府の同意さへあれば之を廢除減少す

るを得るなり第二には法律上の結果に依り政府に於て文辨せざるべからざるの費用若くは政府行政上の處置等に就き裁判を得て辨償せざるべからざる費用等に就きては何れも法律上の効力に依り得たる結果なるに付き之を如何ともする能はず帝國議會は此費目に附きては刪除減少すると能はず但し是亦た政府の同意を得れば格別なりとす

第六十八條

特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費とし
て帝國議會の協賛を求るとを得

凡そ通常經費歳出の外或は國防の爲め或は鐵道若くは土工の爲め特別に必要ある場合に於ては豫め五年三年若くは十年と年限を定め置き其間其事業に費すべき數年度に跨ぐれる繼續費を帝國議會

に求むるを得、此場合に於ては帝國議會に於て必要なりと認めれば之を承認すべく必要ならずと認めれば無論拒絕するを得るなり之を拒絕せられたる時は政府も其事業を起すと能はざるは勿論なりとす

第六十九條

避くべからざる豫算の不足を補ふ爲めに又ハ豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲めに豫備費を設くべし

第六十四條第二項に於て豫算ノ款項ニ超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を経べしと定められたれば若し斯る場合には後にて議會の承諾を得べきなれども凡る斯る豫算外の費用は其生起する毎に議會に問ふべきに非ず之を決算の上

示すものにして且つ其支拂は臨時に支拂はざるべからざるものなるを以て豫め之に備ふるの費途なくては叶はず議會の諾不諾は暫く後日の事として拂ふべきの義務は其期に於て果さざるべからざるが故に常に豫備費を設け以て此不時の費途に充つるなり然らば則ち豫算の外に豫備を設くるとは憲法上の動かすべからざる制度たるを知るべきなり

第七十條

公共の安全を保持する爲め緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に倚り財政上必要の處分を爲すことを得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出

し其承諾を求むるを要す

本條は非常の場合に適用すべき財政上の處分法を定めたるにて其危急の場合に法律に代用すべき勅令を發せらるゝ彼の本法第八條の場合に等し即ち本條に於て前以て帝國議會の承諾を得る能はず財政上必要の處分を爲すなり或は臨時に國債を募ると彼の西南の役に臨時に第十五銀行より數千萬圓の金額を貸り入れたる如きと若くは特別に税目を設け臨時に之を徵收するが如き場合は全く外敵を防ぎ内亂を平らけ危急存亡の秋にして帝國議會を臨時に召集する能はざる場合にのみ限り決して尋常の場合に適用すべからざるなり此場合に於ては此臨時處分を爲すは天皇陛下の大權にして勅命ならでは之を行はれざるなり

尤も右の所置は非常緊急の時に行はるゝ所置なれを固より例外止

むを得ざる場合なりとは雖も設ひ非常の所置ありとて之を其まゝに經過せしめては帝國議會の財政議定の權を害するものなれば是非とも次の會期に於て之を議會に提出して其承諾を求めざるべからず議會之を適當ありと認むる時は之を可決して以て承諾を表すべく不適當なりと認むる時は之を承諾せざるともあるべし然れども其結果如何ならん歟其責は全く國務大臣の擔任する所たるべき歟と思はるゝなり

本法第八條の場合に於て臨時法律に代ゆべき勅令に就きては議會は後にて之を承諾する時は其勅令は引き續きて法律の効力を有すべし若し之を承諾せざる時は將來に於て無効たることを告示せらるべし然れども本條の場合に於ては既に消費し終りたるものなるを以て之を承諾せざるも到底其負擔は免かれず責を當局者に歸して

後ち止むの外なかるべし故に政府に於ても此臨時處分を爲すには眞の必要ありて後ち之を爲なゝるべからず議會に於ても其必要を認むれを異議なく之を承諾するを以て其徳義とす然らざれば常に政府と議會との間に軋轢を生し雙方其權力を濫用するに至らんとを恐るゝなり

第七十一條

帝國議會は於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すべし

帝國議會は毎年豫算を議定すべきの權あり其議定を経ざれば之を行ふべからず然りと雖も帝國議會に於ては若し殊更らに議すべきの豫算を議定せざるとある時は議會はもはや之を議定するの權を本年度に放擲したるものと認なし其前年度に議定したる豫算按を

以て政府は之を實行す又た議會は之を議定せざるに非れども其修正調査等に時日を費し當會期中に於て其議定を終へざる時は豫算の成り立たざるものと認し又た前年度の豫算を施行するあり是は此れ議會が其權利を放擲したる場合に適するの條項なりとす

第七十二條

國家の歳出入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし
會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む

本條は決算報告の事を定めたるものあり即ち政府は帝國議會の議定したる豫算に依り一年間之を施行し其歳入及び歳出の實際勘定を爲して以て先づ之を會計検査院に出し同院にては其検査を遂げ之に検査報告を添へて政府に出す政府は又た其報告と共に決算表

を製して之を帝國議會に差し出して之を報道す其支出上必要の不足ある時の第六十四條の例に依りて議會は承諾の有無を決するなり

第二項の會計検査院の組み立及び其職權は帝國議會の協賛を得て判定したる法律に依りて之を定むやはり判官と同じく獨立公平を保たしめんが爲めなりとす

第七章 補則

前六章に於て先づ其第一章に 天皇の大權を定め第二章に於て臣民の權利義務を確定し第三章に於ては帝國議會の組織權限を定め第四章には國務大臣及樞密顧問の責任を規定し第五章には司法權の所在及び施行の方法を定め第六條には會計の方針を定め歳出入は帝國議會の承諾を得べきことを示して以て憲法の大綱を終へられ

たり本章に於ては此憲法及び法律の變更存廢に關する條規を定め以て萬世に涉りて活力を失はざらしむ乞ふ之を左に説明せん

第七十三條

將來此憲法の條項を改正するの必要ある時は勅命を以て議案を帝國議會の議に附すべし

此場合に於ては兩議院は各々其の總員の三分の二以上出席するに非されば議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上多數を得るに非されば改正の議決を爲すことを得ず

本條は此根本大法たる憲法の改正權の所在及び其方法を示せるものにて最も必要貴重の條項なりとす抑も此憲法は 天皇陛下が至仁なる大御心もて國民の幸福を増進せむが爲め國家統治の主權を

總攬して親ら之と定め給ひしものあれば固より完全無欠の金科玉條なりと申せども將來時勢の變遷と共に改正を此憲法に加へ益す皇室の尊榮を謀り人民の幸福を増さしめざるべからざるとあるべし若し左る必要の生ずる時は何人が此改正の權と執る歟を本條に規定したるものなり

其改正の權の在る所を尋ねんとせむ先づ憲法制定權の在る所と尋ねざるべからず余が既に本編の卷首に説きたる如く凡そ各國憲法の其君主制たると民主制たるとを論せず其國の主權者たるものにて存するものなりとす故に主權君主に在る時は君主親ら之を制定し主權人民に在る時は人民相會し若くは代議士を相會せしめて之を議定せしむ我國は皇統連綿萬世一系の天皇之を統治し給ふものなれば其固有の主權を以て之と欽定あらせ給ふと勿論なり

とす既に之を制定するの大權天皇陛下に在りとすれば隨て之を改正するの權も亦た陛下に在らざるべからざるは論を俟たざるなり

故に本條に於ては其改正の必要ありと認めらる、時は勅命を以て議案を帝國議會に下附せらる、と定められたるなり言を換へて之を云は、憲法改正の發按權イニシヤアハワは獨り天皇陛下の掌握し給ふ所に於て設ひ帝國議會と雖も一も喙を容る、能はず只だ其改正按を天皇陛下より下附せられたる時に於て之を議定するの權あるのみ但し凡べての法律に就きては之を新たに制定するも又は現法を改正するも其發按の權は帝國議會に存すれども此憲法改正に附きては之を有せざるなり

さて此憲法を改正するの必要を生じ天皇陛下より其改正按を帝

國議會に下附せらるゝ時は通常の法律按議決の時とは違ひ根本大法たる憲法の改正議あるに付き平生の如く三分の一以上の出席にては議事を開くを得ず又た過半数のみにては決議とするを得ず其議事を開かんには議員三分の二以上を要し之を議決せんには出席員三分の二以上の多数を要す之を得ざれば議決とは認められざるなり偕て斯くの如く議決したる上にて 陛下に上奏し可なりと認めらるゝ時は 御裁可ありて之を發布せらるゝなり
抑も憲法制定の大権は 天皇陛下に在り之を改正せんが爲めに議按を發するの大權も亦た 陛下に在りと雖も本法に於て 陛下自ら定めさせ給ひたる御趣に依れば將來に於て此大憲を改正せんには 天皇陛下の御獨斷には決して參らぬとせられたるなり如何となれを本條に於て憲法の改正は必ず帝國議會の議に付すべしと

あり之を其議に附し三分の二以上の多数を得ざれば議決となすを得ずと定め給ひたればたゞひ之を改正せんと思召せばとて此多数に於て決議せざる以上は改正は相成らぬ儀と覺えたり故に帝國議會にて其改正の議按 皇室の御爲ならず國家の爲めにも如何と信ずる時は其決議を以て諫め止め參らするを得べし之に反して誠に必要と信むる時は此多数を以て賛成し奉るとを得るなり
之に反して帝國議會にて如何程此憲法に改正を加へたく思ふども自ら之を發議するの權なく只だ 勅命の下るの日を待つより外なし故に今後憲法の改正は上其按を出し議會之を決し上下交も一致するに非る以上は決して行はれぬと定められたるなり憲法は主權者の隨意に制定する所なり故に隨意に之を改正するを得べしとの説は此 勅定の憲法もて自ら限らせ給ひ上下の一致を得るゝ非

ずの改正せざるべしとされるなり

但し本條には帝國議會の議に附すべしとありて協賛を要すとはあらざる然らば則ち諮詢に等しき歟と問はんはんに議決と爲すとある以上は樞密院の如く審議とあるに等しからざる然らば則ち諮詢とは非ると昭々にして議決を経たるものに非れば之を改正すべからざるものなりとは斷言し得らるべし然りと雖も通常の法律とは違ふものなるが故に協賛と云へる字を用ひずして區別を立てたるなるべし免に角改正按ひ必ず議會の議に附し其議決を要するとたるには相違なきなり

第七十四條

皇室典範の改正ハ帝國議會の議を経るを要せず
皇室典範を以て此憲法の條規を變更するとを得ず

本條は 皇室典範ハ改正のものと定めたるものなり抑も 皇室典範ハ只たに 皇室内の御事のみを定めたるものなるに附き敢て憲法の如く國民に關係を有せず又た 皇室の御事は臣下の議し奉るべきに非れば其改正に附きては又た帝國議會の議を経るを要せざるなり

然れども 皇室典範の改正の爲めに此憲法の條規を動かすとありてハ折角欽定の憲法も頼を失ひ又た前條議會の議決を得て憲法を改正すと定められたる本旨に齟齬す加之ならず 皇室典範は 皇室の内事に關して政治上に關せざれば兩典相交渉するとあるべからず故に之を以て憲法の條項と變更すべからずと定められたるものにして若し之を變更すべき箇條あらばそは憲法上にて無効たるなり

第七十五條

憲法及び皇室典範ハ攝政を置くの間之を變更するとを得ず

憲法の改正は國家の最大事皇室典範の改正も亦た朝家の御一大事にましませば萬世一系の皇統を繼かせ給ふ 天皇陛下の大御心ならでは如何にも動かすべきに非ず設ひ攝政の御方にて 天皇の大權を代り行はるゝとは申せども憲法に定めたる大權を行はせ給ふに止まりて其根本大法たる憲法及び皇室典範までをも左右あらせ給ふべきに非ず故に如何なる事のあるうとも攝政大權を攝するの間は此兩大典に變更改正を加ふるとを得ざるなり

第七十六條

法律規則命令又ハ何等の名稱を用ゐたるに拘らず此

の憲法に矛盾せざる現行の法令ハ總て遵由の効力を有す

歳出上政府の義務に係る現在の契約又ハ命令ハ總て第六十七條の例に依る

此條は此憲法實行と共に現行法律及び現在政府の義務に關する諸契約の始末方を定めたるものなり

其法律に關しては維新以來今日に至るまで發せられたるもの其數幾千百種あるを知らず或は名けて法律と云ひ規則と云ひ命令と稱し或ハ制と云ひ例規條例と云ひ種々の名目を附せられたりさて右等の諸法令に付き一々之を掲ぐに及ばざるも之を此憲法と比較して相抵觸齟齬せざるものはやはり現在のまゝにて法律規則たるの効力を失ふとあるよし之に反して此憲法と相齟齬するものは恰も

議院法

群星の旭日の光に逢ふて其明を失ふが如く何れも其効力を失ひて
廢滅に歸するなり

又た現在歳出の下にて政府は他と契約上の義務を負ひ郵船會社鐵
道會社等に命令を下して補助を爲し居るもの、始末は第六十七條
に定めたる例に依り帝國議會と雖も政府は同意なくして之を廢除
し又は減少を加ふをと能はざるを示せるなり

議院法

朕樞密顧問の諮詢を経て議院法を裁可し之を公布せしめ併せて貴族院及衆議院成立の日より各々本法に依り施行すべきことを命ず

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

議院法

法學士 關直彦解釋

第一章 帝國議會の召集成立及開會

第一條

帝國議會召集の敕諭ハ集會の期日を定め少くとも四
十日前に之を發布すべし

本章に於ては貴族院及び衆議院兩議會を召集して之を開會すべき
手續及び此上下兩議院の成り立ちを定めたるものとす

即ち其第一條には兩議院召集の事を定めたるものなり而して此議
院を召集するとは特り 天皇陛下の御大權に屬するものなるを以
て政府のみの隨意に任せず故に其召集は必ず 敕諭に依るなり尤

も諸議員參集の時日を與へんが爲め右の 敕諭にては豫め其集會の期日を定め其日より少くも四十日以前に右の 敕諭を發せらるゝなり

第二條

議員の召集の敕諭に指定したる期日に於て各議院の會堂に集會すべし

敕諭を以て召集の期日を定められたる以上は貴族院議員は其當日に於て貴族院の會堂に集會し衆議院議員は其院の會堂に集會するものとす

第三條

衆議院の議長副議長の其院に於て各三名の候補者を選舉せしめ其中より之を勅任すべし

議長副議長勅任せらるゝまでハ書記官長議長の職務を行ふべし

本條は衆議院の議長副議長を定むる方法を示したるものにて其方法は敕選公選の中間を取りたるものなり即ち衆議院に參集の議員は先づ投票の多數を以て豫め議長とすべきもの三名及び副議長とすべきもの三名を選び之を其候補者と定めて上奏し敕選を請ふ陛下は其選出候補者の中より適任と認めたる者を議長及び副議長に任せらるる例へば衆議院は議長の候補者として甲乙丙の三人を出し又た副議長の候補者として丁戊己の三人を出す 陛下ハ丙を議長に戊を副議長に適任と思し召す時は之を其各職に任せらるゝなり

又た議長選舉の最中及び兩議長勅任せらるゝまでは議長の職務を

行ふものなくては不都合に附き此場合には豫め任し置かれたる委任書記官長をして議長の職務を行はしめ議長定よりて後ち之と交代す

第四條

各議院ハ抽籤法に依り總議員を數部に分割し每部々長一名を部員中に於て互選すべし

貴族院及び衆議院に於ては議員の取締を爲さんが爲め數に應じて部分けを爲し組合を立て其一部員の中より部長一名を選擧し其部の取締方を擔當せしむ

第五條

兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め兩院議員を貴族院に會合せしめ開院式を行ふべし

兩院議員を初めて召集せられたるも議長副議長等定まらざる以上は未だ其議院の成立を全くしたるものに非ず職員既に定まる時は議院爰に成り立ちたるものなり是に於てか初めて開會するを得べし其開會の日を定むるもやはり陛下の大權にあるが故に勅命を以て之を定め以て兩員の議員を貴族院に會合せしめ陛下の親臨若くは敕使を以て開院の式を行はる凡そ開院若くは閉院其他兩議院合同の事を行ふ時には兩院議員上院に會同することは各國に於ても亦た其例あり

第六條

前條の場合に於て貴族院議長ハ議長の職務を行ふべし

議院の開閉等にて兩院議員貴族院に集合したる時は貴族院の議長は合併院議長の職務を行ふ此事も亦た各國通例とす

第二章 議長書記官及經費

本章に於ては兩院の議長副議長の任期及び其職務書記官の職務及び議院の經費に關する諸件を定む

第七條

各議院の議長副議長ハ各一員トす

第八條

衆議院の議長副議長の任期ハ議員の任期に依る

衆議院の議員は其任期を四ヶ年トす故に其議長及び副議長の任期も亦た四ヶ年トし議員總改選に兩議長をも改選す但し貴族院の議長副議長は此限に非ず只だ其議員中より七ヶ年の任期を以て勅任

せらる

第九條

衆議院の議長副議長辭職又ハ其他の事故に由り欠位とありたる時は繼任者の任期ハ仍前任者の任期に依る

衆議院の議長若くは副議長にして解職任官死亡等に依り其席を空くするに至る時は前條の手續に依り相續者を定むると雖も其相續者の任期は恰も補欠議員の如く前任議長の任期を襲ひ其盡くるの期に至りて等しく盡くるものとす例ヘバ議長二年半にして辭職する時は後任議長の任期は残り一年半トするが如し

第十條

各議院の議長ハ其議院の秩序を保持し議事を整理し

院外に對し議院を代表せ

八

第十一條

議長ハ議會閉會の間に於て仍其議院の事務を指揮す
此二條は議長の職務を示したるものにして最も重要な條項なりと
す第一に議長の職務は議院議場の秩序を保つとを主とす内ち能く
議員及び職員を制御し喧噪の弊なからしめ且つ各其職分を守らし
め外は傍聽人を制して靜肅を保たしめ議院を尊致せしむるに在り
其第二は議場を整理し議論の紛雜を理め議事を抄取らしむるを
勉むるに在り其第三には外に對して議院を代表し往復照會等凡べ
て其名を以て之を行ふ
又た議院閉會の間に於ても議院に關する一切の事務は議長之を司
り萬端の指揮を爲すを職務とす

第十二條

議長ハ常任委員會及特別委員會に臨席し發言するを
を得但表決の數に預らず

本條も亦た議長の權限を示したるものにして即ち委員會に臨席し
て意見を陳ぶるを得せしめたるものなり勿論可否の數に加はる
を得ざるなり

委員には三種あり一をコムミッヂ、ナフセ、ホール、ハウス全院委員と云ひ(本條全院委員會に臨席し云々)
々の文字なきは同委員會には議長も其一部分なるを以て出席勿
論の議あらべ別に記るさざるなり(二)をスタンデン、コムミッヂ常任委員と云ひ三をスベンセ、コム
ミッヂ特別委員と云ふは第四章第二十條に明かなり

第十三條

各議院に於て議長故障ある時ハ副議長之を代理す

九

本條は副議長の職權を定めたるものにして議長故障ありて其職務を行ふ能はざる時は副議長は議長に代りて一切の職務を代理し一も議長の權限に異なる所あるなし

第十四條

各議院に於て議長副議長俱に故障ある時は假議長を選擧し議長の職務を行はしむべし

議長副議長共に事故ありて其職務を行ふと能はざる時は議員の中より假議長を選擧し議長の職務を代り行はしむ然れども兩議長の事故終りて再び議長職を行ふに至る時は假議長は無論其職を解くものどす假議長が其職務を行ふ間の權限は凡べて議長に變るとなく其爲したる事柄に就きては議長の爲したると同一の効力を有すると亦た勿論なり

第十五條

各議院の議長副議長ハ任期滿限に達するも後任者の勅任せらるゝまでハ仍ほ其職務を繼續すべし

本條にては上下各院兩議長の任期滿ちて上院は更に勅任せられ下院にては之を改選するに至りたる場合に於て其後任兩議長の選舉勅任せらるゝに至るまで其職務を行ふものなきに依り前兩議長をして尙ほ其職務を行ひ續かしめ新任議長の定まれる時に至りて後ち初めて交代せしむるなり尤も議院を初めて召集し又は解散の後新議院を召集したる時はもはや議長と云へるものあらざるに附き之を選出して勅任を得るまでの間は本法第三條に定むる如く書記官長の議長の職務を行ふものと云ふ本條は只た滿期の時にのみ適用せらるゝなり

第十六條

各議院に書記官長一人書記官數人を置く、書記官長の勅任とし書記官の奏任とす

本條及び次の條は兩議院の役員及び其職務を定めたるものなり、即ち兩院共に書記官長一人つゝを置き其下に書記官數人を置き此人々は執れも政府より任せらるゝものにして議員の選舉に非ず又た議員中より選拔せらるゝにもあらず只た政府が適當と認めたるものを本職に任ず而して其長の勅任官にて書記官は何れも奏任官なりとす

第十七條

書記官長の議長の指揮に依り書記官の事務を提理し公文に署名す

書記官の議事録及其他の文書案を作り事務を掌理す、書記官の外他の必要なる職員に書記官長之を任す

本條は書記官長以下の職權を定めたるものなり

書記官長は萬事の指揮を議長に受け下も書記官を監督して院の事務に従事せしめ又た議院より發する凡べての公文往復照會等の文書に書記官長の名義を以て之に署名す

書記官の職務は第一に議事録を製すると第二に凡べての文書の文案を作り第三には院内一般の事務を掌る

書記官の外屬官書記生受附使部に至るまで必要の役員は何れも書記官長の任命に依り各其雜務に従事せしむ

第十八條

兩議院の經費は國庫より之を支出す

兩議院議長議員職員等の歳費年俸其他諸雜費等は何れも國庫より之を支辨せらるゝなり

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條

各議院の議長ハ歳費として四千圓副議長ハ二千圓貴族院の被選及救任議員及衆議院議員ハ八百圓を受け別に定むる所の規則に従ひ旅費を受く但召集に應せざる者ハ歳費を受くるを得ず

議長副議長及議員ハ歳費を辭するを得ず

官吏にして議員たる者ハ歳費を受くるを得ず

第二十五條の場合に於てハ第一項歳費の外議院の定むる所に依り一日五圓より多からざる手當を受く

兩院の議長副議長が歳費を受くるは院内事務統理の勞に酬ひ且つ議長たるの体面を全うせしめんが爲めなり議員の之を受くるは國事の爲めに私事を擲ち時を費し勞を費すに酬ひんが爲めなるべし然れども議員にして家富み榮へ別に報酬を受けずとも餘裕あるものハ敢て之を受くるに及ばず辭して受けざるも可あり然れども兩議長に至りては之を辭するが爲めに其体面を損せしむるが如きとありては其一身一個の利害は暫く措き外に對して國家の威儀を失ふの恐われば之を辭するとを許さざるなり

又た議員の各地方より上京せんには旅費を要するに附き其支辨を受くるとは勿論ありとす

尤も議員にして疾病事故の爲め召集に應じ上京せざるもの又は京地に住して議院に出頭せざるものは未だ除名よすらずとも其歳費

を受くるとを得ざるものとす。官員にして議員を兼任するものは歳費を受くるとを得ざるは各其本職に於て國庫より俸給を受くるが故なり。

第二十五條に定めたる如く議會閉期の間委員をして議案の審査を繼續せしむる時は其勞に酬ひんが爲め別手当として右通常受くる所の歳費の外に一日五圓より多からざる手当を受くるとを得るなり。

議員に歳費を與ふる事は各國其趣を異にす英國は之を受けず佛國伊國等の議員は何れも歳費を受くそは其國人民の度に應じ宜と異にしたるものにて一概に之を可否すべからず。

第四章 委員

第二十條

各議院の委員ハ全院委員、常任委員、及特別委員の三類とす。

全院委員は議院の全員を以て委員と爲すものとす。

常任委員は事務の必用に依り之を數科に分割し負擔の事件を審査する爲に各部に於て同數の委員を總議員中より選舉し一會期中其任に在るものとす。

特別委員は一事件を審査する爲に議院の選舉を以て特に付託を受くるものとす。

議按の調査若くは特別の事實を調査せんが爲め議院中に委員を設

けて其任に當らしむるとあり然して其調査すべき事件の性質及び

種類に依り委員の組立にも亦た別あり其第一ハコムニツチーフゼホルハリス全院委員とす。全院

委員會は議院の全員を以て組織すと雖も其開會は通常の開會と異

なりて其式を用ひず議長は其席を離れ委員長之に代る而して其職
 とする所は未だ之を明示せられざれども外國の例に依り全院委員
 は調査を主とせずして議事を主とし本院の本議に附するの前に於
 て一應之を議せしむ而して其議する事柄は重に課税に關する議按
 商業宗教若くは補助金に關する議按等にして又た其他議院に於て
 必要と決したる時は之を全院委員に移して議せしむ全院委員にて
 は議員は幾度起立して發言するも可なり第二常任委員スタンディング・コミッティーとは會期中
 常に組織し置き調査の事務を委任す尤も其調査すべき事件の性質
 に依り(例へて軍事に關する事法律に關すると教育に關すると會計
 に關すると等)之を同一委員に任ずべからざるに依り之を數科に分
 ちて擔當せしむ然して其組織の方法は前條に總員を分ちたる各部
 毎に同數の委員を選擧し之を合せて組織するものとし開會中の常

に其職を行はしむるものなり

第三の種類たる特別委員スペシャル・コミッティーとは常に之を設けず特別に調査すべき事
 件の起りたる毎に議院中より若干の委員を選出して其特別事件限
 りの調査の事を委託すべきものとす

第二十一條

全院委員長ハ一會期ことに開會の始に於て之を選擧
 す
 常任委員長及特別委員長は各委員會に於て之を互選
 す

全院委員長は豫め開會の始に於て總議員中より之を選擧し當くも
 のとす蓋し之と開くの時機確定せざるが故なり又た常任委員長及
 び特別委員長は各其委員會に於て委員中より選擧す時に變更あれ

ばなり

二十

第二十二條

全院委員會の議員三分の一以上常任委員會及特別委員會の其委員半數以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

本條は委員の數如何程參集する時の委員會を開らざて有効の議決を爲し得るや否やを定めたるものなり。全院委員の時は其總數三分の一以上出席すれば之を開きて議決を爲すを得べく常任及特別委員會には其委員半數以上の出席を要するなり

第二十三條

常任委員會及特別委員會は議員の外傍聽を禁ず但し委員會の決議に由り議員の傍聽を禁ずるとを得

本條又は委員會議事の傍聽に關するを定む。全院委員の議事には別に制限なし。特別に決議を爲さざる以上は傍聽を許さるべし。然れども常任委員會及特別委員會には議員の外は一切傍聽を許さず。又た時として議員一般の傍聽を禁ずるの必要ありと認むる時は其委員會にて決議の上にて通常議員の傍聽を禁ずるとを得らるべきなり

第二十四條

各委員長の委員會の經過及結果を議院に報告すべし

委員會は内部の仕事にして時としては議員たりとも其傍聽を禁ずるとあるは前條に定めたる如くなるが故に議院全體よりしては其委員會が擔任する所の事件の調査に如何なる進みを爲し居るや又た何時調査を終へ如何なる結果を得たるやは全く公けには知らざ

二十一

るものなるに附き委員長は議院全會の席に於て時々其委員會議の進み及び結果を公けに報告するなり

第二十五條

各議院は政府の要求に依り又は同意を経て議會閉會の間委員をして議按の審査を繼續せしむるを得
 前條諸委員會は議院開會中に行ふものなれども其事件の性質如何に依りては調査に非常の多數と時日とを要するとありて開會中に其調査を終ゆる能はざるとあるべし然れども其事件最も必要なるか但しは次會までには調査を終らざれば不都合なる場合には或は政府は議院に要求して其委員會の調査を繼續せしむるを得べく又た政府の要求なくとも議院に於て之を續くるとを必要と認むる時は政府の同意を得て之を續くると得べし其政府の同意を得る

所以は此場合には臨時日に五圓以下の手當を委員に給せざるべからざるが故なり

第五章 會議

本章に於ては會議の方法議按を議決するの順序等を定む

第二十六條

各議院の議長は議事日程を定めて之を議院に報告す

議事日程は政府より提出したる議案を先にすべし、但し他の議事緊急の場合に於て政府の同意を得たる時は此の限に在らず

議事日程オーダープログラムとは日々に議すべき議按の順序若くは其日に爲すべき事柄の順序を定めて之を日割にし印刷したるものにして之を一見す

る時は先づ其日の議事の順序若くは動議質問等の順序を一見して知るを得べきものなり議長は豫め之を調製して議院に報告するなり
 偕て議長が此議事日程を定め議すべき議按等の順序を定むるに當りては第一に政府より提出したる議按に一步を譲りて先づ之を先に附け續て議院の自制に係る議按若くは動議質問等を其後に置く然れども政府提出の議按の外の事にも至急の議を要し又た其事最も緊急なる時は議長は先づ政府の同意を得て之を先にするともあるべきなり

第二十七條

法律の議案は三讀會を経て之を議決すべし但し政府の要求若くは議員十人以上の要求に由り議院に於て

出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるとき
 は三讀會の順序を省略するを得

本條は議決の方法を示したるものなり凡る議決を鄭重にせんが爲めには再三熟議を遂ぐるとの必要は言ふを俟たず故に第一に第一讀會を開らきて議按全体の可否を討議し可決する時は次に第二讀會を開らきて其議按の條々を議し之に修正を加へ又は増加するともあり刪除するともあるなり右了りて第三讀會を開らき再び修正按の可否を議し尙ほ全体と不可なりとする時は之を否決するも可なり又は修正を加ふるも可なり然して後ち之と確定議決として以て上奏するに至るべし

然りと雖も其法律頗る急施を要するものにして此順序を踏むの時日なき時は止むを得ず變例を用ひて此手續を省略するを得此時

は政府より議院に要求して之を省くべく又ハ議員十人以上同意して議院に要求したる場合に於て當日出席議員三分の二以上の多數にて其手續を省くべしと決議する時も亦た之を省略するを得べきなり

第二十八條

政府より提出したる議案ハ委員の審査を経ずして之を議決するを得ず但緊急の場合に於て政府の要求よ由るものハ此限にあらず

前にも云へる如く議按の出所に二個あり一は政府より之を提出するもの、又た其一は議院自ら之を發するものとす(但し議院立按の權イニシテハ)の事は憲法中にあれば爰に之を略す(倍て議院の自ら發したる議按に附きては之を調査委員に附して調査せしむるもせしめざるも議

院の隨意なれども政府より提出したる議案に就きては一應は必ず委員の調査を爲すものとす是れ政府の議按に重を置き之を大切にするが故と又た一には政府の發したる議按に附きては議案調製は政府の手に在るを以て之を調査するに非れを果して利害の如何と知るべからざるが故なり

尤も事至急を要し此調査を爲すの暇なき場合に於ては政府の要求に依りて調査を爲さず直ちに本議に取り掛るを得らるべきなり但し之を變例とす

第二十九條

凡て議按を發議し及び議院の會議に於て議案に對し修正の動議を發するものハ二十人以上の賛成あるに非れば議題と爲すことを得ず

凡そ各議院に於ては自ら議案を發するの權限あるとは憲法に於て定められたれば何時に於ても又た如何なる議按にても之を發按するを得れども濫りに之を發議せしめては頗る紛雜なるが故に鄭重の方法を用ひしむるを要す故に議員にて議按發議を爲す時は二十人以上の賛成を得るに非れば議院に於ては未だ之を議すべきの問題と認めずして自ら消滅す若し二十人以上の賛成ある時は其上にて之を採るべきや否やに附き討議せしむるなり又た議按の修正とても右同様鄭重を要するものなるに附き之を修正せんと動議するものあるも二十人以上の賛成を得るまでは打ち捨て置き之を得たる後に於て問題とせらるゝなり

第三十條

政府の何時たりとも既に提出したる議按を修正し又

撤回せるとを得

凡そ已れが出したる議按を自ら修正し若くは之を引くとは自由たり故に政府が一たび其議按を議院に出したる後と雖も其都合に依り自ら之を修正したるかた便利なりと見る時は之を修正して出すとを得べく又た議場の景勢を見計らひ一旦出したる議按を引くと却て得策と考ふる時は之を引くとを得蓋し時の勢に逆ひたる議按を強いて主張する時は否決の恐あるべく一旦否決したる議按は同開會期中に再び提出すると能はず又た次回に於て之を再出するも其通過頗る困難なるべきが故機を見て之を引くの一の駆け引なりとす

第三十一條

凡て議按は最後に議決したる議院の議長より國務大

臣を經由して之を奏上すべし

本條は政府より出したる議按と議院より發したる議按とを問はず其決議成按奏上の順序を示したるものなり蓋し時の都合に依り若くは議題の煩簡に依り先づ議按を上院貴族院に提出し其決議の後ち之を下院(衆議院)に回はし以て其議決に任ずるとあり又は先づ之を下院に提出して其決議と經たる後に於て之を上院に回はし其決議に任ずるとあり其第一の場合に於ては衆議院議長より又た第二の場合に於ては貴族院の議長より國務大臣の手を経て之を奏上するを例とす但し財政に關する議按は大藏大臣の手を經内務に關する議按は内務大臣の手を經る等何れも其關係國務大臣の手を經るなり凡る會計上の議按は常に先づ衆議院の議決を經るを例とすれども其他の議按に就ては何れの院に之を出すも差支なきなり

第三十二條

兩議院の議決を経て奏上したる議按にして裁可せらるゝ者ハ次の會期までに公布せらるべし

凡そ政府の議按たると議院の議案たるとを問はず貴族衆議兩議院の決議と經て之を 陛下に奏上し、陛下は之を裁可せられたる時に既に法律となりたるものにして之を公布せざるべからず但し公布の權は 天皇陛下の大權に屬するを以て之を公布あらざれば法律も亦た一般に人民に効力を及ぼすべからず然れども何時までも之を發布せられずを折角帝國議會の議決も其効力を失ふべきに附き豫め其期限を定め置き遅くとも次會の會期までには之を公布せらるゝと定められたるなり

第六章 停會、閉會

第三十三條

政府は何時たりとも十五日以内に於て議院の停會を命ずるを得

議院停會の後再び開會したる時は前會の議事を繼續すべし

停會とは休會と同一にして其休會の期限と過ぐる時はやはり從前の如く會議を續くるものを云ふ本條に於ては政府の都合に依り暫時議院の開會を停止せんとする時は十五日に過ぎざる日限の間之を停むるを得蓋し之が爲めに開會を中斷したるものに非ず嘗た一時休會したるものなれば再び開會するも同一議會にして其性質を變ぜざれば停會前に議し掛りたる議事は相變らず之を繼續して議了に至らしむるなり蓋し閉會の場合とは之と異なりて前に議し殘

りたる議按建議按等は次會に於て之を繼續して議することを爲さるなり

第三十四條

衆議院の解散に依り貴族院に停會を命じたる場合に於ては前條第二項の例に依らず

凡そ議院は貴族衆議兩院を以て成り立つものなるが故に若し衆議院にして解散を受けたる時はもはや議院満足せず其改選の後ち衆議院を組織するに至りて議院具足するなり然りと雖も解散後の新議院と結び附く時は貴族院のみ舊体を保つと能はずやはり新議院の一部たり故に衆議院解散の爲に貴族院は停止となるも其開會後は前條第二項の如く再び前の議事を續くるとを得ざるなり

第三十五條

帝國議會閉會の場合に於て議按、建議、請願の議決に至らざる者、後會に繼續せず但第二十五條の場合に於ては此限にあらざ

議院の開期には日限あり此日限來りて閉會する時に於ては設ひ議し終らざる議按若くは建議按又は請願按等はもはや其生命を失ひたるものにして次會に至るも之を續けて議するを得ず蓋し同一會期の議院に非るが故なり尤も第二十五條に定めたる如く止むを得ざる場合に於ては閉會の後と雖も議按の調査を續けると得るは格別なりとす

第三十六條

閉會の敕命に由り兩議院合會に於て之を舉行すべし
議院召集及び開閉の權は 天皇陛下の大權に在り故に閉會の時と

雖も亦た開會の時と同じく兩議院を貴族院に集合せしめ勅命を以て其閉會式を行はるゝあり

第七章 秘密會議

第三十七條

各議院の會議に左の場合に於て公開を停むるを得

一 議長又は議員十人以上の發議に由り議院之を可決したるとき

二 政府より要求を受けたる時

凡る議會は之を公けに開らきて衆人をして傍聽せしむるを常例とす然れども議按の性質に依り之を公開しては却て治安を害し又は榮譽を傷くるの恐あるとあるべし或は又た軍機若くは外交機密に涉りて漏泄を恐るゝともあるへし斯る場合には其會議を秘密にし

て傍聴を禁ずるとあるなり之を禁ずるの方法二個あり即ち其一は議長の發議に依り又は議員十名以上の發議に依り議院の決議を以て之を禁ずる時又た其一は政府より要求を受けたる時にして此場合にては議院の決議を用ひざるなり

第三十八條

議長又ハ議員十人以上より秘密會議を發議したる時ハ議長は直に傍聴人を退去せしめ討論を用いずして可否の決を取るべし

若し議事中に於て會議を秘密にすると必要なりと認めたる時は之を秘密にせんことを議長若くは議員十人以上より發議するとあるべし此場合には敢て可否の討論を爲さず直に決を起立に問ひ其可否を決す尤も此發議を爲したる時は議場内傍聴者の喧争と防せかむ

か爲めに先づ傍聴人を退場せしむるものとす

第三十九條

秘密會議ハ刊行するを許さず

傍聴を禁じたる會議の議事は固より秘密を要するものなれば之を新聞雜誌若くは冊子に登録出版するを許されざるなり

第八章 豫算按の議定

第四十條

政府より豫算按を衆議院に提出したる時は豫算委員ハ其院に於て受取りたる日より十五日以内に審査を終り議院に報告すべし

凡る歳計豫算の議按は先づ之を衆議院に提出し其議を経るを常例とす又た何を置きても歳計豫算は充分の調査と迅速の決議とを要

するものなるに附き此按の衆議院に回はさる、や否や直ちに其調査に取り掛り必ず十五日以内に済まされしむるを要するなり

第四十一條

豫算按に就き議院の會議に於て修正の動議を發する者は三十人以上の賛成あるに非れば議題となすを得ず

凡る議按修正の動議は廿人以上の賛成あれば議題となるは通則なれども豫算按には一層の重みを加へ先づ三十人以上修正の動議に賛成するに非れば之を問題として討論せしめざるなり

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條

國務大臣及政府委員の發言は何時たりとも之を許す

べし但し之が爲め議員の演説を中止せしむるを得ず

凡る主任大臣及び政府委員は政府より提出の按に就きては充分の説明を爲さるべからず又た爲さしめざるべからず故に之に許すに充分の發言權を以てし議事中發言を議長に請求する時は何時にても又た幾回にても之を許さる、なり然りと雖も議員の演説中に中言を發せられ之を妨けしめては議員の發言演説の權利を害するに就き其演説の了りたる待を待たしめ決して之が爲めに議員の演説を中止せしめざるなり

第四十三條

議院に於て議案を委員に附したる時は國務大臣及政府委員は何時たりとも委員會に出席し意見を述べ

とを得

本條も亦た前條に異ならず只た前條は總會議の場合本條は委員會に於てするの場合の別あるのみ

第四十四條

委員會の議長を經由して政府委員の説明を求むることを得

委員調査會に於て出席政府委員の説明を求めんとする時は委員は先づ議長を呼び云々の件に付き云々の質問を政府委員に求めたしど請求する時は議長は又た政府委員を呼びて之が説明を爲さしむ但し議長の許可を待たずして相互に質問討議することを爲さしめざる爲めなり

第四十五條

國務大臣及政府委員の議員たる者を除く外議院の會議に於て表決の數に預らず

前數條に在る如く國務大臣及び政府委員は説明の任に當るを以て何時にても發言することを得れども其可否の決を取るに當りては其數に加はゝるを得ず然れども國務大臣及び政府委員にして代議士の職を兼ねるとあり之を兼ねる場合に於ては政府員たるの資格に依らず議員たるの資格に依て可否決の數に加はるとを得るは勿論なりとす

第四十六條

常任委員會又ハ特別委員會を開くときは毎會委員長より其主任の國務大臣及政府委員に報知すべし

本會の會日及び議事の順序は議事日程にて明かにして既に國務大

臣初其關係の政府委員に通知しあれば敢て改めて通知を要せざれども委員會を開く時は未だ前以て此手筈を爲さざれば毎會其旨を主任大臣及政府委員に報知せざるを得ず報知を得たる政府委員は其説明の爲めに必ず委員會に出席するものとす

第四十七條

議事日程及議事ニ關る報告ハ議員ニ分配すると全時に之を國務大臣及政府委員に送付すべし

本會の議事日程及び議事に關する凡べての報告は議員に分つと同時凡べての國務大臣及び政府委員に之を送らざるべからず但し前條の場合には其主任者のみに限れども本條の場合には凡べての國務大臣政府委員にも送るものにして豫め其準備を爲すの用に供し又た一には議事に關する報告を受けて之を了知せしむる爲めの用

に供するなり

第十章 質問

第四十八條

兩議院の議員政府に對し質議を爲さんとする時ハ三十人以上の賛成者あるを要す

質問ハ簡明なる主意書を作り賛成者と共に連署して議長に提出すべし

凡そ内治外交財政教育等其何の類たるを問はず政府の政略に對して不審を抱きたる時は其方針を尋ね其説明を求むるは議院の特權なるが此事ハ頗る重大の關係を有するものなるが故に又た之を行ふにも鄭重なる手續と要す本條及次の條ハ定むる所即ち是れあり偕て此質議インクベリメンツを爲さんには發議者は先づ三十人以上の同意者を得

たる上にて簡短にして且つ明瞭なる主意書を作り以て之を議長に差出す議長之を受け取りたる時の次の條の手續を経て其説明を政府に求むるなり

第四十九條

質問主意書の議長之を政府に轉送し國務大臣の直に答辨をなし又は答辨すべき期日を定め若答辨を爲さざるときは其理由を示明すべし

前條に定めたる如く定式の賛成者を得て質問書を議長に呈したる時は議長は其質問主意書を政府に送りて當局者の答辨説明を求め政府之を受けたる時は其主任大臣若くは其代理者は直に答辨を爲さざるべからず又答辨を爲すべき日を定めて其日には必ず答辨す然れども外交機密に關すると軍機に關すると等にして公けに之を

説明する能はざる事情ある時は適當なる理由を明かに示して以て其質問に答ふるの義務を辭するを得るなり適當の理由なくしては之に答へざるとは成らざるなり

第五十條

國務大臣の答辨を得又ハ答辨を得ざる時の質問の事件に付き議員の建議の動議を爲すとを得

前條の例規に基き國務大臣は議院の質問に答へて之を説明したる時に於て尙ほ之を以て不満足とし又は國家の爲めに不利なりと見込みたる時若くは主任大臣は答辨を爲さざる時は其議に付き議員は又た更に建議を政府に爲すべきの動議を爲し其政略方針の改正變更若くは廢止を求むるを得るなり

第十一章 上奏及建議

第五十一條

各議院上奏せむとするときハ文書を奉呈し又ハ議長を以て總代とし謁見を請ひ之を奉呈するあとを得各議院の建議ハ文書を以て政府に呈出すべし

本章に於ては議院の特權の一たる上奏と建議とを爲すの方法を定む上奏とは 天皇陛下に直接に意見を奉るものを云ひ建議とは政府に意見を差出すを云ふ偕て其上奏を爲すの方法は議院より文書に認め之を 陛下に上呈し又は議長は其院の總代となり 天皇陛下に謁見を請ひ上奏書を直接に 陛下に上呈するとを得るなり又各議院より政府に建議する時も之を書面に認め以て政府に差し出し決して口頭を用ひざるなり

第五十二條

各議院に於て上奏又は建議の動議は三十人以上の賛成あるに非ざれば議題と爲すとを得ず

本條別に解釋を要せず

第十二章 兩議院關係

第五十三條

豫算を除く外政府の議案を附するハ兩議院の内何れを先にするも便宜に依る

本條は議案を何れの院にて先づ議するや否やを定むるものなり抑も議案提出の順序は何れの議院を先にするやは其事務の煩簡を見計らひ其簡なる所に先づ提出するも散て差支なし然れども歳計豫算を初め凡そ會計上に關する議案に關しては直接に人民を代表する衆議院の最も利害を有する所たるを以て先づ之を衆議院の議に

附せざるべからず衆議院決議の後にて於て之を貴族院に回はずを憲法の本則とするなり即ち本條に於ても豫算及び會計に關する議按は先づ之を衆議院に提出するとして其他一切の議按は何れの議院に之を提出するも時の便宜に従ふものとせられたるなり英國の如きに於ては會計按は無論之を下院にて先づ議決し後ち之を上院に回はずと雖も上院にては下院の決議に修正を加ふるの權限なく只た之を全く認むる歟但しは全く之を廢棄する歟の二途あるのみ然れども實際に於ては之を廢棄するとなきを以て此按に關しては下院の決議通りなりとするものゝ如し記して以て參考に供す

第五十四條

甲議院に於て政府の議按を可決又ハ修正して議決したる時ハ乙議院に之を移すべし乙議院に於て甲議院

の決議に同意し又ハ否決したるときハ之を奏上すると同時に甲議院に通知すべし

政府の議按を何れの院に先づ提出せられたるやを問はず今更假に先づ之を貴族院に提出したるものと定めんに貴族院は之を可決し又ハ修正を加へて議決したる時は衆議院に之を移して議せしむべし衆議院に於て貴族院の決議に全く同意するか又は全く之を否決したる時其決議成按を 天皇陛下に上奏すると同時に其同意の旨若くは否決の旨を貴族院にも通知するなり但し之を修正して議決したる時は次の條に依る

第五十五條

乙議院に於て甲議院より移したる議按に對し之を修正したるときハ之を甲議院に回附すべし甲議院に於

て乙議院の修正に同意したる時ハ之を奏上すると同時に乙議院に通知すべし若し之に同意せざるときは兩院協議會を開くを求むべし
甲議院より協議會を開くを求むるときは乙議院ハ之を拒むを得ず

本條は前に議したる議院の決議を後に議したる議院に於て修正したる時に如何に之を始末するやの方法を示せる條なり偕て其修正に就きても前に議したる議院にて後に議したる議院の修正に同意するとあり又た同意せざるとあり之に同意したる時は其決議按を天皇陛下に奏上し之と同時に其旨を後に議したる議院に通すべし若し又た之に反して後に議したる議院の修正に同意すると能はざる時は其旨を修正したる議院に通知して双方の協議會を開ら

きて之を決する旨を請求するなり後に議したる議院に於て前に議したる議院より協議會を開くを請求せられたる時は之を拒むを得ざるなり

第五十六條

兩院協議會ハ兩院より各十人以下同數の委員を選舉し會同せしむ委員の協議案成立する時ハ原按を政府より受け取り又ハ提出したる甲議院に於て先づ之を議し次に乙議院に移すべし
協議會に於て成立したる成案に對してハ更に修正の動議を爲すを許さず

甲乙兩院修正の爲めに同意を爲さざる時は前條の如く兩院の協議會を開く之を開くの方法は先づ双方の議院より十人以下同數の委

員を選んで相會合し協議を爲さしむ此時には双方共に歩みを爲すを通例とす右協議會にて之を修正決議し協議案を製したる時は先づ前に本按と議したる議院に出して其協議按を採用するや否やを議し之を可決したる時は後に本按を議したる議院に移して又た之を採用するやを議す双方共に異論なき時は決議按として上呈す若し之に反して一方の議院にて之を否決したる時は恰も前に之を否決したるものと同じく議按は廢棄せらるゝなり

又た右兩院の協議會に於て製したる協議成案を双本院よ於て議するに當りてはもはや修正を許さず其儘採用するか但しは否決せしむるなり蓋し再び之を修正しては又々他院の不同意を來たし到底止む時あらざるべきが故なり

第五十七條

國務大臣政府委員及各議院の議長ハ何時たりとも兩院協議會に出席して意見を述るを得

協議會には成る丈け双方の調和を謀るを緊要とすれば只に國務大臣政府委員のみならず貴族院衆議院の議長も各同會に出席して其意見を述るとを得せしむるなり最も是等の人は可否の數に加らざるものとす

第五十八條

兩院協議會ハ傍聽を許さず

第五十九條

兩院協議會に於て可否の決を取るハ無名投票を用ゐる可否同數なるときハ議長の決する所に依る

兩院の協議會に於ても亦た其可否を多數に決するも其投票には名

を記るさず又た可否の數相同しき時は協議會長之を決するなり

第六十條

兩院協議會の議長は兩議院協議委員に於て各一員を互選し毎會更代して席に當らしむべし其初會に於ける議長ハ抽籤法を以て之を定む

本條は協議會の議長を定むるに偏頗なき方法を定めたるものなり即ち双方より選出したる委員中より各一人つゝの議長を選び其會毎に更るゝ議長の職を行はしむ其初會に於て勤むべき議長は圖取を以て之を定む

第六十一條

本章に定むる所の外兩議院交渉事務の規程ハ其協議に依り之を定むべし

本章は兩院相互の關係したる事務の重なるものに就き其規則を定めたるものなれども此他にも尙ほ種々相關係したる事務あるべし其細則は兩議院の協議を以て之を定むるなり

第十三章 請願

第六十二條

各議院に呈出する人民の請願書ハ議員の紹介に依り議院之を受け取るべし

本章にては人民より議院に差出すべき請願書の受取り方及び處分方を定めたるものなり本條の趣意に依れば人民ハ請願を議院に出すの權利あり議院は其請願にして例規に違はざる以上は之を受くるの義務あるものとす然して人民より之を差出すに附きても直接に之を呈すると得ず必ず議員の中何人にては此請願を紹介する者

を得て此議員に依り議院に差出すとを得るあり

五十六

第六十三條

請願書の各議院に於て請願委員に附し之を審査せしむ

請願委員請願書を以て規程に合はずと認むるときは議長は紹介の議員を経て之を却下すべし

人民の請願規則に協ふや否や又た其趣意尤もなるや否やを調査せしめんが爲め議院に於ては豫め請願委員と云ふを置き請願の出づる毎に之を調査せしむ

請願委員は其請願書は規則に協はずと判断する時は之を却下すべし但し其方法も亦た出願の時の道を傳ひて議長より本請願を紹介したる議員に渡し而して之を請願本人に却下せしむるなり

第六十四條

請願委員の請願文書表を作り其要領を録し毎週一回議院に報告すべし

請願委員特別の報告に依れる要求又ハ議員三十人以上の要求あるときは各議院ハ其請願事件を會議に附すべし

請願委員ハ各請願の趣を調査し一々其大趣意を記したる願文書表と云ふものを作りて一週間に一度つゝ之を議院全体に報告す

請願委員の見込に依り其請願事件を本院の會議に附するを適當なりと認めたる時は特別の報告を以て會議に附せんとを要求し又は議員三十名以上同意にて此請願を會議に附せんとを要求したる時は各議院に於ては其事件を會議に掛けざるを得ざるなり

五十七

第六十五條

各議院に於て請願の採擇すべきとを議決したるときは意見書を附し其請願書を政府に送附し事宜に依り報告を求むるを得

前條の要求に依り各議院に於て請願事件を議したる後ち之を尤なりと認め採用すべしと決したる時は其請願書に議院の意見を附し其請願書を政府に回はずなり而して其請願事件の處分に就き一應政府の意見とも求めざるを得ざる必要ある時は之を政府に回はずと同時に其議に關して政府より報告を議院より爲されんとを乞ふを得るなり

第六十六條

法律に依り法人と認められざる者を除くの外總代の

名義を以てする請願は各議院之を受くるを得ず

凡そ請願は一人一個の利害に關したるものなるを以て之を出願せんに必す自己の名義を以てし利害を同くするもの多數ある時は何れも運署して之と請願せざるべからず故に總代人を以て請願したる時は議院は之を受け附けざるなり然れども通常の人間に非ず法律にて人と認められたるものあり即ち市の如き町村の如き又は銀行、會社の如き其性質を問はず何れも人の集合体たるなれども組み合ては何人を指して其組合と認むるを得ず斯る場合に於ては法律は直ちに其會社若くは組合を以て人と認むし人と同一の權利義務を有せしむるなり此種類のものに對しては此組合若くは會社を代表するものは其長若くは頭取にあるなれば此長若くは頭取社長等は總代の名義を以て請願書を差し出すとを得るなり因に云ふ組

合、會社の中にも政治上の組合あり商業上の組合あり慈善上の組合あり其類異なれども法律に於て之を人と認めたる時は權利義務に於ては人と同様なり然れども學術技藝若くは社會百般の事柄に付き協會を組織するものあるも未だ民法上にては法人とは認められざるなり

第六十七條

各議院ハ憲法を變更するの請願を受くることを得ず

我國の憲法は 天皇陛下の定め給ふ所なり之を變更するも亦た陛下の思召に出づるものにして人民ハ之が變更を願ふの權利を有せざるなり故に此議に關する請願書を議院に呈出するも議院は之を受くることを得ざるなり詳しきは憲法の解釋を見るべし

第六十八條

請願書ハ總て哀願の体式を用うべし若請願の名義に依らず若くハ其体式に違ふ者は各議院之を受くることを得ず

本條ハ請願書の体裁と定めたるものにして願書は凡べて其名目の如く哀願の体裁に認めざるべからず凡る請願は權利を與へられんと若くは義務を免せられんと又は利益を附與せられ損害を除かれんことを乞ひ願ふにあれば固より哀願の体裁を用ゆべし要求の体裁を用ゆべからず又た或は請願の名義に依らず建言の名義を以てし若くは其他の名義を以て其願書を差し出すものあるべし斯る類及び哀願の体裁を用ひざるの請願書は議院に於てハ之を受け附けざるなり

第六十九條

請願書にして皇室に對し不敬の語を用る政府又ハ議院に對し侮辱の語を用る者は各議院之を受くることを得ず

請願書を呈せんとするものは上に對してハ決して尊敬を失ふべからず故に其願書中に若し 皇室に對して不敬の語を用ゆるか又ハ政府若くは議院に對して輕蔑侮辱の語を用る時は議院は此願書を拆くるなり

第七十條

各議院ハ司法及行政裁判に干預するの請願を受くることを得ず

凡る司法權裁判權は獨立のものなり君主と雖も隨意に之を動かすべからず政府議院も亦た隨意に喙を容るべきものにわらず兎に角

司法獨立の鞏固ならざる限りハ人民一日も安んずることを得ず權利も亦た權利たるを失ふべし故に凡そ人民の請願にして司法若くは行政裁判の事に立ち入りたるものある時は議院に於ても之を受くることを得ざるなり

第七十一條

各議院ハ各別に請願を受け互に相干預せず

貴族院に差し出したる諸願書は貴族院之を受け自ら採否を決し之を採るも亦た之を衆議院に移すを要せず自ら之を政府に呈出す衆議院も亦た然り敢て兩院の議を経るに及ばざるなり

第十四章 議院と人民及官廳地方議會との關係

本章に於ては各議院と人民との間の關係議院と各官廳との關係及び議院と地方議會との關係を定めたるものなり

第七十二條

各議院の人民に向て告示を發するを得ず

各議院の權限の政府提出の議案を議決し若くは自院立案の議案を議定して之を陛下に上奏し其裁可を得て之を人民に告示せらるゝものなるに依り敢て直接に人民と關係を有せず故に議院は其名前を以て告示若くは命令を人民に向て發するを得ざるなり

第七十三條

各議院は審査の爲に人民を召換し及議員を派出するを得ず

前條に於て定めたる如く各議院は人民と直接の關係を有する能はざるに付き或る事件の審査の爲めにも直ちに人民を議院に召換するを得ず又た其議員を派出して人民と直接に接せしむるを得

ざるなり

第七十四條

各議院より審査の爲めに政府に向て必要ある報告又ハ文書を求むるときハ政府ハ秘密に渉るものを除く外其求に應ずべし

本條は議院と政府との關係の一部分を定む即ち議院に於て議接若くは他の事件の調査を爲すに當りて必要なる報告書類又は往復文書類を政府に要求するを得べし政府は此要求を受けたる時は之を出さざるべからず但し事の軍機若くは外交機密若くは國事機密等に關して示し難きものは其要求を受くるも之を謝絶するを得るなり

第七十五條

各議院の國務大臣及政府委員の外他の官廳及地方議會に向て照會往復するを得ず

本條は議院と官廳及び地方議會との關係を示したるものなり凡そ議院の往復照會を爲すべきは國務大臣政府委員に限りて其他の官廳及び各府縣會郡市町村會等に向て直接に往復照會を爲すを得ざるなり

第十五章 退職及議員資格の異議

第七十六條

衆議院の議員にして貴族院議員に任せられ又は法律に依り議員たるを得ざる職務に任せられたるときは退職者とす

本章に於ては衆議院議員の退職の場合及議員の資格に付き異議を

生したる時に之を處分する方法を定む

偕て衆議院の議員にして其院を退くには華族に叙せられたるか又は最多額の納税者中より選ばれ貴族院議員に勅任せられ又は國家に勳勞あり若くは學識あるものにして勅選を以て貴族院議員に榮轉したる時及び宮内官裁判官會計檢査官収税官警察官等凡そ法律にて議員となるを得ざる官職に任せられたる時は何れも之を退職者とせらるゝなり

第七十七條

衆議院の議員にして選舉法に記載したる被選の資格を失ひたるるときは退職者とす

本條は凡べて被選者たるの資格を失ひたる時は退職者とせらるゝことを定めたる條なるが其詳しき選舉法第四章にありて之を同章

に解釋したれば爰に略す乞ふ同章を參看せられよ

第七十八條

衆議院に於て議員の資格に付異議を生ずるときは特に委員を設け時日を期し之を審査せしめ其報告を待て之を議決すべし

衆議院議員既に當選し議席に就きたる後に於て新たに資格を失ひたるとあるか但しは資格なかりしとの發見したる等にて異議を生したる時は特別に此當否を調査せしめんが爲めに委員を設け日時を限りて之を調べしめ然る後ち委員の報告を得て資格の有無を議院にて議決し之なきときは退職せしむ

第七十九條

裁判所に於て當選訴訟の裁判手續を爲したる者の衆

議院に於て同一事件に付審査するを得ず

選舉法に定めたる如く當選の際其資格を争ふものありて裁判所に訴へられ其裁判内にて當選者と確定したる者議院に入りて後再び其資格に就きて異議を生じたる時に於て同裁判と同一の事件なる時はもはや議院の審査委員にて之を調査するを得ず蓋し之を爲す時は爲めに司法權に立ち入るの恐あるが故なり

第八十條

議員其資格なきことを證明せらるゝに至るまで議院に於て位列及發言の權を失はず但自身の資格審査に關る會議に對してハ辨明するを得るも其表決に預るとを得ず

前條の如く議員の資格に付き異議を生じたる時は委員の調査に會

ふべし然れども其調査中と雖も未だ資格なきことを證明せらる、
 まではやはり議員の位と失はず又た發言するを得べし蓋し資格な
 きとを證明せらる、まては純然たる資格あるものと認ざる、故
 なり又た自身の資格を調査せらる、時は充分に説明を與ふるとを
 得るは勿論なれども其決議を爲す時に其投票の數に入るとを得
 ざるなり

第十六章 請假、辭職及補欠

第八十一條

各議院の議長ハ一週間に超えざる議員の請假を許可
 することを得其一週間を超ゆるものハ議院に於て之
 を許可す期限なきものハ之を許可せることを得ず

議院開會中議員旅行若くは墓參若くは他の事故を以て假を請ふと

を得然れども其期限の長短に依りて差異ありとす其期限一週間に
 超へざるものは議長限にて之を許可するとを得二週間以上に涉る
 時は議院の決議を得るに非ざれば許されず又た期限なき假乞は議
 院と雖も之を許可するを得ざるなり

第八十二條

各議院の議員ハ正當の理由を以て議長に届出ずして
 會議又ハ委員會に欠席するを得ず

議員疾病事故ありて會議若くは委員會に欠席せんと欲する時は必
 ず之を議長に届け出ざるべからず無斷にて欠席すると許さる
 なり

第八十三條

衆議院ハ議員の辭職を許可するを得

本條別に解釋を要せず

第八十四條

何等の事由に拘らず衆議院議員に欠員を生じたる時
ハ議長より内務大臣に通牒し補欠選舉を求むべし

本條は議員の欠員を生じたる時の取扱方を定めたるものにして議
員の退職死亡若くは轉任等にて議員に欠員を生ずる時は議長より
其旨を内務大臣に届け出で其議員の補欠選舉を求むるなり

第十七章 紀律及警察

第八十五條

各議院開會中其紀律を保持せんが爲内部警察の權ハ
此法律及各議院ニ於て定むる所の規則に従ひ議長之
を施行す

本章は議院内の秩序を保たんが爲めに議長に與へたる警察の權及
び其秩序を維持する方法を示すなり

即ち本條に於て凡べて此法律本條以下に定むる所の條々及び各議
院に於て各設くる所の取締規則を實行せんが爲めに議長は警察權
を有し警察官を指揮して其命令を實行せしむるを得るあり

第八十六條

各議員に於て要する所の警察官吏ハ政府之を派出し
議長の指揮を受けしむ

議院の秩序保維の爲めには議長に警察權と有せしむれども未だ議
院をして警察官を置かしめず之を政府より派出せしめらるゝなり
然れども此派出警察官は皆各議院議長の指揮に従はざるべから
ざるなり

第八十七條

會議中議員此の法律若くは議事規則に違ひ其の他議場の秩序を紊る時は議長之を警戒し又ハ制止し又は發言を取り消さしむ命ヲ從ハざるときは議長ハ當日の會議を終るまで發言を禁止し又ハ議場を退去せしむることを得

本條は議長が秩序保維の爲めに議員の上にも有する權力を示すものなり凡そ議員にして議場會議中にありて此法律又は議事規則に違ひ或ハ誹毀の言を發し或は罵詈の言を發し又ハ亂暴の舉動を爲す等議場の秩序を紊して議事の妨害となる時は議長は其權力を以て議員の不法の言語舉動を警め又は不法の言語舉動を止むるとあるべく或は又た一旦發言したる無禮不法の言語を取り消さしむると

もあるべし議員尙は此制止若くは命令を用ひざるときは議長は其議員に當日會議を終るまで發言を禁止し若くは議場の外に退出せしむるを得る

第八十八條

議場騷擾にして整理ノ難き時ハ議長ハ當日の會議を中止し又ハ之を閉づることを得

議論の熱度非常に甚しく議場一同に騷擾して議長は之を制止するも尙は鎮まらざる事もあるべし斯る場合には議長は或は鐸を鳴らし或は卓を扣きて之を制止するも中々に治まらざる時は議長ハ當日の會議を暫時中止し暫く休憩せしめ彌よ人心の落ち附きたる比ろ再び之を開くを得べし又た當日は到底鎮るべきの見込なき時又ハ一旦中止するも再び會議を其日に開くの時間なき時は當日の會

議を閉づるとを得るなり

第八十九條

傍聽人議場の妨害を爲す者あるときハ議長ハ之を退場せしめ必要なる場合に於ては之を警察官廳に引渡さしむるを得

傍聽席騷攘なるときハ議長は總ての傍聽人を退場せしむることを得

本條は議長が傍聽人を制するの權力を定めたるものなり凡そ傍聽人にして議事中或は可否の聲を發し或は拍手し若くは罵詈私語する等の舉動ありて議事の妨害となるときは議長は其妨害者を退場せしむるを得又た其言語舉動不法に涉り見遁がし難き場合に於ては此妨害者を警察官廳に引き渡さしむるをも得るなり

又た議場の妨害を爲す傍聽人は一人若くは數人に止まらず多數騷擾して之を制止し果せざる時は議長は傍聽人一同を退場せしむるを得るなり

第九十條

議場の秩序を紊るものある時ハ國務大臣政府委員及び議員ハ議長の注意を喚起するを得

凡そ議場内に於て議員若くは傍聽人に於て秩序を紊り又は議事を妨害するとあるも議長は未だ之を制止せざる時は出席の大臣又は政府委員及び議員中より議長の注意を促かし其制止を忠告するとを得べし勿論之を秩序を紊るものと認め制止するとせざる時は議長の權内に在るとなれば此人々の注意と受くるも敢て之に従はざるべからざるの義務あるものには非ざるなり

第九十一條

各議院に於て皇室に對し不敬の言語論説を爲すを得ず

第九十二條

各議院に於て無禮の語を用ゆることを得ず及他人の身上に涉り言論することを得ず

此二條は議員の發言の不法を制したる條々あり其第九十一條は皇室に對し不敬の語を發することを禁じ第九十二條は其他政府に對し議長に對し若くは議院全体或は議員等に對し無禮の言語を發することを禁じ又た議院の内外を問はず他人の一身上に關する毀譽褒貶の言論と爲すことを禁じたるなり尤も此禁を犯す時は本法に定めたる懲罰を蒙るべきも議院外に於て同言論に就き法律上の責を受

けざるは憲法第五十二條に定めたる如し讀者乞ふ本條を見られよ

第九十三條

議院又は委員會に於て誹毀侮辱を被りたる議員は之を議院に訴へて處分を求むべし私に相報復するを得ず

凡そ議事中又は委員會議事中に於て議員たるものは同列議員に對しても誹毀侮辱罵詈の言を吐くべからざるは議員の義務たりと雖も若し其制を犯かして之を發する時は誹毀侮辱と受けたる議員は之に對て議院に訴へ定法通りの懲罰を爲害者に與へられんことを求むるを得然れども私に怨を盡さんが爲めに或は毆打を爲さんとし或は決闘を申し込み又は誹毀侮辱の言語を以て之に應ずるは是れ亦た不法の罪たるを免かれず決して自ら手を下して爲害者を罰

すると得ざるなり

第十八章 懲罰

本章に於ては各議員が本法に定めたる制禁紀律を犯したる場合に於て之を罰する方法を示したるものなり凡る議員たるものは憲法に定めたる如く議院内議事中に發したる言論に附きては院外に於て其責を負はざれども一人一個の議員としては全院の權力に從ひ其紀律を守らざるべからず之に背く時の本章の懲罰を免かれざるなり

第九十四條

各議は其議員に對し懲罰の權を有す

一人一個は全体に對し服從せざるべからず設ひ議員は等しく是れ議院全体を組織する一部分ありと雖も全体の命令には從はざるべ

からず故に議院は其議員に對して紀律を犯せるものを罰するの權を有するなり

第九十五條

各議院に於て懲罰事犯を審査する爲めに懲罰委員を設く

懲罰事犯ある時の議長は先づ之を委員に附し審査せしめ議院の議を経て之を宣告す

各委員會又ハ各部に於て懲罰事犯ある時の委員長又ハ部長ハ之を議長に報告し處分を求むべし

若し議員にして本法の記律に反して懲罰を受くべき言論舉動を爲したる時は議院に於て其言行の果して罰すべきや否やを審査せしめんが爲め懲罰委員を設け之を審査せしむ

而して此審査と命するの權は議長に在り委員は議長の命を待ちて其事件を審査す審査終りて後ら其事實と議院に報道すれば議院は其判定を可なりと認むる時は決議の上其罰と宣告して本人と懲罰す又た議員記律を犯かすとは議長の前に非ずして委員會に於てし若くは各部の内に於て本法に反するものある時は其旨を委員長又は部長より議長に報道し其處分を求む議長は前項の手續に依り之を懲罰するなり

第九十六條

懲罰ハ左の如し

- 一 公開せたる議場に於て譴責す
- 二 公開せたる議場に於て適當の謝辭を表せしむ
- 三 一定の時間出席を停止す

四 除名

衆議院に於て除名ハ出席員三分の二以上の多數を以て之を決すべし

凡そ議院の紀律に違ひて懲罰を受くる時は其輕重に應じ本條に掲けたる一の罰を課せらるゝ、あり議院の決議に依りて之を課せらるゝ、時は之を受けたる議員は敢て拒むとを得ざるなり

其第一は公開したる議場に於て傍聽人の傍聽するをも問はず議長より其不行狀を詰り責めて以て將來を戒しむ

其第二に於ては同じく公に開らざたる議場に於て其不行狀の議員をして其言行に就き議院に對して一言の謝辭を陳へしむ其第三は不行狀の議員に對して日を限りて出席を停止せらる其日限の長短は其不行狀の輕重に應じて議院の決する所に依るなり

其第四は最も不行狀の度の重き時にして議員の籍を除き議員たるの資格を失はしむるなり
尤も除名の場合には事重大なるを以て議院も其懲罰を輕しくせず當日出席議員三分の二以上の多數にて之を決するに非れば只の多數にてハ除名の罰を加ふると得ざるなり

第九十七條

衆議院は除名の議員再選に當る者を拒むよとを得ず
議員紀律を犯かして一旦除名せられ議員たるの資格を失ふ時は其補員選舉を爲すに當て或は又再選するとあるべし各國の例を見るよも除名議員にして再選せらるゝもの往々にして然り彼の英國に於て有名なる議員ブラッドロー氏が定式の宣誓を爲さざりしが爲め除名せられしに忽ちにして再選せられ再び議院に入れり議院も

亦た之を拒むとを得ざりしあり除名の制裁は一旦其議員が席を失ひたるにて事濟めり再選せられて新たに入るに至りてはもはや新議員なれば之を拒むべからず亦た之を選舉する人民の意望と空くせしむべからざるに就き其當選入院を拒むと能はざるなり

第九十八條

議員ハ二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲すことを得

懲罰の動議ハ事犯あり一後三日以内之を爲すべし
凡そ議員にして紀律を紊すとありてハ議長は之を懲罰委員に附し議院の議を経て之を懲罰す然りと雖も議長に於て此手續を爲さる時ハ議員の中より二十名以上の同意を以て之を懲罰すべきの動議を爲し議院の決を乞ふとを得尤も此動議を爲すの日を限りて其

不紀律の言行を爲したる日より三日以内之を爲さしむ此日限を過ぐる時は勸議を爲すも其効力なきなり

第九十九條

議員正當の理由なくして勅諭に指定したる期日後一週間内ハ召集に應ぜざるに由り又ハ正當の理由なくして會議又は委員會に欠席するに由り若ハ請暇の期限を過ぎたるに由り議長より特に招狀を發シ其招狀を受けたる後一週間内に仍故なく出席せざる者ハ貴族院に於ては其出席を停止し上奏して勅裁を請ふべく衆議院に於てハ之を除名すべし

本條ハ議員が故なり召集に應ぜず又は欠席したる時に當りて懲罰を課するの例規を定めたるものなり

第一に議員は召集の 勅諭ありたる時は必ず其期日まで之に應じて參集せざるべからず此期を過ぎて尙ほ參集せざるも期日後一週間は猶豫せらる、なり然れとも尙ほ其後に至りても參集せざる時は議長より招狀を發すべし之を受け取りたる後尙ほ疾病事故止むを得ざる理由なくして參集せざる時は懲罰を受けざるべからず第二には議員疾病事故止と得ざる理由なくして會議に欠席し若クハ委員會に欠席したる時に於て議長より招狀を受け一週間内に仍ハ理由なくして出席せざる時も亦た懲罰と免かれず第三には暇乞の日限を過ぎて尙ほ出席せざるに附き議長より出席を催かされたる日より一週間の内に出席すれば可なり一週間を過ぐるも尙ほ正當の事故なくして出席せざるものは懲罰を課せらるゝなり

さて右等の場合に於て其懲罰を課するに貴族院と衆議院とに依りて各異なり貴族院に於ては先づ其議員の出席を差し止め此旨を天皇陛下に上奏して勅裁に任せ奉るなり其除名と否とは陛下の御意のまゝなり衆議院に於ては又た議院の決議を爲すに及はず直ちに除名せらるゝなり

議院法解釋大尾

議院法附録

○勅令

朕大日本帝國憲法ノ明文ニ依リ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ貴族院令ヲ發布ス此ノ勅令ヲ實施スルノ時期ハ朕カ更ニ命スル所ニ依ルヘシ

御名御璽

明治二十二年二月十一日

農	海	外	樞	内
商	軍	務	密	閣
務	大	大	院	總
大	大	大	議	理
臣	臣	臣	長	大
伯	伯	伯	伯	伯
爵	爵	爵	爵	爵
井	西	大	伊	黑
上	郷	隈	藤	田
馨	從	重	博	清
	道	信	文	隆

二
 司法大臣 伯爵山田顯義
 大藏大臣兼內務大臣 伯爵松方正義
 陸軍大臣 伯爵大山巖
 文部大臣 子爵森有禮
 遞信大臣 子爵榎本武揚

勅令第十一號
 貴族院令

第一條 貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス

- 一 皇族
- 二 公侯爵
- 三 伯子男爵各其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者
- 四 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任

セラレタル者

五 各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人ヲ互選シテ勅任セラレタル者

第二條 皇族ノ男子成年ニ達シタルトキハ議席ニ列ス

第三條 公侯爵ヲ有スル者滿二十五歳ニ達シタルトキハ議員タルヘシ

第四條 伯子男爵ヲ有スル者ニシテ滿二十五歳ニ達シ各其ノ同爵ノ選ニ當リタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項議員ノ數ハ伯子男爵各總數ノ五分ノ一ヲ超過スヘカラス

第五條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル滿三十歲以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルヘシ

第六條 各府縣ニ於テ滿三十歲以上ノ男子ニシテ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者十五人ノ中ヨリ一人ヲ互選シ其ノ選ニ當リ勅任セラレタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ其ノ選舉ニ關ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 國家ニ勳勞アリ又ハ學識アル者ハ各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ム

ル者ヨリ勅任セラレタル議員ハ有爵議員ノ數ニ超過スルコトヲ得ス

第八條 貴族院ハ天皇ノ諮詢ニ應ヘ華族ノ特權ニ關ル條規ヲ議決ス

第九條 貴族院ハ其ノ議員ノ資格及選舉ニ關ル爭訟ヲ判決ス其ノ判決ニ關ル規則ハ貴族院ニ於テ之ヲ議定シ上奏シテ裁可ヲ請フヘシ

第十條 議員ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ身代限ノ處分ヲ受ケタル者アルトキハ勅命ヲ以テ之ヲ除名スヘシ
貴族院ニ於テ懲罰ニ由リ除名スヘキ者ハ議長ヨリ上奏シテ勅裁ヲ請フヘシ

除名セラレタル議員ハ更ニ勅許アルニ非サレハ再
ヒ議員トナルコトヲ得ス

第十一條 議長副議長ハ議員中ヨリ七箇年ノ任期ヲ
以テ勅任セラルヘシ

被選議員ニシテ議長又ハ副議長ノ任命ヲ受ケタル
トキハ議員ノ任期間其ノ職ニ就クヘシ

第十二條 此ノ勅令ニ定ムルモノ、外ハ總テ議院法
ノ條規ニ依ル

第十三條 將來此ノ勅令ノ條項ヲ改正シ又ハ増補ス
ルトキハ貴族院ノ議決ヲ經ヘシ

衆議院議員選舉法

衆議院議員選舉法

衆議院議員選舉法

朕樞密顧問の諮詢を経て衆議院議員選舉法及附録を
裁可し之を公布せしめ併せて帝國議會を召集するの
年より本法に依り選舉を施行せしむべきとを命す

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

衆議院議員選舉法

法學士 關 直 彦 解 釋

此法律に於ては凡べて衆議院議員の選舉に關する權利義務及び方法手續等を制定したるものにして之を第十三章に別ち左の諸件を規定す即ち

- 第一章 選舉區畫
- 第二章 選舉人の資格
- 第三章 被選人の資格
- 第四章 選舉人及被選人に通ずる規定
- 第五章 選舉人名簿
- 第六章 選舉の期日及投票所

- 第七章 投票
- 第八章 選舉會
- 第九章 當選人
- 第十章 議員の任期及補欠選舉
- 第十一章 投票取締
- 第十二章 當選訴訟
- 第十三章 罰則
- 第十四章 補則

第一章 選舉區畫

本章に於ては如何なる區域より幾何の議員を選舉すべきやを定めたるものにして人口と地形とを目安として全國を數百の選舉區に別ち其區毎に一人若くは數人の議員を選舉せしむ其區畫は此法律

の附録に定めたる如くなれむを參看あるべし此選舉區と云へるは英語にて之を「コンスタ、ユエンシー」と稱し其區選出の議員をして其區民を代表せしめ其區内の利益を保護せしむ尤も國に依りては其方法を異にし或は其區内に住居を其區内に於て租税を納むるもののみを選舉するとあり或は又た其被選人の何れの區に住居するを問はず適當と認めたる人を選びて其區の代議士とするもありろは只た其國の便宜に従ふのみ然れども兎に角其區を代表するものは多少其區に縁故ありて其利害に通ずるものを選出するを例とす此法律の精神も亦た爰に存するものゝ如しそは次章に於て明瞭なるべし

第一條 衆議院の議員は各府縣の選舉區に於て之を選舉せしむ其選舉區及各選舉區に於て選舉すべき

定員は此法律の附録を以て之を定む

凡そ衆議院に選出すべき議員は此法律の附録に定めたる各選挙区より選出されて之を議院に送るものにして或は一區より一人を選出する所あり或は二人若くは三人を出す所もあり其数は其區内人口の多寡に基きて之を定むるものとす

第二條 府縣知事ハ其府縣の選挙区の選挙を監督す
一 選挙区の選挙ハ郡長又ハ市長其選挙長となり之を管理す

本條は各選挙区より議員選挙の事務を司るべき受持を定めたるものにして凡そ府縣の内には數選挙区あり其選挙区一郡に亘る時は其選挙長となりて選挙の事務を司るものは郡長たり其選挙区一市に當る時は市長之を司り一市内に數選挙区ある我東京の如きに於

ては其區に當る區長之を司るを例とす然して其數選挙区を統轄する府縣知事は其上に在りて各選挙区の選挙を監督し不都合なからしむるなり

第三條 一 選挙区に亙りて數郡市に亘るときは府縣知事ハ其郡長又ハ市長の一人を命じ選挙長たりしむべし

凡そ選挙区は必ずしも一郡若くは一市と符合すべきものにあらず時としては甲の半郡と乙の半郡とに亘り若くは甲市の一部分と乙郡の一部分に亘るとなきにしもあらず斯る場合には何れの郡若くは市の長をして其選挙区の選挙を司らしむべきやを定めざるべからずは其府縣内選挙区の選挙監督者ある知事に於て數郡市に亘れる郡長若くは市長の中より一人を選抜して之を選挙長とし命す

るに其區の選舉事務を以てするなり

第四條 一市の域内に於て數選舉區ある時ハ府縣知事ハ區長をして其選舉長たらしむべし

又市の區域廣大にして恰も東京府の如く其中に數選舉區ある時は市長一人にして一時に數選舉長を兼ね行ふとを得ざるに付き府縣知事は其市内の區長をして其選舉長の事務を行はしむるなり

第五條 選舉に關かる費用ハ地方税を以て支辨すべし

一たび議員を選出して中央政府の衆議員に送りたる以上のものはや中央政府の參政者たるを以て其歳費手當旅費等は國庫より支辨せらるべきは勿論をれども之を選出するまでに要する凡べての費用は其府縣の地方税を以て之を支辨す例へば選舉會を開くに付き其

會場に要する費用、投票紙料筆墨料、廣告料等其他の諸雜費の如きを云ふなり

第二章 選舉人の資格

本章に於ては如何なる身分如何なる分限を有するものは衆議院議員を投票選舉し其權利義務を議院に代表せしむるを得るやを定むさて此條に定めたる資格を有するものは即ち間接に國家の大政に參與するの權利あるものにして其他は一人も參政の權利を有せざるものたり此資格は英語之を「コーリフヒケーション」と云ひ此資格の多少厚薄に依りては大に政治の主義を異にするものなり

先づ第一には年齢の長幼第二には住居の長短第三には財産の多少の區別なりとす扱て一方の主義に於ては選舉人の資格を重くし年齢の長じたるもの、其區内に永住したるもの及び多く財産を有する

ものをして其權利を有せしめんと云ひ又た一方に於ては之に反對し成るべく選舉權を多くの人に有せしめんが爲め其資格を軽くし年齢も丁年に達すれば之を可とし住居も年限と論ぜず其区内に住居を占むれば則ち可なりとし財産の如きも多少を論せず租税を納むるものは之を可とし甚しきに至りては納税の有無を論せず凡そ丁年者には何人にも此權利を有せしめんとす之を稱して普通選舉と云ふ英國の如きは立憲君主國にてありながら選舉者の資格頗る軽く佛國米國の如きは殆んど普通選舉に近し然れども選舉人の資格を軽くするに附きては先づ其國人民の性質と其政治上に有する知識の度とを考へざるべからず若し無識輕躁の人民に其選舉人の資格を軽くして以て此權利を與ふる時は議院は常に無識輕躁者の輿論に制せられ國を過るとなきを保すべからず之に反對して其資

格を重くする時は第一年長者は世の經歷もあり知識も自ら備はれるなるべく住居久しき時は自ら其土地の利害を感ずると深く財産を有すると多きものは自ら輕躁の舉動を爲さず謂ゆる恒の産あるものは恒の心あり此恒心を以て適當の人物と見立て以て其利害を代表せしむ蓋し過るきに近からん歟是れ選舉權の資格を重くせんとするの理由なり然りと雖も選舉人は成るべく多數あるを要し代議士たるものをして成るべく國民の多數を代表せしめんには猥りに選舉人の資格を重くする時は議院は到底國民少數の代表者となりて大に代議政体の本旨にも背くとあれバ宜しく國民貧富の度及び教育の度に應じて其資格を定めんと甚だ必要なり次に示す本章第六條は我國立法者が適當と認めて定めたる資格の程度なりとす

第六條 選舉人の左の資格を備ふるを要す

第一 日本臣民の男子にして年齢満二十五歳以上の者

第二 選挙人名簿調製の期日より前満一年以上其府縣内に於て本籍を定め住居し仍引續き住居する者

第三 選挙人名簿調製の期日より前満一年以上其府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者

但所得稅に付ては人名簿調製の期日より前満三年以上之を納め尙引續き納むる者に限る

凡る選挙人たるの權利を有せんには右に列舉せられたる三ヶ條の資格を兼ね備へざるべからず其中一を欠くも其權利を得る能はず

ふなり

(第一)日本臣民とあるは外國人を除くと云へる意味にして凡る外國人たるものハ設ひ此條に定めたる他の資格を兼ね備ふるも此權利を有する能はず但し未來歸化を許され日本臣民となるとを得るに至らば格別なるべし

男子とあるは女子を除きたるの意味なり蓋し歐米諸國には女子をして選挙權を有せしむべしとの説もあれども未だ之を有せしむるの進歩を見ず然れども判然之を示さざれば疑を生ずるの恐あれば殊更に男子の二字を加へたるものなるべし

(第二)此項は選挙人たるべきものゝ住所に就きて定めたるものにして第一に其選挙區の在る府縣の中に本籍と有すると緊要なり勿論其選挙區内に本籍と有せずとも爰に住居さへすれば區外なる同府

縣内に本籍を有すれば可なり例へば本籍は和歌山縣下和歌山區に在りて其身は伊都郡に住居す扱て此者伊都選舉區の選舉人たらんには本籍は其區内に有せざれども同じ和歌山縣内に之を有するものなれば敢て差支はなきなり第二に其選舉區のある府縣の中に既に一年間住居せしと及び尙ほ此先き共に住居すると緊要なりたどひ其府縣に本籍を有するも他の府縣に寄留して住居するものは本籍所在府縣内の選舉人たるを得ず又た寄留地の選舉人たらんにも本籍をければ其權利を有する能はず其府縣内に本籍ありて其上一年以上住居し尙ほ此上住居するものは其府縣内に於ては選舉人たるを得るなり但し其住居の年限を算するは毎年四月二十日選舉人名簿調製の時よりさか上りて之を計算す

(第三)此項にては選舉人たるに必要な納税額を定む是れ亦た毎年

四月廿日選舉人名簿調製の時より逆上りて計算し一年間納税したることを要す然して其税の種類は直接國税にして地租若くは所得税とす其額は一年十五圓以上を程度とす尤も其選舉區に於て之を納めずども其府縣内に於て之を納むれば可あるものとす但し地租十五圓以上を納むるもの一年以上の納税にて差支あしと雖も同じ直接國税にても所得税なる時は時々増減あるべきを以て名簿調製前滿三年以上十五圓餘を不足なく上納し尙ほ引き續き同額以上を上納し得る者に限らるゝなり

第七條

家督により財産を相續したるもの其財産

に付前財産主の納税額を以て其納税資格に算入す

本條の家督相續と共に選舉人たるの資格を有すると定めたるものにして初めは其資格に不足なれども相續後に充分の資格を有す

べき場合なり例へば相續前には滿一年以上地稅五圓を納めたるに相續の地所の租稅は十圓ありて是亦た前持主は滿一年以上を納め來れり斯る場合に其相續者たるもの兩産を併せて忽ちに選舉權の資格を備ふるを得るなり

第三章 被選人の資格

本章に於ては如何なる身分分限を有するものは選はれて衆議院の議員となるを得るやを規定す

第八條 被選人たることを得る者は日本臣民の男子滿三十歳以上にして選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其選舉府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者たるべし

但所得稅に付ては人名簿調製の期日より前滿三

年以上之を納め尙ほ引續き納むる者に限る

本條の意も亦た略は前條選舉人の資格を定めたる條に同じ凡そ選ばれて議員となるべきものは選ぶものと同じく我日本帝國の臣民たらざるべからず外國人は此權利を有する能はざるものとす且つ又た日本臣民にても男子たらざるべからず是は前條の意に同じ年齢は選舉人よりも長して滿三十歳以上あらざるべからず蓋し選ばれて大政に參與するものには最も世の中の經歷を要するものたるが故に滿三十年以上とせられしあるべし

又た其財産の上に就きては同じく直接國稅即ち地租若くは所得稅にて年に十五圓以上を納むるものならざるべからず之を納むるにも已れが選ばれるべき選舉區の在る府縣の中に於て名簿調製以前滿一年以上之を納め來りたるを要す

本條被選人の資格に附きて選舉人と著く異なる所は被選人に於ては選舉區のある府縣内に本籍を有するを否とを問ふに及ばず又た其區内若くは府縣内に住居するを否とも問はず設ひ他府縣に本籍を定め住居するも當府縣内に地所を有し若くは所得税を納むべき財産を有して定規の税額を上納すれば其資格を得るなり例へば神奈川縣某選舉區より選ばれんと欲するもの其身は本籍を東京府に定め且つ東京府内に住居す然れども横濱に地面を有して地租廿圓を横濱市廳の手を経て上納す斯る場合には此人神奈川縣内なる選舉區の被選人たるを得るなり

但し同じ直接國税の中にてても所得税なる時は時々増減のあるものにして地租の如く定りなきものなるが故名簿調製の前滿三ヶ年絶へず十五圓以上を納め來り尙ほ此先きとも納むべきとを要

するなり

理由 選舉人の資格中には其府縣内に本籍を有し且住居せざるべからざるが被選人には之を要せざるは他なし被選人は當選の後は苟くも國家の大政に參與すべき大任あるものなるを以て頗る有爲の人才を選出せざるからず然るに何れの國にても概ね人才は中央政府の在る所の都府に來集して地方に止まらざるの傾あり是れ其人々の營業上に止むを得ざるの情あるが故なり然るを被選人は必ず本籍を地方選舉區に定め且つ之に住居するを要するとせば人才を得ると甚だ難かるべし是れ此法律には被選人に本籍と住居とを限らざる所以ありとす凡る歐米諸代議政体の國々に於ける慣習例規を見るにも亦た敢て其本籍住居の都鄙何れに在るやを問はず都合次第にて何れの選舉區の被選候補者となるを得べきなり尤も

其人を選ぶと選むざるは其選舉區に住居する選舉人の隨意なるものといす

第九條 宮内官、裁判官、會計検査官、收税官及警察官の被選人たをとる得ず

前項の外の官吏の其職務に妨げさる限りは議員と相兼ねるを得

本條は官吏にして議員を兼ねるとを得る場合を定めたるものなり本條の精神に依れを凡る官吏たるものは被選人の資格を有する時は當選して本官のまゝ、議員をも兼ねるとを得るものとしたるなり然れども其本官事務繁にして議員を兼ねれば本職に妨げあるものは之を兼ねるを得ずは豫め本屬長官の許可を要するとなるべし然るに官吏にして議員を兼ねると能はざるものありは第一に宮

内の官吏なり其故は元來立憲の制度に於ては宮庭の官吏は政治に携はらざるを以て通例とし政黨の外に立つを本分とするが故に此法律に於ても宮内の官吏に議員の兼任を許さざるものなるべし第二には裁判官なり此官も不偏獨立を保たしめざるべからず且つ立法と司法とを同一人の手に兼ねしむるは立憲政体の主義に相反するが故なり第三に會計検査官を除きたるは是亦た黨派に偏せしめず不偏公平の眼力を以て會計の當否を検査せざるべからざるの職務たるが故なり第四に收税官を除きたるは是亦た公平無私を目的とする職務なるが故に黨派に傾くことを恐るゝが故なりと議院にて會計豫算の決議を實行するの職務たるが故なるべし第五に警察官を除きたるも是亦た同一にして一般平等保護の任に在るものあるが故に兼任を許されざるなり其他の官吏との爰に列序したるもの

及び軍人現役者又は其他此法律及び他の法律にて殊に取り除きたるものを除くの外、の官吏は上は大臣より下は属官に至るまでを總稱したるものにして如何なる種類をも問はざるなり

第十條 府縣及郡の官吏は其管轄區域内に於て被選人たるを得ず

府縣知事を初め郡長其他一切官吏と雖も被選人たるの資格を失はずと雖も其管轄内に於ては被選人たるを得ず如何となれば斯る官吏は何れも管下に對して勢力を有するものなれば自ら其選舉に不公平あらんとを恐る、が故と又た選舉に關する役員に不當の勢力を及ぼし不正の選舉あらんとを恐る、が故なるべし但し其管轄外の選舉區の被選人たるは妨なきなり

第十一條 選舉の管理に關係する市町村の吏員は其

選舉區に於て被選人たるを得ず

第十二條 神官及諸宗の僧侶又ハ教師は被選人たるを得ず

市町村の吏員とても亦た被選人たるの權利を有するなり然れども前條の意と同しく自ら選舉事務を司る所の區内に於て被選人たる時は自ら選舉上に公平ならざる場合もあるべきに附き其區内のみに限りては被選人たるを許さざるなり

又た神主及び神社の職に在るもの及び佛敎耶蘇敎を論せず敎導宣敎の職に在るものは選舉せらるゝの權利を有せず其故は斯る職に在る人々は何れも人間未來の安心を敎導するの職にして現世の政治上に與るべきものにあらず加之ならず政治には必ず黨派ありて相争ひ宗敎にも亦た異宗異派の争あれば之を混合して政治上に相

争ふ時は社會の治安は一日も保たるへからざるに依り宗教家に
 参政の權利を與へざるものたるなり

第十三條 府縣會の議員にして衆議院の議員よ選舉
 せられ當選を承諾したる時は其前職を辭すべきも
 のとす

府縣會の議員にして若し衆議院の議員に當選して之を承諾したる
 時は一は中央政府の在る所に於て奉すべきの職なると又た前職は
 地方居附の職なるとに依り一時に兩者を兼ねるを得ざれば前職
 を辭するものとす然れども或は當人の望にて府縣會の議員を勤續
 せんと欲せば衆議院議員の當選を辭すれば則ち可なり又た之よ反
 して衆議院の議員たらんと欲せば之を承諾して前職を辭すれば即
 ち可あるものとす

第四章 選舉人及被選人に通する規定

本章に於ては其選舉人たると被選人たるとに論なく苟くも本章諸
 條に掲げる諸項に當る時いたどひ前章に定められたる資格を有す
 るも其權利を得る能はざる場合を規定したるものなり

第十四條 左の項の一に觸るゝ者ハ選舉人及被選人
 たるを得ず

- 一 瘋癲白痴の者
- 二 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者
- 三 公權を剝奪せられたる者又ハ停止中の者
- 四 禁錮の刑に處せられ満期の後又ハ赦免の後滿
 三年を経ざる者
- 五 舊法よ據り一年以上懲役若ハ國事犯禁獄の刑

に處せられ満期の後又ハ赦免の後満三年を経ざるもの

六 賭博犯に由り處刑を受け満期の後又ハ赦免の後満三年を経ざるもの

七 選舉に關する犯罪に由り選舉權及被選舉權の停止中の者

本條の精神はたゞひ前章に定めたる選舉權若くは被選舉權を有するも右七ヶ條件の一に出合はず時は選被選の兩權を有すると能はざるを示すものなり

一 其第一項に瘋癲とあるは謂ゆる狂者にして白痴とあるは俗に謂ゆる馬鹿者にて共に精神腦力の不充分なるものを云ふ白痴に於ては固より論なければども世の中には往々事物に熱心の餘り異

常の舉動を爲すものあり平生の有様にては常人に異ならずとも己れが熱心する事物に附きては全く精神の作用を紊すものなしとせず又た常には常人と異ならずと雖も時々發狂するものもあり矢張り此項中に入るべき歟然れども此判斷は常人の爲し得ざる所にして其専門家たる適當なる醫師の診斷に任ずるの外なきなり

二 其第二項たる身代限の處分を受け負債の義務を免れざるものと云ふは我國身代限處分の法は一度其處分を受け財産公賣の後と雖も其負債を辨償するの義務は消滅せざるものにして再び産を起す時は舊債を辨償せざるべからず甚しきは其義務を相續人にも傳ふるの制たり故に本項に於ては一度身代限の處分を受くるも既に舊債を辨償し終れる後なれば前章に從ひて選被選の

兩權を有すべし然れども之が返辨を終へざる間は如何程財産を持ち直はずとも此權利は得られぬものとせられたるなり

三 公權を剝奪せられ若くは停止せられたるものどある其公權とは刑法にも定めたる左の諸權と云ふものよして之を剝奪すとは其罪の種類に依りて全く取り上げらるゝを云ひ又た停止とは其罪の種類に依り年限若くは時日を定めて其間公權を行ふとを得ざるものにして其期限を経過する時は再び之を行ふとを得るものなりさて公權と稱するものは左の如し

- 一 國民の特權
- 二 官吏と爲るの權
- 三 勳章・年金位記・貴號・恩給を有するの權
- 四 外國の勳章を佩用するの權

五 兵籍に入るの權

六 裁判所に於て證人となるの權但單に事實を陳述するは此限に在らず

七 後見人と爲るの權但親屬の許可を得て子孫の爲めにするは此限に在らず

八 分散者の管財人となり又は會社及び共有財産を管理するの權

九 學校長及び教師學監と爲るの權以上刑法第三十一條さて如何なる場合に右の諸公權を剝奪せられ若くは停止せらるゝかを尋ぬるに凡そ刑法に定むるの重罪の刑に處せられたる者ハ別に宣告を用ひず終身公權を剝奪し(刑法第三十二條禁錮の刑に處せられたるものは別に宣告を用ひず現任の官職を失ひ及

び其刑期間公權を行ふとを停止す(同第三十三條)輕罪の刑に於て監視に付したる者は別に宣告を用ひず監視の期限間公權を行ふとを停止す、主刑を免じて亦た監視に付したる者亦同じ(同第三十四條)

四 第四項に禁錮の刑に處せられ滿期の後又は赦免の後滿三年を経ざるものどあるハ禁錮は輕罪の主刑にして輕禁錮あり重禁錮あり輕禁錮は禁錮場に留置せられて定役に服せず重禁錮は其役に服するものとす而して其期限は何れも十一日以上五年以下とし其罪の種類輕重に仍り之を課せらる滿期とは其刑の期限終りたる時と云ひ赦免とは大赦若くは特赦の恩命を以て刑期中其罪を免ぜらる、とを云尤も大赦にて罪を免ぜられたる時は直ちに剝奪せられたる公權も之を復するを得特赦に依りて免罪せら

れたる時は赦狀中に復權の事を記載せられたる時に限り之を復するを得尤も復權の場合には必ず勅裁を要するものとすさて右に云へる如く一たび禁錮の刑に處せられたるものも其滿期若くは赦免の時より滿三年を経るの後ハ選被選の兩權を有し得るなり

此他禁錮の如き輕罪に非ずして重罪の刑に處せられたるものは固より終身公權を剝奪せられたる者あれば何年を過ぐるも此權を得ずよし又た赦免に依りて公權を復せられたるものど雖も一旦重罪の刑に處せられたるものは此權利を有するを得ざるなり

五 舊法に據り一年以上の懲役に處せられたるものどは明治十四年新刑法實施以前の犯罪人にして此種類のものよは公權の剝奪

若くは停止と云ふとありし故に其満期後満三年を経る時は選舉權及び被選權を有し得るなり又た國事犯禁獄の刑に處せられたるものは満期放免又は赦免の後満三年を経れば右同様なり尤も禁獄の刑は重罪にして通例ならば終身公權を剝奪せらるゝものなれば此權利を得べからずと雖も尋常破廉耻の罪を犯したるものとは違ひ國事の爲めに法禁を犯したるものなるに附き満期後三年を経れば此權利を有するを許されたるものなるべし蓋し罪の種類には二個あり一を自然の惡と云ひ二を法禁の惡と云ふ自然の惡とは實に法律上にて惡と認めらるゝのみならず道徳上にて惡と認めらるゝものにて例へば強盜盜詐偽取財の如し又た法禁の惡とは實に法律上にて禁じたるが故に惡にして道徳上にては之を咎めざるものを云ふ即ち國事犯罪の如し例へば

君主國にて共和政体を建てんとするは大逆の罪たりと雖も共和國に於ては之を惡と認めず又た君主國にて君主に忠なるは大義の一と稱揚せらるゝも米佛の如き國体に在りて君主を奉せんとするものは反逆の罪たるを免かれず蓋し之を罪する所以のもの法律にて禁じたる惡なるが故なり本項國事犯の重罪者を常人犯に別ちたるは此故にやあらん歟

六 賭博犯は刑法に本文ありて之を輕罪の部類に入るれば本條第四項と同一なりと雖も今日に於ては之を警察に委任し懲罰に處す然れども罪の輕重は略ぼ禁錮の刑に處せられたるものと同じ故に其満期若くは赦免の後三年を経たるものは此權利を有するを得るなり

七 本項は別に解釋を要すべきなし固より選舉及び被選權の停止

中の者ハ選舉人若クハ被選人たるを得ざるは論を俟たざるなり
 第十五條 陸海軍々人ハ現役中選舉權を行ふとを得ず及び被選人たるとを得ず其休職停職に在るもの亦同ト

陸海軍々人は將校兵士を云ひ現役中とは現に軍務に従事するものにして將校ならば奉職中兵士ならば常備現役中のものを云ひ非役將校若クハ豫備後備の兵籍に在るものは此制限外たり但し軍人をして政治に携はらしむるは最も政治上に弊害を生すべきの恐あるが故なり

第十六條 華族の當主は衆議院議員の選舉人及び被選人たるとを得ず
 華族の當主は固より其爵位に依りては自ら貴族院の議員たるべく

又た貴族院の議員選舉人若クハ被選人たるを得べし故に衆議院議員の選舉人若クハ被選人たるを得ざるなり然れども當主とのみ限られたるを見れば華族の隱居若クハ子弟にして別に一戸を構へ他の資格を有する時は選舉被選舉の兩權を有し得るなり

第十七條 刑事の訴を受け拘留又は保釋中に在るものハ其裁判確定に至るまで選舉權を行ふとを得ず及び被選人たるとを得ず

刑事の訴を受けて有罪と決せられたる以上は固より此兩權を有せざるは勿論なれども然れども其拘留中若クハ保釋中にて裁判の確定するまでは未だ以て罪人と認めず罪人と認さざれば矢張其權利は之を失はずと雖も只た之を行ふとを許さざるなり

第五章 選舉人名簿

第十八條 選舉長ハ毎年四月一日を期とし各町村長
 をして一の投票區域内に於て選舉資格を有する者
 を調査し人名簿二本を調製し同月廿日までに其一
 本を差出さしむべし
 選舉人名簿ハ選舉人の姓名官位職業身分住所生年
 月納むる所の直接國稅の總額并に納稅地を記載す
 べし

本章に於ては選舉人の姓名簿を製する手續を定めたるものにして
 前條選舉人の資格を有するもの、名簿を作り置き以て選舉の時の
 照し合せの用に供するなり

此名簿の調製は毎年四月一日までに出來せしめ且つ其名簿に記載
 する所の箇條は右選舉人たるの資格を有する者の姓名官職位階を

有するものならハ其官職位階若くは其從事する職業華士族平民の
 身分住居の町名番地出生の年月日其者の上納する直接國稅即ち地
 租及所得稅の總額及び其稅額を納むる所の地名(他町村にて納むる
 時は他町村の地名)なり

第十九條 市に於ては左の方法に依り選舉人名簿を
 調製すべし

- 第一 一市又ハ市内の一區を以て一選舉區と爲し
 たる場合に於てハ選舉長其人名簿を調製すべし
- 第二 市内にある數區を合して一選舉區と爲した
 る場合に於てハ各區長をして其區内の人名簿を
 調製し選舉長に差出さしむべし
- 第三 郡市を合して一選舉區と爲したる場合に於

ては郡長其選舉長とありたるときハ市長をして
 其人名簿を調製し之を差出さしむべし

第四 第三の場合に於て市長其選舉長となりたる
 時ハ市長其市内の人名簿を調製すべし

本條も亦た名簿調製の方法を定めたるものなり蓋し土地の廣狹人口の多寡に依りては或は一市を數選舉に分つとあり(一)即ち東京京都大阪の如し或ハ又た市内ある數區を合して一選舉區となすとあり(二)例へば東京に於ける麴町麻布赤坂の三區を一選舉區となし本所深川の兩區を一選舉區となせる如し又或は郡と市とを合して一選舉區となすとあり(三)例へば和歌山市及び名草海部有田の三郡を合して一選舉區となしたる如し右等の場合に於ては何人が人名簿調製の事務を執るかを定めんに其第一の場合に於ては町村なきを

以て選舉長たる區長自ら之を製し第二の場合に於ては各區の區長各其區内選舉人名簿を作り第三の場合に於ては郡長選舉長となる時は市長は之を作り又た市長其選舉長となりたる時は市長は其市内の人名簿を作るの手續なりとす

第廿條 選舉人其住居する投票區域の外に於て直接
 國税を納むるときは納税地の町村長又ハ市長若く
 は區長の證狀を得て選舉人名簿調製の期日まで
 其投票を管理する町村長又ハ市長若くハ區長に差
 出すべし

前條に定めたる如く名簿調製者が其管内の選舉人名簿を調製するに當りて其管内に於て選舉人の直接國税上納事務を扱ふ時は其納税額を調査し得らるべしと雖も若し選舉人にして同府縣内の他の

町村市若くは區に於て地租若くは所得税を納め居る時は其管轄者に於て之を調査するに道なし故にそは選舉人の自ら届け出づるに任さしむ若し之を怠りて届け出でざる時は同人名簿に漏るゝの恐あり又た選舉人の届出にも誤謬若くは詐偽を防せがむが爲めには必ず其直接國税を納むる地の市長區長若くは町村長の證狀を申受け之を添へて四月二十日まで其投票を管理する町村長又ハ市長若くは區長に差出すものとす

第廿一條 選舉長ハ各町村長又は市長若くハ區長より差出たる選舉人名簿を合し一選舉區を以て一冊とし選舉管理の郡役所又は市役所若くハ區役所に備置き其副本を府縣知事に送致すべし

第十七條に定めたる如く各名簿調製者は其管内なる選舉人名簿を

製して之を選舉長の許に差出す時は選舉長は凡そ一選舉區内の諸町村長市長又ハ區長より差出したる名簿を纏めて一冊とし當選舉區の選舉を司る市の役所又は區役所郡役所に備へ置き又た其副本を製して之を其管轄なる府縣知事に差出すものとす

第廿二條 選舉長は毎年五月五日より十五日間一選舉區選舉人名簿の寫を其選舉管理の郡役所又ハ市役所若くハ區役所に於て縦覽せしむべし

本條は如何なる人々が選舉權を有するやを選舉區内一般の人民に示さんガ爲にして前條々に定めたる如く選舉長は其選舉區内の選舉人名簿を纏め得たるの後之を司る市區若くハ郡の役所に供へ置きて以て何人にて之と見んと欲するもの、隨意に見ると許すものとす

第廿三條 凡て選舉資格ある者選舉人名簿に於て人名の脱漏又は誤載あるを發見したる時其理由書及び證據を具へて縦覽期限内に選舉長に申立て其改正を求むるを得

縦覽期限を経過したる後前項の申立をなすも其効なし

右の如く調製して諸人の縦覽にまで供するに至りたる名簿と雖も固より人名の附け落ち(脱漏なきを保せず又た人名の間違誤記なきを保し難し若し斯る附け落ち又は間違等のある時は縦覽期日即ち五月五日より同十五日までの間に證據と理由とを添へて之を選舉長に申立て其修正若くは書き入と求むるを得然れども之を求むるものは選舉資格あるものにして自家の姓名を附け落され又は誤

り記されたるものたるべく又た他人の事にては選舉人たるの資格を有するものは之が修正を申立つるを得らるべし

第廿四條 選舉長に於て脱漏の申立を受けたる時其理由及證據を審査し申立を受けたる日より二十日以内之を判定すべし若し其申立を以て正當なりと判定したるときは直ちに其人名を記載し其由を當人所在地の町村長又ハ市長若ハ區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし

前條に定めたる如く名簿に附け落ちのありたる旨を以て本人又は他人より申立を受けたる時其選舉長は其申立の理由を調べ且つ其證據を吟味し果して附け落なりしや否やを判決す但し其審査には猥りに時日を費すべからず其申立を受けたる日より二十日の内に

は之が判定を下さざるべからざるなり若し其申立正當ありと判決したる時は直ちに其人名を選挙人名簿に記き入れ且つ其本人住居の地の町村長市長又は區長にも此旨を通知し且つ當選挙區内にも告示するものとす

第二十五條 選挙長に於て誤載の申立を受けたるときは其理由及證據を審査し必要な場合に於ては申立人又ハ被告人を召喚審問し申立を受けたる日より二十日以内に之を判定すべし若し誤載なりと判定したるときは直ちに之を削除し其の由を被告人所在地の町村長又ハ市長若ハ區長に通知し併せて選挙區内ハ告示すべし

本條も亦た前條と略は同じく只た選挙人名簿に人名の書き違へハ

りとの申立を受けたる時は選挙長は其申立の理由と證據とを調査して廿日間に其判定を爲す若し又た申立人若くは被告人を召喚すると必要な時は之を召び出して其理由を審問すると得るなり此場合に於て被告人を稱せらるゝは誤て其姓名を選挙人名簿に認められたるものにして其資格を有せざるものを云ふなるべしさて選挙長は之を誤載なりと判定したる後は直ちに其姓名を帳簿の上より削り去りて之を削りたる趣を削られたる被告人所在地の町村長市長若くは區長に通知し又た之を選挙區内に告示するなり

第廿六條 申立人又ハ被告人に於て選挙長の判定に服せざる時の選挙長を被告とし判定の日より七日以内に始審裁判所へ出訴するを得

本條は選挙長の判定に不服ありたる時之を他に訴ふるの法及び其

出訴期限を定めたるものあり即ち其中立人若くは被告人にて選挙長の判定其當を得ずと信する時は選挙長を相手取りて始審裁判所へ訴ふべし但し選挙長の判定後七日と経過する時は出訴の効なきなり

第廿七條 始審裁判所に於て前條の訴訟を受取りたるるときは他の訴訟の順序に拘らず速に其裁判をなすべし

凡選舉の期日は目前に差し迫れるを以て必ず其以前に人名簿の誤を正し記入若くは削除を爲さざるべからず然るに通常の訴訟順序を退ふ時は時機に後るゝの憂あるを以て本條にては特に例を設け設ひ他に如何なる訴訟の順番ありて差支ふるも本條の訴をなす場合に於ては其訴訟を受けたる裁判所の他の訴訟事件を差し繰りて

直ちに本訴の裁判を爲すものとす

第廿八條 前條に於る始審裁判所の裁判は控訴することを許さず但し大審院に上告するを得

さて前條に定めたる訴訟に關しては敢て通常の手續に依りて控訴上告の順序を踏まず始審裁判所の裁判と以て終審とし只だ大審院へ上告するを得るのみ控訴裁判に於ては前始審裁判所の判決に附き事實の点並に法律の点をも共に調べ直し更らに判決を與ふれども大審院にてはもはや事實の有無は審問せず只だ前裁判の法律上に於て正當なるや否やを決するに在るのみされば此訴訟に於て控訴を用ひざるは事實及び法律の兩点再審の煩を省きたるものと知るべし

第廿九條 選挙人名簿は六月十五日を以て確定期限

とし次年の調製の日まで之を据置くべし但裁判言渡書に依り改正すべきものは選舉長に於て其言渡書を受取りたる時より二十四時内に之を改正し其由を申立人又は被告人所在地の町村長又は市長若し區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし

凡そ選舉人名簿の記き人れ若くは削除は前數條に定めたる通りに行ひて六月十五日と期して之を確定のものとし其以後は如何なる事情あるももはや修正を爲さず以て次年の改正期日まで据置かるべし然れども設ひ六月十五日以後とても前に訴へ出せる始審裁判若くは大審院裁判の言渡ありて本名簿に改正を要するとあるに至る時は選舉長は之を受け取りたる時より二十四時間之内を改正し其趣を申立人又は被告人住居の地の町村長市長若くは區に通知し

併せて區内に告示せらるゝなり

第六章 選舉の期日及投票所

第卅條 選舉の投票は通常七月一日に之を行ふ但衆議院解散を命ぜられたる時は敕令を以て臨時選舉の期日を定め少くとも三十日以前に公布すべし

本章に於ては衆議院議員選舉の期日及び選舉會を開くべき場所を定めたるものなり而して選舉の期日は分ちて之れを通常非常の二者とす其通常の場合とは最初の選舉日を初として改選の時に七月一日に於て之を開かる其非常の場合とは即ち衆議院の舉動憲法及び法律に違背したる場合若くは議院の決議國民の輿望に協はざるやの疑ある場合に於て陛下は其院の解散を命じたる時にして此時に當りては衆議員一同議員たるの資格を失ひ議院は空虛となる

然れども一日も議院なくては叶はざるに付き 陛下は直ちに臨時選挙會を行はしめ給ふ此時にはもはや通常の七月一日を待つに及ばず其選挙會を開くべき日より少くも三十日前に敕令を以て其期日を定め給ふなり

第卅一條 投票所は町村役場又ハ町村長の指定したる場所に於て之を設け町村長之を管理す

一選挙區は數十町村若くハ數郡に亘るとあるを以て一區一ヶ所とする能はず加之ならず投票は何れも自身其選挙場に出頭せざるべからざるが故に遠隔の地に之を設くるは頗る不便なれば其支部を各町村に設けしむ而して其支部選挙場は都合に依り之と町村の役場若くは學校寺院等適宜の場所にして町村長の定めたる場所にて行ふものとす又ハ町村に於て選挙を行ふ時ハ町村長は其選挙投票

の事務を扱ひ之と差配するものとす

第卅二條 一町村に所て選挙人少數にして一の投票所を設くるに足らざるときは數町村を合併するを得

此場合に於てハ郡長ハ府縣知事の認可を経て合併の町村及投票所並に投票所管理の町村長を指定すべし

此條は前條の例外にして通常にてハ一町一村に投票所を設くるを例とすれども其町村内には選挙資格を有するもの甚少く爲めに一ヶ所の投票所を設くると不都合なる時に於ては本條の通り合併して之を開くを得るなり

合併町村の投票所を設けんとする時は其管轄郡長は府縣知事の認

可を経て之を定め且つ其合併したる町村長の中より一人を選定して之をして投票を差配せしむるものとす

第卅三條 町村長は其の管理する投票區域内に於ける選挙人中より立會人二名以上五名以下を定め遅くとも選挙の期日より三日以前に之を本人に通知し選挙の當日投票所に參會せしむべし
立會人は正當の事故なくして其職を辭することを得ず

本條は投票を行はしむるに當りて投票管理者若くは投票者の不正を防がしむるが爲め立會人を定むるの方法にして之を選定するは町村長の權に在れども之を選ぶは其管理内なる選挙人の中よりす且つ其人數は二名より少からず五名より多からずして之を選定し

其旨を選挙の期日より三日以前に立會人と定たる本人に通知し選挙の當日には是非投票所に參會して投票に立會はしむ此立會を爲すとも亦た選挙人の義務の一なれば正當の理由なくしては之を辭退するとを得ざるなり

第七章 投票

第三十四條 投票は午前七時に始め午後六時に終る
第三十五條 投票函は二重の蓋を造り二種の鑰を設け其の一は町村長之を管守し其一は立會人之を管守すべし

本條の投票を鄭重にすることを示したる條にして二重蓋二重鑰且つ預り人を異にし狹に開閉して不正を防禦する爲めに設けたるものなりとす

第三十六條 町村長の投票の始に當り立會人と共に
 參會したる選舉人の面前に於て投票函を開き其空
 虚なることを示すべし

先づ投票を爲すの前に於て不正隱密の事なからしめんが爲め町村
 長は投票を爲すの前に於て先づ投票函を開らきて其中に一物あき
 を投票人に示すものとす

第三十七條 選舉人は選舉の當日本人自ら投票所に
 至り選舉人名簿の對照を経て投票すべし

第三十八條 投票用紙は各府縣各一定の式を用ひ選
 舉の當日投票所に於て町村長より之を各選舉人に
 交付すべし

選舉人は投票所に於て投票用紙に被選人の姓名を

記載し次に自己の姓名住所を記載して捺印すべし
 本條は選舉者が投票を爲すの方法を定めたるものなり先づ第一に
 投票を爲すには一定の用紙を用ひ人々をして區々の票を用ひしめ
 ず各府縣共に一定の式に依る而して此用紙は豫め選舉人に附與せ
 ずして之を投票所に備へ置き選舉の當日選舉人同所に來りたる時
 町村長は其用紙を渡すものとす但し府縣會規則に於て區郡役所
 より用紙を選舉人の宅に送り届け當日は代理人を出して之を持
 參せしめても苦しからずと雖も本選舉法にては代理投票を許さず
 本人是非とも自ら選舉所に來り用紙を受けて之を投せざるを得ざ
 るあり

さて本人出頭して右の用紙を受け取り其用紙の中に己れが選舉せ
 んど欲するの人の姓と名とを記るゝ又た其下に選舉人たる當人の

姓名^〇勿論^〇其住所^〇をも記載し且つ本人の實印を捺して之を證すべし
 第三十九條 選舉人にして文字を書する者と能はざる由を申立つるときは町村長ハ吏員をして代書せしめ之を本人に讀み聞かせ捺印投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

此選舉法は代理投票を用ゆる能はず本人必ず自ら投票所に出頭して投票用紙を受け取り自ら被選人の姓名及び自己の姓名住所をも記せざるべからず然れども時としては無筆にして之れを爲し得ざるものもあるべし斯る場合には町村役場の役員をして代りて其言ふ所を記せしめ之を本人に讀み聞かせ間違なき時は之に調印して其票を函中に投せしむるなり此場合には其由を投票明細書に認むるなり

第四十條 二人以上の議員を選舉すべき選舉區に於てハ連名投票を用ゆべし

一選舉區の廣狹及び人口の多寡に應じて二人若くは三人以上を出さしむるとあるは本法の附録に定めたるが如し斯る場合に於ては又た一の投票用紙に被選人二人以上其定數の人々の姓名を連らね記るし且つ其下に投票者の姓名住所を記すべし敢て票紙二枚以上を用ゆるに及ばざるなり

第四十一條 選舉人名簿に記載せられたる者の外投票するを得ず但選舉人名簿に記載せらるべき裁判言渡書を所持し選舉の當日投票所に至る者あるときは町村長は投票用紙を交附し投票せしめ其由を投票明細書に記載すべし

前條にもある如く凡そ投票を爲すには代理投票は相成らざるに附き是非とも本人自ら出で、投票を爲さざるべからず偕て本人出づるも其人名の選舉人名簿に記入せられざるものは設ひ自ら其資格を有すと信ずるも投票を爲すを得ざるに附き先づ其投票所に備へ置ける選舉人名簿を探りて己れが姓名と記せられあるや否やを確むべし果して其姓名の記せられたる時は投票を爲して可なり未だ記せられざるものは之を爲すの權なくたとひ投票したればとて其票は無効たるべきなり

然れども人名簿の誤記脱漏の爲めに告訴して人名簿確定期日まで其當否の定まらずして其姓名の未だ名簿に載せられざるものは其姓名記入の裁判言渡書と持参し選舉所に到りて投票用紙を乞ひ受くることを得べし此言渡書の證據ある時はたとひ未だ名簿に其姓名

を記せられざれども町村長は立會人の面のあたりに於て投票用紙を其者に與へて以て投票せしむべし斯る場合には投票明細書に其理由を記載せらるゝなり

第四十二條 投票終るの時期に至りたるときは町村長は其由を告げ投票函を閉鎖すべし投票函閉鎖の後には總て投票すること許さず

投票は朝七時に始め午後六時に終るに附き其時間に達したる時は町村長は本日の投票を終る旨を告げ投票函を閉つるなり之を閉じたる後は投票することを許さざるなり

第四十三條 町村長は投票明細書を作り投票に關する一切の事項を記載し立會人と共に署名すべし投票明細書は前條に記したる如き事柄を初め凡そ選舉に關して生

したる凡べての事柄を記るしたる書面なり、町村長ハ之を作りて立會人と共に名を記るし其翌日之を投票と共に選舉管理の郡區若くは市役所に差出すの川に供す

第四十四條 町村長ハ一名又は數名の立會人と共に投票の翌日投票函及投票明細書を併せて選舉管理の郡役所又は市役所若くは區役所に送致すべし

本條は各町村にて各行ひたる投票を選舉區の本部即ち郡役所又は區市役所に集むるの手續を定めたるものにして各町村長は立會人同道にて其管りたる投票函を封のたま、當區選舉の總管理を爲す郡若くは區若くは市の役場に持參するあり

第四十五條 一選舉區内にある島嶼よして前條の期限内に投票函を送致すること能はざる情況あると

さハ府縣知事ハ人名簿確定の日より選舉の期日までの間ハ於て適宜に其の投票の期日を定め選舉會の期日まで其の投票函を送致せしむるを得

投票所と選舉管理の郡役所又は市役所との間地續にて距離甚た遠からざれば前條の例規を用ゆへしと雖も例へば伊豆大島の如き偏地にして選舉管理の役所と相隔る時は前條の例規の如く翌日投票函送致の手續には參らざるに附き府縣知事は人名簿確定の日即ち六月十五日より選舉の期日則ち七月一日までの間に於て適當と思考する日限を立て、投票を爲さしめ丁度選舉期日までに之を選舉管理の郡役所又は市區役所に送達せしむるなり

第八章 選舉會

第四十六條 選舉會ハ選舉管理の郡役所又は市役所

若くは區役所に於て之を開く

第四十七條 選舉長ハ各投票所より參會したる立會人の中より抽籤を以て選舉委員三名以上七名以下を定むべし

本章に於ては選舉會に關したる手續を定むるものにして既に各町村投票所に於て投票したるものを選舉管理の中央役所に集め初めて議員の當選を決するものとす然して此會を開くべき場所は其選舉區の郡に在る時は郡役所に於てし市に在る時は市役所に於てし又た市大にして數區に分れ選舉區は其一區若くは數區に在る時は區役所に於てす

偕て右の如く選舉會場定りたる後ち其選舉長即ち郡長市長若くは區長は先づ其選舉區内ある各投票所より參集せる立會人の中より

圖引を以て選舉委員三名以上七名以下を定め之をして投票の當否を檢査せしむ

第四十八條 選舉長ハ投票函送達の翌日選舉委員立會の上各投票函を開き投票の總數と投票人の總數とを計算すべし若し投票と投票人との總數に差異を生じたる時ハ其由を選舉明細書に記載すべし

其投票を檢査するの前に於て先づ投票函を開らば其投票の數と當日參集したる投票人の數とを計算比較す或は投票の數投票人の數より少きとあり又は多きとあるべし若し斯る差異を生じたる時は其趣を選舉明細書に記載す此選舉明細書は其性質各町村長の作れる投票明細書に同じ只た之れを作れる場所と人と時とに依り其名目を異にするのみ

第四十九條 總數の計算を終りたるときハ選舉長ハ

選舉委員と共に投票を點檢せべし

前條の如く先づ總數を計算し終りたる後に於て其投票の檢閲を初め其投票の効あるや否やを調べて點數を扣ゆ

第五十條 各選舉區の選舉人ハ其選舉會に參觀を求

むるを得

前條の如く選舉長及び選舉委員ハ投票の有効無効を檢査して點數を附するに當りて本選舉區の選舉人は等しく之に立ち會ひて見るとを得べく若し不審と認むる隙あるときは投票の一覽を求むるを得るなり

第五十一條 左に掲ぐる投票ハ無効とす

一 選舉人名簿に記載なき者の投票但し裁判言渡

書を所持したるに依り投票したる者は此限に
あらず

本條第一項以下に當る時は其投票は効力なく全く反故たるべし其第一項は名簿に記載なき者は設ひ其實資格あるも之を有効の投票者とは認めざるが故に其投票も隨て効なし然れども裁判言渡書を所持して投票を爲したるものにて投票明細書に記載せられたるもの、投票は名簿に其姓名なきも効力を有するをり

二 成規の用紙を用ひざるもの

定りたる投票用紙に記せざるものは資格あるもの、投票と雖も効力なし

三 選舉人自己の姓名を記載せざるもの

たどひ投票用紙に被選人の名前を記したれども選舉人の姓

名を記せざるものは無効たり然れども本項住所のと言はず然れば本人の姓名さへあれば住所の書き落しのみて其投票を無効とせざるとは昭かなり

四

資格なき被選人の姓名を記載するもの、但し連名投票に列記する人員中資格あるもの、附て其効あるものとす

資格なき被選人の姓名を記したるは固より無効なれども時としては一區二人以上を選出するに當りて一投票用紙に二人以上の名を記したるに其中甲は資格ある被選人乙は無資格の人物なる時は乙に關する部分のみは無効となり甲に關する部分は有効なり此時は一人のみを選びたるものとす
誤字、又は汚染、塗抹、毀損に依り記載する所の選

五

舉人又は被選人の姓名を認知す可らざるもの、但し通常の假名字を用ひ又は誤字に係るも明に其姓名を認知することを得るもの、此限に非ず

其投票の紙面に記したる文字に誤あり何人なるかを判知し得ざるもの又は「シミ」「ヨゴレ」「ケシ」「ヤブレ」等にて被選人若くは選舉人の姓名判然ならざるものは無効たり然れども片假名若くは平假名にて名前を記し又は俗に謂ゆる「アテ字」を用ひて記するも其姓名を知るとを得るものは効力を有す例へば伊藤博文伯を「イトフヒロブミハク」と書き又は伊藤廣文伯と書くも他に類似の姓名なく伊藤博文伯たると昭かなる如き時は効力を有せしむる如し

六 第三十八條第二項に規定したる外他の文字を記載したるもの、但し被選人の指名を誤らざる爲めに其官位職業身分住所を附記し又ハ敬稱を用ひたるものハ此限に在らず

票紙に記すべきは被選人の姓名及び選舉人の姓名住所のみなれば其他の文字を書き添へたるものは無効たるべし然れども被選人の官位、又は其職業(例へば代言人、新聞記者、製造家、銀行頭取等)身分(華、士族、平民)又は住所又は尊敬の稱號例へば公、侯、伯、子、男、様、殿、博士、學士、氏、君等の如し)を附記したるもの、如きは爲めに此投票を無効とするに及ばざるなり

第五十二條 投票効力の有無に附疑義ある時ハ選舉委員の意見を聞き選舉長之を決定す此決定に對し

てハ選舉會場に於て異議を申立ることを得ず

本條は投票の効力如何の疑ある時の處分法にして前條に定めたる如く其投票の有効無効を定むるに當りて選舉人より異議を生ずる時に當りては之を裁判するは選舉長の特權なりとす然れども長は之を決定するの前に於て先づ選舉委員の意見を聞くものとす尤も選舉長が之を決定したるに附きては選舉會場に於て之に對して異議を申立るとを得ざるなり

第五十三條 無効の投票ハ抹線を加へ其由を選舉明細書に記載し一ヶ年間保存し期限を経過したる後之を燒棄つべし

第五十一條の例に依り無効と定められたる投票には墨線を引きて之と反故とあし一ヶ年の間保存し置きて後ち燒き棄るものとす尤

も其趣は選舉明細書に記載せざるべからず但之を一年間保存する
 の不法の所爲を防せかむが爲め異日の參考に供するなり

第五十四條 一投票にして其選舉すべき定員より多
 き被選人の姓名を記載したるときは其定員に超え
 たる人名を末尾より除却すべし

連名投票にして其選舉すべき定員に足らざる
 ときは現に記載したる者のみを計算すべし但一人の姓
 名を複記したる者は一人として之を計算すべし

本條は連名投票を爲すに當りて定員より多くの人名を記したる時
 及び定員より少く之を記したる時の處分方を定めたるものにして

例へば當選舉區より選出すべき議員は二人なる時同一投票に甲乙
 丙の三人の姓名を列ね記したる時は先づ其最後に記したる丙を除

其前に記したる甲乙に對しては有効とす

之に反して二人の議員を選出すべきに僅かに甲一人の姓名を
 記したる時はたとひ一人たりとも甲に對する投票と有効とし之を
 計算中に入る然るに其定員の二人なるに附き甲乙兩人を列記せず
 甲の姓名を二重に記したる時は之を二個の票と算せず一票として
 計算するなり

第五十五條 投票は六十日間之を郡役所又は市役所
 若は區役所に保存し期限を経過したる後之を焼棄
 つべし

有効の投票は計算の後ち選舉會場たる郡役所又は市役所若くは區
 役所に六十日間保存し置き其後ちに之を燒き棄つるものとす

第五十六條 選舉に關り訴訟又は告訴發あるとき

第五十三條第五十五條の期限を経過せるも裁判確定に至るまで其投票を保存せしむべし

無効の投票は一年間保し有効の投票は六十日間保し何れも其期限経過の後には焼棄つるを例とす然れども選舉に關し訴訟又は告訴告發を生じたる時は此期限を過ぐるも其苦情のある投票のみは之を保存し置きて裁判確定の日を待つなり訴訟とは民事の訴告訴告發は何れも刑事に觸れたるものを訴ふるに在りて告訴は刑事原告人よりの訴告發は何人にも他の犯罪を認めたる時之を其筋に訴人すると云ふ

第五十七條 選舉長は選舉明細書を作り選舉點檢に關する一切の事項を記載し選舉委員と共に署名し之を保存すべし

町村長が投票明細書を作るが如く選舉長に於ても亦た明細書を作りて投票檢査及び選舉會に關する一切の事柄を記録し選舉委員と共に署名して之を保存するなり

第九章 當選人

第五十八條 投票總數の最多數を得たる者は之を當選人とす

投票同數なるときは生年月の長者を以て當選人とす同年月あるときハ抽籤を以て之を定むべし
本章には正當の投票を得て議員たるに適當したるものを定むるにあり即ち本條には投票總數の最多數を得たるものを當選とせり投票總數とは選舉人の總數とは異なり選舉人ハ其權利を有しあがら之を放棄して投票せざるは其者の自由なれば斯る輩ハ算入せず只

た投票を爲したるもの、總數より割出すものとす例へば一選舉區に千人の選舉人あり然るに實際投票を爲したるもの、數は三百人ありとす而して甲は百六十票を得、乙は百四十票を得る時は甲は當選とす、亦た其中にて甲は百票、乙は八十票、丙丁は各五十票、戊は二十票とする時は甲は當選にして二人の定員なる時は甲乙共に當選とす、又た右の例の中にて甲乙二人共に百五十票つゝを得たる時は其生れたる年月を調べ一月にても早きものを當選者とし、同年同月生れられば日の遅速あるも之を問はず、同年月の者として隨取りを以て其當否を定むるなり

第五十九條 當選人定まりたるときハ選舉長ハ直ちに其姓名及投票の數を府縣知事に届出づべし

第六十條 府縣知事前條の届出を受たる時ハ各當選

人に通知し其姓名を管内に告示すべし

此二條は當選人の定まりたる後ち一には之を届け出で又た一には之を一般に通知する方法を示すものなり即ち選舉長たる郡長若くは市長若くは區長は當選人の定まるや否や其姓名を府知事若くは縣知事に届けられば府縣知事は又た直ちに之を本人に通知し又た其姓名を府縣内に告示す其告示の方法は府縣各定むる所の式に依る

第六十一條 當選人當選の通知を受けたるときハ其當選を承諾するや否やを府縣知事に届出づべし

本條別に解釋を要すべきなし只た其承諾の有無の届出を怠る時は不承諾と認めらるゝの結果あるべければ速かよ之を届出るを好しとするのみ

第六十二條 一人にして數選舉區の當選人となりたる者當選の通知を受けぬるときは何れの選舉區の當選を承諾する旨を府縣知事に届出づべし

名望ある士は時としては諸所の選舉區より選ばるゝとあり例へば甲は東京日本橋區選舉區にても多數を得又た神奈川縣下の選舉區にても多數を得て當選と定まり同時に東京府知事及神奈川縣知事より當選の通知を甲に與ふ而して甲は兩區に當選したれども之を選ぶは甲の權利自由内にあるが故に東京の代議士たらんと欲せむ承諾の旨を東京府知事に届け出で不承諾の旨を神奈川縣知事に届け出づべし之と反對の望を有して神奈川縣の代議士たらんとせば右と反對の届出を爲すべきなり

第六十三條 當選人其府縣内に在る者十日以内其

府縣外に在るもの二十日以内に當選承諾の届出をなさざるときは其當選を辭したるものと見做すべし

本條ハ承諾の有無届出の期限を定めたるものにして其當選區の府縣内に住する時は通知を受けたる日より十日以内に又た其外の府縣に住する時は同じく其通知を受けたる日より二十日の内に諾否を届け出づべし此日限を過ぎて届出を怠る時は設ひ之を諾するの意ありたるものにもせよ之を辭したるものと認めらるゝなり例へば府縣外に住するもの其中の第一日に通知を受けたる時は廿日に届を爲し其郵便廿五日に府縣知事の許に達するも其届出を爲したるは期限内に在るを以て効力を有すべき歟と察せらるゝなり

第六十四條 當選人にして其當選を辭し又は期限内

に其當選の承諾を届出ざる時は府縣知事は選舉の期日を定め其選舉長に命じ再び選舉を行はむべし但第五十八條第二項の場合に於て抽籤に依り當選を得たる者其當選を辭し又は其承諾を届出さるときは抽籤に依り當選を失ひたる者を以て當選人と定むべし

當選人若し其當選を辭し又は期限の内に届出を爲さずして辭したるものと認めらるゝ時はもはや當選人なきを以て再び選舉を行はしむ其日限は府縣知事之を定め其選舉の取扱ハ選舉長前條々の手續に依りて之を行ふ尤も前の選舉に同數の投票を得且つ同じ年月の生れなるに依り闕取にて當選者と定まりたるものを辭する時は再び選舉を爲すに及ばず闕にて負けたる者を以て當選人と定む

るなり

第六十五條 各選舉區の當選人確定したる時の府縣

知事は當選證書を付與し及び管内に告示し并に當

選人の資格を録して内務大臣に具申すべし

一府縣内の各選舉區の當選人何れも定まりて之を承諾したる時は府縣知事は其當選者に當選の證書を與へ且つ其姓名を府縣内に告示し又た其當選人の年齢納税高及び凡べて被選人の資格に要する一ヶ條を記るして以て内務大臣に届け出るなりもはや其資格を有するもの當選して之を諾したる以上は内務大臣并に府縣知事に於て之を動ずと能はざるものとす

第十章 議員の任期及補闕選舉

本章に於ては各選舉區を代表する衆議院議員の在職期限を定め及

次其議員任期中に辭職、任官、死亡等にて其席を空くするに至りたる時は其闕を補ふべき爲め更らに選舉を爲すの手續を定めたり

第六十六條 議員の任期は四ヶ年とす但し任期を終りたる後ち仍選舉に應ずるとを得

本條の在職期限及び再選三選を得るや否やを示したるものにして先づ其任期は四ヶ年の繼續とし、期満ちて退職したる後ち再び選ばれる、時は之に應じて又た四年間の勤續を爲し其後ち尙ほ又た選ばれる、時は之に應ずるとを得蓋し限あらざるなり但し議員の任期は四ヶ年なるに依り期滿れば全員改選とす

第六十七條 議員の闕員あるは依り内務大臣より補闕選舉を開くべき旨を命せられたるときは府縣知事は其命を受けたる日より二十日以内に闕員の選

舉區に限り臨時選舉を行ひ補闕議員を選舉せしむべし

議員疾病、任官等の事故に依り辭職し若くは死亡若くは除名等何等の事故を問はず其議員席を空くしたる時は之に代るべき者を選べしめんが爲め内務大臣より補欠選舉會を開くべき旨を府縣知事に命ず、知事は其命を受けたる日より廿日を限りて欠員議員を選出せし選舉區に於て臨時選舉を行ひ補欠議員を選舉せしむ但し其手續は前數條に定むるが如し

第六十八條 補闕議員の任期は前議員の任期に依る補欠の爲めに選ばれたる議員の任期は其相續したる前議員の任期と同しく前議員は三年にて退職したる時は補欠議員の任期は残り一年として前者の任期に通算す

第十一章 投票所取締

第六十九條 投票管理の町村長ハ投票所の秩序を保
持し必要なる場合に於てハ警察官吏の處分に付キ
るよどを得

本章に於ては投票所内の取締方を示したるものなり此取締を爲さ
しめ正當の投票を妨害するものを制止せしめんには之を管理する
ものをして幾分の公力を有せしめざるべからず即ち本條に於ては
此權力を町村長に附與し其投票所内の秩序を保たしめ其支配の命
を拒むものある時は之を警察官吏に引き渡して其處分を爲さしむ
るを許したるなり

第七十條 凡そ戎器又ハ兇器を携帯せる者ハ投票所
に入るよどを許さず

第七十一條 選舉人に非るものハ投票所に入るを許
さず

第七十二條 投票所に於てハ一切の演説討論及び喧
譟に涉り又ハ他人の投票を勧誘することを禁ず

第七十三條 投票所に於て秩序を紊るものあるとき
ハ町村長ハ之を警戒シ其命に従ハざるときハ之を
投票所の外に退出せしむべし

右四條は投票の場所に於て脅迫、勧誘、其他の方法に依り投票者の決
心を動かし正實の投票を爲すの妨害を爲すものを制したるものな
り第一に劍銃等の兵器と持参したるもの及び兵器ならずとも人を
殺し若くは傷くるに足るべき器具を携へたるものは一切投票所の
内に入るとを許さず凡そ兇器と云へる物に就きては通常の用に於

ては兇器に非ずとも之を濫用すれば兇器とあるべし小刀、出刃、庖丁等の如し又たステッキ(杖)は兇器に非ずと雖も仕込み杖は兇器たるべく只た之を用ひたる場合に依りて判断するゝ又は其場所に用なきものを携帯したる事情に依りて之を兇器と認め得べし又は判定者の識別にして果して兇器なりしや否やは後日裁判官の認定に任ずるの外なきなり又た投票所に入るとを得べきものは選挙の資格を有するものに限りにて其他一切入るとを許されざるあり又た投票所内に於ては被選人の當否其他の事件に付き何人にては演説し討論し又は喧嘩、口論、争闘等凡べて騒かしきとは勿論他人を強いて勸めて投票せしむるとを禁せらる

其他如何なる事に係らず投票所内に於て物騒々しき事を爲し平穩を妨ぐる時は町村長は之を警しめ止む然るを尙ほも聞き入れずし

て騒動する時は其者を投票所の外に退出せしめ尙ほ其命に抗する時は警察官の手を假りても之を退出せしむるとあるべきなり

第七十四條 投票所の外に退出せしめたる者の犯罪者を除く外其投票を爲さしむる爲めに再び投票所の内に呼び入るゝことを得

前條に定めたる如く投票所内に於て秩序を紊るものあり管理者の制止に従はざる時は之を投票所外に一旦退出せしむるも其退出せしめられたるものゝ中にて此法律又は刑法を犯したるものもあるべく犯さざるものもあるべし故に玉石混淆の爲めに投票の権利を失はしむるは頗る重大の事なるに付き其中より反則者に非るものは再び場内に呼び入れ投票を爲さしむるなり

第七十五條 投票所に參會したる選挙人にして刑法

又ハ此の法律の罰則を犯したる者ハ投票することを
禁シ其姓名事由を投票明細書に記載すべシ

選舉人投票所に參會シ投票を爲すに當リて此法律に定めたる罰則
に當るべき不法の事柄を爲シ又は刑法に定めたる罪を犯したる時
ハ其者の投票を禁シ其權利を失はしむ然る時は其事實及び理由を
投票明細書に記載シ置くを要するなり

第七十六條 投票に關する異議の申立に付町村長の決
定に對してハ投票所に於て不服を申立つることを
得ず

投票に關して異議を申し立つる時は町村長之を決定すると雖も選
舉人は之に對して不服を訴ふることを得るの權利を有す然れども之
を其場に申立てしめては當日投票の妨害となるべきに附き投票所

内に於ては之を申し立つることを禁ずるなり

第七十七條 選舉管理の郡役所又ハ市役所若くハ區
役所ニ於て選舉會の參觀を求むる者ハ總て第六十
九條より第七十三條に至るまでの例に照シ選舉長
之を處分すべシ

右數ヶ條は投票所内の取締方あるか選舉會場に於ても亦同一の
取締なかるべからず如何となれば本法第五十條に於て各選舉區の
選舉人は其選舉會に參觀を求むるを得とあるに依リ多數の參觀人
(選舉人に限る)選舉會場ニ來集するとあるべシ此場合に於て其場内
の取締を爲すは選舉長の權にしてやはり第六十九條以下第七十三
條に至るまでの規則を適用して場内を取り締るとを得るを云ふ

第十二章 當選訴訟

此章は選舉當選の場合に於ける訴訟の事を定むるものなり

第七十八條 各選舉區に於て當選を失ひたる當選人の當選を無効とするの理由ありと認むるときは當選人を被告とし第六十五條に掲げたる當選人の姓名告示の日より三十日以内に控訴院に出訴するとを得

其期限を経過したる後出訴するも其効ありし

本條は訴訟の對手となる者即ち原告及び被告訴訟を起し得べき期限及び訴訟を提出する裁判所を定むるものにして各選舉區に於て當選せざりし者若し第五十一條の所謂當選人の當選無効となるの理由ありと認むるときは自ら原告人となり其の當選人を被告人として第六十一條の告示の日より三十日以内に控訴院に出訴する事を

得べし若し此の期限を過ぎて出訴するに於ては其の効力なしと定めたり去れば當選の事に付き訴訟すると得る者は當選を失ふたる者(原告)當選人(被告)の二に限り出訴期限は確定當選人の姓名告示の日より三十日以内に限り裁判所は控訴院に限るなり

第七十九條 原告人の訴訟状と共に保證金として金三百圓又は之に相當する公債證書を控訴院書記局に預け置くべし

本條は當選訴訟を起す原告人の身元金を要する旨を定めたり身元金即ち保證金とは原告人の身元値なる事を保證する爲め及び敗訴の時訴訟入費辨償の保證の爲めにする證據金にして自己の權理と相手の權理とを確めずして漫に訴訟を起すが如き所謂健訟濫訴と全上の弊を防ぐが爲めに定めたるものなり而して其保証金には其

額三百圓を訴状と共に差出し之を控訴院書記局に預くるか又は三百圓丈の價直ある公債議書を金圓の代に書記局に預くるなり

第八十條 原告人敗訴の場合に於て裁判言渡の日より七日以内に一切の裁判費用を納完せざるときは保證金より之を控除し仍足らざるときは之を追徴すべし

本條は訴訟を提起したる人即ち原告人の敗訴したる場合には如何にして費用を徴收すべきかを定めたるものなり即ち原告人敗訴したるときは裁判言渡の日より七日以内に此の訴訟の爲めに要したる一切の費用例は被告人の日當旅費證人の日當旅費使丁の賃錢證據物件の提出費用等の如しを償はしめ若し皆濟せざる場合には前條に規定したる保證金より其入費を引去り仍不足を生ずるときは

之を追ひ拂せしむるなり

第八十一條 同一の當選人に對し二人以上の原告人訴訟をなしたるときは控訴院への裁判言渡書を以て各訴訟人に宣告するを得

本條は同一の事件に二重の手數を爲すとを省かんが爲めにしたるものにて別に説明と要すべきとなし

第八十二條 審判中衆議院解散の命あるときハ控訴院ハ其訴訟を棄却せべし

衆議員解散の時は其議員一同は悉く議員たるの資格を失ふ然らむ則ち其資格の當否に就て争ふ所の訴訟の目的たる事實にして既に消滅する以上は又た訴訟を繼續するの要なし故に控訴院は其審判中の訴訟を棄却するなり

第八十三條 原告人訴訟を願下くるとき、同時に其由を新聞紙又ハ其他の方法を以て公告すヘシ

本條は別に説明を要せず

第八十四條 控訴院は當選訴訟を審判するに當り本訴に關係する刑法又ハ此法律の犯罪者に對し直に處刑の言渡を爲すことを得但し此場合ニ於ては檢察官を以て立會はしむベシ

當選訴訟に關係せざる場合に於ける此の法律の犯罪者ハ所轄刑事裁判所に於て之を裁判す

本條は控訴院に於て當選民事訴訟を審判するに當りて其事件に附帶せる刑事々件を生じたるを裁判する方法を定めたるものなり元來此法律及び刑法に違背したる事件を審問判決するは輕重各其

所轄裁判所ありて控訴院の關する所に非ずと雖も本訴當選訴訟事件に附帶せる刑事なるを以て變例を用ひて直ちに之を控訴院にて判決するなり然れども此刑事の部分に因より刑事原告者たる檢察官の立合を要するなり

第八十五條 控訴院に於て當選訴訟を判定したるときハ其裁判言渡書の謄本を内務大臣に送附すベシ若し衆議院開會するとき併せて議長に之を送附すベシ

本條は裁判言渡後控訴院の履行すべき手續を定むるものなり言渡書の謄本を内務大臣及衆議員議長に送附するは言渡書の當選證書と其効力相等しければなり

第八十六條 當選訴訟に付控訴院の裁判に對してハ

大審院に上告するを得

本條當選訴訟の審理區域を定む即ち當選訴訟は控訴院は始審の裁判權を有し大審院は終審の權を有するものなり

第八十七條 訴訟の目的たる當選人の其裁判確定に至る迄衆議院に列席するの權を失はず

對手人の權利の有無は裁判確定裁判確定とは原被兩造控訴院の裁判言渡に服するか又は大審院の言渡を経たる上を云ふの後に於て初めて定まるものなれば訴訟の爲めに對手人の衆議院議員たるの權を失はしむへからざるは申す迄も無きとなりとす

第八十八條 當選訴訟に付本章に規定したるもの、外總て普通の訴訟手續に依る

本條は訴訟手續を定む此法律に定むる場合を除くの外其訴狀の出

し方答辨の方證據の取り方等凡べての手續は普通の訴訟手續に依るとは爰に説明を要せざるべし只だ前數條は當選訴訟に付き普通訴訟の手續に異なりたる場合を示すのみ

第十三章 罰則

第八十九條 納税額、年齢、住所及其の他選舉資格に必要なる事項を詐稱し選舉人名簿に記載せられたる者ハ四圓以上四十圓以下の罰金に處せ

凡そ本法第二章に掲けたる選舉人の資格を偽りたる時は本條の罰を受く且つ本條に詐稱とあるハ其骨子にして故意に訴るとを云ふ故に若し過失によりて選舉人名簿を誤らしめたるが如きは本條罰金を科すへきの限にあらざるなり

第九十條 投票を得又ハ他人に投票を得せしめ若ハ他人の爲めに投票を爲すとを抑止するの目的を以て直接又ハ間接ハ金錢物品手形若ハ公私の職務を選舉人ハ授與ス又ハ授與するを約束したる者ハ五圓以上五十圓以下の罰金に處せ

其の授與又ハ約束を受けたる者亦全ト

本條は選舉の公平を保たんが爲め選舉人に賄賂を贈與する事を禁ずるものにして又本條は自ら投票を得んが爲め又ハ他人をして得せしめんが爲め又ハ他人の爲めに投票するものを抑へんが爲めにするを目的として其目的を達するの前に施したる不正の處置を咎むるものなり即ち選舉の際には金錢物品手形若くは公私の職務を選舉人に授與する事を得ず又ハ授與する事を約束する事を得ず

且つ其の授與の方法の直接なると間接なるとを問はず共に之を禁ず犯す者ハ罰金を科すとされれば假令直接に選舉人をして意を枉けしむる爲に金錢物品等を授與して依頼する者のみならず訪問謝禮其他の名義を附し官途若くは公けの職務又ハ私の職務に周旋せん事を申込むも亦本條の支配する處なり

本條の第二項は授與又ハ約束を受けたる者亦授與又ハ約束する者も其の罪を等ふする旨を定めたり蓋し本條は授與又ハ約束したるのみにて之か爲に未だ選舉人の意志を動かさざりし場合にして既に之か爲に選舉人の意志を動かしたる場合の如きは之を次條に定む故に選舉人ハ自己の投票を得んか爲に百般選舉人の歡心を買ふの手段を施すも本條及次條に定むる外の方法を以てするは毫も妨無き事にして現に英國其他の國に於ても勸誘遊説等種々の方法を

用ゆるを見るなり

九十六

第九十一條 直接又は間接に金錢物品手形若くは公私の職務を選擧人に授與し又ハ授與することを約束して投票を得又ハ他人に投票を得せしめ若くは他人の爲めに投票を爲すことを抑止したる者の刑法第二百三十四條の例を以て論ず

本條は前條の賄賂其の結果を奏したる場合の刑を定むるものなり即ち前條授與及び約束により投票を得たる者及投票を得せしめたる者は勿論假令投票を得る迄には至らざるも既に或確定したる人に爲さんとせし投票を抑へたる選擧人は何れも刑法第二百三十四條を以て問はるべし刑法第二百三十四條には賄賂を以て投票を爲さしめ又は賄賂を受けて投票を爲したる者は二月以上二年以下の

輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加すとあり

第九十二條 投票を得又は他人に投票を得せしめ若くは他人の爲し投票を爲すことを抑止するの目的を以て選擧人に暴行を加へたる者の一月以上六月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十三條 選擧人に暴行を加へて投票を得又ハ他人に投票を得せしめ若くは他人の爲めに投票を爲すことを抑止したる者の三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

此二條は別に解釋を要すべき事無し只第九十二條は暴行を加へたるのみの場合を指し第九十三條は其の目的を達したる場合を指す

九十七

の差あるが爲に刑に輕重の差あるのみ

第九十四條 選舉人を強逼し又ハ投票所若ハ選舉會場を騷擾し又ハ投票函を扣留毀壞若ハ劫奪するの目的を以て多衆を嘯聚したる者ハ六月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其の情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者ハ十五日以上二月以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又ハ兇器を携帯したるときハ各本刑に一等を加ふ

強逼とは暴力若くは精神上の勢力を以て人に逼るを云ひ騷擾とは

其場所を騒ぐし秩序を紊るを云ふ

第一項は強逼又は騷擾の目的を以て多數の人を嘯集したる者のを定めたり何人以上を以て多數となすやは裁判官の判定に任す

第二項は第一項の目的ある事を知て嘯集に應じ且逼強又は騷擾の加勢を爲したる者の刑を定めたり

第二項に云ふ戎器又は兇器を携帯するときハ刑各一等を加ふる所以は社會の危險愈々大なればなり

第九十五條 選舉の際管理者又ハ立會人に暴行を加へ又ハ暴行を以て投票所若ハ選舉會場を騷擾し又ハ投票函を扣留毀壞若くハ劫奪したる者ハ四月以上四年以下の輕禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

百
犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは各本刑に一等を加ふ

第九十六條 多數を嘯集して前條の罪を犯したる者の重禁獄に處す

其情を知て嘯集に應じ勢を助けたるもの、二年以上五年以下の輕禁錮に處す

犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは各本刑に一等を加ふ

右二條は何れも暴力を行ひて選舉場に其管理者及び立會人に亂暴を加へ選舉場を騒かし投票函を奪ひ又は毀ちたるものを罰せんが爲めに設けたるものにして其第九十五條は一人にて爲したる者に適し其の第九十六條は多人數を集めて之を犯したる者に適用す其

場合に於て兵器又は兇器を携帯したるもの、各本刑に一等を加へて課せらる第九十六條に重禁獄とあるは其性質國事犯罪者に適用すべき刑名にして九年以上十一年以下内地の獄に入れ定役に服せしめざる刑を云ふ

第九十七條 演説又は新聞紙若し其の他の文書を以て人を教唆し前三條の罪を犯さしめたる者の刑法第百五條の例に依る其教唆の効無き者の本刑に二等又は三等を減じ處斷す

本條は前三條の罪を犯すとを教唆したる者を罰せんが爲めに設けたるものにして何れも刑法第百五條の人を教唆して重罪輕罪を犯さしめたるものは亦た正犯となすと云ふに依り所斷し教唆効なきものも本刑に二等又は三等を減して處斷せらるゝなり

第九十八條 戎器又ハ兇器を携帯して投票所若ハ選舉會場に入りたる者ハ三圓以上三十圓以下の罰金ニ處ス

本條の罪ある所以ハ社會の危險大ければなり

第九十九條 當選人に於て第八十九條より第九十八條に至るまでの刑に處せられたるときハ其の當選は無効トス

本條ハ説明を要せず

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條に依り選舉人たるを得ざるもの投票を爲したるときは四圓以上四拾圓以下の罰金に處ス
此場合は多くは當日投票所に參集せざる選舉人の姓名を詐り稱し

自ら其選舉人の如き風して投票するもの等の如きを云ふ又た第十四條に掲けたる諸項は皆な何れも選舉人たるを得ざるもの(本條を參看あるべし)にして此等輩尙ほ投票を爲したる時は其情の輕重に應じて四圓以上四十圓以下の罰金を課せらるゝなり

第一百一條 前數條の罪を犯シ禁錮以上の刑ニ處せられ又ハ再び罰金の刑に處せられたる者ハ三年以上七年以下選舉權及被選舉權を停止ス

前數條の罪とは第八十九條以下の罪を稱す此の罪を犯したる者にして其刑禁錮以上に該當する者及再度罰金の刑に處せられたる者の選被選の兩權を停止するは刑法の附加刑と同ク社會の信任を失ふたる者より若干の權利を剝奪し一方に於ては相當の制裁として課するものなり但し此兩權を奪ひ去るに非ず只だ三年以上七年以

下の間此権利を行ふとを停めらる、なり

第二百二條 立會人正當の事故なくして此法律に規定
したる義務を欠く時は五圓以上五拾圓以下の罰金
に處す

本條は立會人が正當の理由なくして選舉の定日に投票所へ參會せ
ざると及び其他此法律に定めたる立會人の義務に背きたる場合に
は此罰を課せらる然れども疾病事故止むを得ざる理由ありて其義
務を果すと能はざる時は敢て責あるとなし

第二百三條 本章に規定したる罰則の外刑法に正條あ
るもの各其條に依り重きに從て處斷す

本條に定めたる罰則の外刑法に正條ありて刑を設けたる時は之を
犯すものは刑法に依りて罰せられ又た本章及び刑法共に罰則ある

時は之を犯すものは右兩法罰則の中にて重き方の刑を課せらる、
なり

第二百四條 凡て選舉に關る犯罪は六ヶ月を以て期滿
免除とす

刑法に期滿免除と云ふとあり民法に期滿得免と云ふと同じく共に
或る期限の經過するときは或る義務を許し又は或る權利を得せし
むるとにして英語に之を「プレスクリプション」と云ふ而して刑法の
期滿免除は刑の性質により其の年限を異にし死刑は三十年無期徒
流刑は二十五年有期徒流刑は二十年重禁獄重禁錮は十五年輕懲役
輕禁獄は十年禁錮罰金は七年拘留料は一年と各々次第を立てた
り然るに本法選舉に關る犯罪の重きは重禁獄より輕きは罰金に至
る迄等く六ヶ月を以て期滿免除を得るとせり故に一度刑を受け

たる者逃亡し又は隠逃して六ヶ月間其筋の目を逃るゝときは其の刑を免かるゝとを得るなり

第二百五條 此の罰則ハ第十一章の各條と共に投票所及選舉會場に貼示すべし

本章の諸罰則第十一章の投票所取締規則と共に投票所及び選舉會場に張り出し入場者をして之を心得しむるを要す

第十四章 補則

第二百六條 市に於ては一市に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理は市長兼て之を掌るへし

第四條の場合に於ては一選舉區に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理は區長

兼て之を掌るへし

郡役所を選舉會場とし各町村を投票所とする時の投票選舉の手續ハ前に定むる如しと雖も市制に依り一市を爲すの土地に於ては一の簡便法を用ひ一市内に一の投票所を設け市長は投票の管理及び選舉の管理を合せ掌らしむ又た第四條に定めたる如く一市の區域廣大にして數選舉區ある時は一選舉區に一の投票所を設け區長は投票及び選舉の管理を兼ね掌るあり

第二百七條 前條の場合に於ては市長又は區長は其管理する選舉區内に於ける選舉人中より立會人三名以上七名以下を定め遅くとも選舉の期日より三日以前に之を本人に通知し選舉の當日選舉管理の市役所又は區役所に參會せしむべし

立會人は投票に立會ひ併せて投票を點檢すべし
此の場合に於ける選舉明細書の併せて投票の事項
を記載すべし

本條は凡べて投票所の事務と選舉會場の事務とを合併して之を行
ふものにして其手續は凡べて前に掲げられたる如くなれば爰に再
び説明を要せず

第百八條 島司を置く地方に於ては此法律に規定し
たる町村長は職務は島司之を掌るべし

嶋嶼の地にて將來島司を置くの地方にして市町村制を實行せざる
場所に於ては其嶋司をして内地の郡長市長等と同じく選舉長の職
務を行はしむるなり

第百九條 町村制を施行せざる町村に於ては此法律

に規定する町村長の職務は戸長之を掌るべし

本條も亦た町村制を施行せざる町村に行ふ規則にして島司を置く
嶋嶼も亦此中に在り此場合には前章に町村長に行ふ投票管理の職
務は一切戸長に於て之を行ひ其權限に少しも差異あるとなし

第百十條 選舉人名簿調製の初年に限り所得税法施
行以來第六條第八條に規定したる納税額を引き續
き納完了たる者ハ其納税資格の期限に充つるもの
と見做すべし

本法第六條及び第八條の意に従ふ時は選被選人の資格に要する直
接國税の内にて所得税なれば選舉人名簿調製の期日前滿三ヶ年間
之を完納したるものならざるべからず然れども我國所得税法の實
施以來日尙は淺く今回初度の名簿調製の日までには未だ滿三年に

達せざるに依り爰に本條に特例を設けて初年限り右施行以來十五圓以上を完納し來りたるものをして此兩權を得せしむるものとせられたるなり

因に一言す右兩權の資格は直接國稅十五圓以上と云ふに依り地租と所得税とと通算したるものにして例へば地租は滿一年間十圓つゝを納め所得税は施行以來引き續き年五圓つゝを納め來りたる時は兩者合併して其權利を得らるゝなり

第百十一條 北海道沖繩縣及小笠原島に於ては將來一般の地方制度を準行するの時に至るまで此法律を施行せず

右の諸嶋は植民未だ整頓せざるに付き内地に較べては特例を與へて一般の義務を軽くせり故に又た内地と一般の權利を得る能はず

左れば將來内地同様一般の地方制度を右諸島に施行するに至るまでは此法律を施行せずつゝより右諸島は未だ代議士を出すの權利なく未だ參政の權を得ざるものなり

衆議院議員選舉法附錄
東京府 議員總數十二人

第一區 麴町區	第二區 芝區	第三區 京橋區	第四區 日本橋區	第五區 本所區	第六區 淺草區
一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人

第七區 神田區	第八區 下谷區	第九區 小石川區	第十區 東多摩郡 四谷區	第十一區 南豐島郡 北豐島郡	第十二區 南葛飾郡 南足立郡	第十三區 荏原郡	第十四區 伊豆七嶋
一	一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人	人

第 古 市 郡	區 八 上 郡	六 石 川 郡	第 高 安 郡	河 江 郡	第 讚 良 郡	交 野 郡	第 茨 田 郡	能 勢 郡	區 五 豐 島 郡	島 下 郡	區 四 嶋 上 郡	住 吉 郡	東 成 郡	西 成 郡
------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	-------------	------------------	-------------	-----------------------	-------------	-----------------------	-------------	-------------	-------------

一 人	一 人	二 人
--------	--------	--------

區 一 第 橫 濱 區	神 奈 川 縣	區 九 第 日 根 郡	區 八 第 泉 鳥 郡	區 七 澁 川 郡	大 丹 郡	志 紀 郡	丹 南 郡	錦 部 郡	安 宿 部 郡
----------------------------	------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------

三	議員總數七人	一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	二 人
---	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

第 北 桑 田 郡	區 四 南 桑 田 郡	相 喜 郡	久 樂 郡	字 世 郡	紀 伊 郡	區 三 乙 訓 郡	葛 野 郡	愛 岩 郡	區 二 下 京 區	區 一 上 京 區	京 都 府
-----------------------	----------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------------	-------------	-------------	-----------------------	-----------------------	-------------

一 人	一 人	一 人	一 人	一 人	議員總數七人
--------	--------	--------	--------	--------	--------

區 三 第 南 區	區 二 第 北 東 區	區 一 第 西 區	大 阪 府	區 六 第 熊 野 郡	竹 野 郡	中 謝 郡	與 佐 郡	加 鹿 郡	何 鹿 郡	天 鹿 郡	區 五 船 井 郡
-----------------------	----------------------------	-----------------------	-------------	----------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------------

一 人	一 人	一 人	議員總數十人	一 人	二 人
--------	--------	--------	--------	--------	--------

第九區			第八區			第七區		
朝養二七出氣美城	來父方美石多含	郡郡郡郡郡郡	穴栗用穗西東	郡郡郡郡郡郡	揖揖	神神	神神	節節
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡

二	二	一
人	人	人

第十區		第九區		第八區		第七區		第六區		第五區		第四區		第三區		第二區		第一區	
津名	三原	長崎	西彼	東彼	北高	南高	北松	壹岐	石田	南松	長崎	西彼	東彼	北高	南高	北松	壹岐	石田	南松
郡	郡	區	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡

五

一	一	一	一	二	一
人	人	人	人	人	人

第二區		第三區		第四區		第五區		第六區		兵庫縣	
久良岐	橋樹	南多摩	西多摩	北多摩	三浦	鎌倉	高座	愛甲	津久井	大住	海綾
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡

議員總數十二人

一	一	一	二	一
人	人	人	人	人

第一區		第二區		第三區		第四區		第五區		第六區	
神戶	武庫	川邊	有馬	多紀	水上	八部	明石	美嚢	加古	加東	加西
區	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡

四

一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人

區五第	區四第	區三第	區二第
秩父郡 那珂郡 賀美郡 兒玉郡	男衾郡 榛澤郡 幡羅郡 大里郡	北埼玉郡 北葛飾郡 中葛飾郡	南埼玉郡 比企郡 高麗郡 橫見郡

一 人	二 人	二 人	二 人
--------	--------	--------	--------

區四第	區三第	區二第	區一第
吾妻郡 片岡郡 西群馬郡	南甘樂郡 多野郡 綠野郡 那波郡	佐位郡 邑樂郡 山田郡 新田郡	北勢多郡 利根郡 南勢多郡 東群馬郡

七

一 人	一 人	一 人	一 人
--------	--------	--------	--------

群馬縣

議員總數五人

區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	新潟縣	區六第
古志郡 三島郡	南蒲原郡	中蒲原郡	東蒲原郡 巖船郡	北蒲原郡 西蒲原郡	新潟區	上縣郡 下縣郡

二 人	一 人	一 人	二 人	一 人	議員總數十三人	一 人
--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------

區一第	區九第	區八第	區七第	區六第
北足立郡 新座郡	加茂郡 羽茂郡	雜太郡 西頸城郡	中頸城郡 東頸城郡	北魚沼郡 南魚沼郡

埼玉縣

議員總數八人

一 人	一 人	二 人	二 人	一 人
--------	--------	--------	--------	--------

六

第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	栃木縣
芳賀郡	河內郡	真壁郡	豐田郡	結城郡	岡田郡	西茨城郡
一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人
議員總數五人						

第一區	第二區	第三區	第四區	奈良縣
廣瀨郡	山邊郡	添下郡	添上郡	上都賀郡
一	一	一	二	二
人	人	人	人	人
議員總數四人				

第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	千葉縣
市原郡	東葛飾郡	印旛郡	下埴生郡	南相馬郡	香取郡
一	二	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人
議員總數九人					

第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	茨城縣
鹿嶋郡	行方郡	多賀郡	久慈郡	那珂郡	那珂郡	東茨城郡
一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人
議員總數八人						

區七第	區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第
知多郡	海西郡 海東郡	中嶋郡	丹羽郡 葉栗郡	西春日井郡 東春日井郡	愛知郡	名古屋區
一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人

區二第	區一第	靜岡縣	區一十第	區十第	區九第	區八第
庵原郡	富士郡 有渡郡 安倍郡	八名郡	渥美郡 寶飯郡	南設樂郡 北設樂郡	東加茂郡 西加茂郡	額田郡 幡豆郡 碧海郡
一	一	議員總數八人	一	一	一	一
人	人		人	人	人	人

十一

區二第	區一第	三重縣	區三第	區二第
河曲郡 龜郡 鈴鹿郡	三志郡 一志郡 安濃郡	吉野郡	宇智郡 忍海郡 葛下郡	葛上市郡 葛上市郡 高市郡 十字郡 式下郡 式上郡
一	一	議員總數七人	一	二
人	人		人	人

愛知縣	區六第	區五第	區四第	區三第
伊賀郡	名山郡 山田郡 阿拜郡	北牟婁郡 南牟婁郡	英志郡 答志郡 度會郡	多氣郡 飯高郡 朝明郡
議員總數十一人	一	二	一	一
	人	人	人	人

十

區七第 區六第 區五第 區四第 區三第
 駿田君賀那 鹿引濱敷長 磐山豐周 城佐榛益志
 東方澤茂賀 玉佐名知上 田名田智東 野原津太
 郡郡郡郡郡 郡郡郡郡郡 郡郡郡郡郡 郡郡郡郡郡 郡郡郡郡郡

二 一 一 一 一
 人 人 人 人 人

區二第 區一第 區三第 區二第 區一第
 栗野甲高滋 南西東北南東 中北西
 太洲賀島賀 巨八八都都山 巨巨山
 郡郡郡郡郡 摩代代留留梨 摩摩梨
 郡郡郡郡郡 郡郡郡郡郡 郡郡郡郡郡

一 一 一 一 一
 人 人 人 人 人

山梨縣

議員總數三人

十二

岐阜縣

議員總數七人

區四第 區三第
 阪伊東西 浦神愛犬
 田香井淺 生崎知上
 郡郡郡郡 郡郡郡郡

一 二
 人 人

區六第 區五第 區四第 區三第
 惠土可加 郡武山席本池大 中羽上多 下海
 那岐兒茂 郡上儀縣田巢田野島粟津藝 石津西
 郡郡郡郡 郡郡郡郡 郡郡郡郡 郡郡郡郡 郡郡郡郡 郡郡郡郡

一 一 一 一
 人 人 人 人

十三

區二第	區一第	福島縣	區五第	區四第	區三第	區二第
安積郡	安達郡	伊達郡	信夫郡	本吉郡	牡鹿郡	桃生郡
一	一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人	人
議員總數七人						

區五第	區四第	區三第
宇多郡	行方郡	標葉郡
一	二	二
人	人	人

十五

區四第	區三第	區二第	區一第	長野縣	區七第
北安曇郡	南安曇郡	東筑摩郡	西筑摩郡	小縣郡	埴科郡
二	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人
議員總數八人					

區二第	區一第	宮城縣	區七第	區六第	區五第
亘理郡	伊具郡	刈田郡	柴田郡	宮城郡	名取郡
一	一	一	一	一	一
人	人	人	人	人	人
議員總數五人					

十四

巖手縣

議員總數五人

第一區	南巖手郡	議員	一人
第一區	北巖手郡	議員	一人
第一區	紫波郡	議員	一人
第一區	二戶郡	議員	一人
第二區	東閉伊郡	議員	一人
第二區	中閉伊郡	議員	一人
第二區	北閉伊郡	議員	一人
第二區	南九戶郡	議員	一人
第二區	北九戶郡	議員	一人
第三區	稗貫郡	議員	一人
第三區	東和賀郡	議員	一人
第三區	西和賀郡	議員	一人
第三區	西閉伊郡	議員	一人
第三區	南閉伊郡	議員	一人

十六

青森縣

議員總數四人

第四區	江刺郡	議員	一人
第四區	膽澤郡	議員	一人
第四區	氣仙郡	議員	一人
第五區	西磐井郡	議員	一人
第五區	東磐井郡	議員	一人
第一區	東津輕郡	議員	二人
第一區	上北郡	議員	二人
第一區	下北郡	議員	二人
第一區	三戶郡	議員	二人
第二區	北津輕郡	議員	一人
第二區	南津輕郡	議員	一人
第三區	中津輕郡	議員	一人
第三區	西津輕郡	議員	一人

山形縣

議員總數六人

第一區	南村山郡	議員	二人
第一區	東村山郡	議員	二人
第一區	西村山郡	議員	二人
第二區	東置賜郡	議員	一人
第二區	南置賜郡	議員	一人
第二區	西置賜郡	議員	一人
第三區	飽海郡	議員	二人
第三區	西田川郡	議員	二人
第三區	東田川郡	議員	二人
第四區	最上郡	議員	一人
第四區	北村山郡	議員	一人
第一區	南秋田郡	議員	一人

秋田縣

議員總數五人

第二區	山本郡	議員	一人
第二區	北秋田郡	議員	一人
第二區	鹿角郡	議員	一人
第三區	河邊郡	議員	一人
第三區	由利郡	議員	一人
第三區	仙北郡	議員	一人
第四區	平鹿郡	議員	二人
第四區	雄勝郡	議員	二人
第一區	足羽郡	議員	一人
第一區	大野郡	議員	一人
第二區	吉田郡	議員	一人
第二區	阪井郡	議員	一人
第二區	南條郡	議員	一人
第三區	丹生郡	議員	一人
第三區	今立郡	議員	一人

福井縣

議員總數四人

十七

區二第		區一第		鳴根縣	區三第		區二第	
飯石郡	大原郡	仁多郡	能義郡	意字郡	秋鹿郡	鳴根郡	日野郡	會見郡
八	一	八	一	六	一	八	一	八
議員總數六人								

岡山縣	區六第		區五第		區四第		區三第	
	知夫郡	海士郡	穩地郡	周吉郡	鹿足郡	美濃郡	那賀郡	邑智郡
八	一	八	一	八	一	八	一	八
議員總數八人								

十九

富山縣	區四第		區三第		區二第		區一第		石川縣			
	珠洲郡	鳳至郡	鹿嶋郡	羽咋郡	河北郡	江沼郡	能美郡	石川郡	金澤區	敦賀郡	大飯郡	遠敷郡
八	一	八	二	八	一	八	二	八	六	一	八	八
議員總數六人												

鳥取縣	區一第		區四第		區三第		區二第		區一第	
	智頭郡	八上郡	八上郡	巖井郡	法美郡	邑美郡	蛸波郡	射水郡	下新川郡	上新川郡
八	一	八	一	八	一	八	一	八	二	八
議員總數三人										

十八

廣鳴縣
 第一區 第二區 第三區 第四區
 岡山區 御野郡 上道郡 邑久郡 兒嶋郡 津高郡 赤阪郡 磐梨郡 和氣郡 都宇郡 窪屋郡 賀陽郡 下道郡 淺口郡 小田郡 後月郡

一 二
 人 人

第五區 第六區 第七區
 上房郡 川上郡 哲多郡 阿賀郡 眞嶋郡 大庭郡 西條郡 西北條郡 西南條郡 東南條郡 東北條郡 勝北郡 勝南郡 吉野郡 英田郡 久米郡 久米郡 米南條郡

一 一
 人 人

二十

廣鳴縣
 第一區 第二區 第三區 第四區 第五區 第六區
 廣嶋區 安藝郡 佐伯郡 沼田郡 高宮郡 山縣郡 高田郡 三次郡 三谿郡 加茂郡 豐田郡

二 一 一 一 一 一
 人 人 人 人 人 人

山口縣
 第七區 第八區 第九區 第一區
 御調郡 世羅郡 深津郡 沼隈郡 安那郡 蘆田郡 品治郡 神石郡 甲奴郡 奴可郡 三上郡 惠蘇郡 吉敷郡 美濃郡 厚狹郡 佐波郡

一 一 一
 人 人 人

議員總數七人

二十一

區一第	區二第	區三第	區四第	區五第	和歌山縣
有海名和	見阿	豐赤	都濃	玖珂	和歌山區
田部草歌	嶋武	浦關	熊毛	郡	議員總數五人
郡郡郡	津嶋	郡區	郡郡	郡	
	郡郡				
二	一	一	二	一	
人	人	人	人	人	

二十二

區四第	區三第	區二第	區一第	德島縣
板麻阿名	西日	那賀	勝東	德島縣
野植波西	牟牟	郡郡	浦郡	議員總數五人
郡郡郡	婁婁	郡郡	郡	
	郡郡			
一	二	一	一	
人	人	人	人	

區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	香川縣
三豐	那多	阿鶴	三寒	小大	香川縣
野田	珂度	野足	川內	山豆	香川縣
郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	田郡	香川縣
				郡	香川縣
一	一	一	一	一	議員總數五人
人	人	人	人	人	

二十三

區四第	區三第	區二第	區一第	愛媛縣	
字新	上浮	周桑	越伊	溫風	愛媛縣
摩居	穴那	布村	下伊	早氣	愛媛縣
郡郡	郡郡	郡郡	浮伊	郡郡	愛媛縣
			穴伊	郡郡	愛媛縣
			郡郡	郡郡	愛媛縣
一	一	一	二	二	議員總數七人
人	人	人	人	人	

區八第 區七第 區六第 區五第 區四第
 上築仲京田企三山 下上三竹生山御御
 毛城津都川救池門妻妻瀧野葉本原井
 郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡

一 一 一 一 一
 人 人 人 人 人

區六第 區五第 區四第 區三第 區二第 區一第
 宇下東西日玖速直大 南海北海 大分
 佐毛國國田珠見入野 海部部 郡
 郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡

一 一 一 一 一 一
 人 人 人 人 人 人

二十五

大分縣 議員總數六人

福岡縣

區三第 區二第 區一第 高知縣
 安香吾高幡長士
 藝美川岡多岡佐
 郡郡郡郡郡郡郡

一 二 一 一 一
 人 人 人 人 人

高知縣

議員總數四人

議員總數九人

區三第 區二第 區一第
 穗嘉鞍遠夜下上席御那宗糟早志怡福
 波麻手賀須須座座田笠珂像屋良摩土岡
 郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡區

一 二 一
 人 人 人

二十四

鹿兒嶋縣		議員總數七人		
第一區	第二區	第三區	第一區	第二區
宮崎郡	北那珂郡	南那珂郡	兒湯郡	北諸縣郡
西諸縣郡	東諸縣郡	東臼杵郡	西臼杵郡	北大隅郡
熊毛郡	大隅郡	鹿兒嶋郡	谿山郡	熊毛郡
一	一	一	一	一
人	人	人	人	人

議員總數七人		議員總數七人		
第二區	第三區	第四區	第五區	第六區
給黎郡	揖宿郡	穎娃郡	川邊郡	日置郡
阿多郡	高城郡	出水郡	南伊佐郡	薩摩郡
甌島郡	菱刈郡	始良郡	桑原郡	西贈嗚郡
北伊佐郡	一	一	一	一
人	人	人	人	人

佐賀縣		議員總數四人		
第一區	第二區	第三區	第四區	第五區
佐賀郡	神埼郡	小城郡	基肄郡	養父郡
三根郡	東松浦郡	西松浦郡	杵嶋郡	藤津郡
熊本區	熊本區	熊本區	熊本區	熊本區
二	一	一	一	二
人	人	人	人	人

議員總數四人		議員總數四人		
第二區	第三區	第四區	第五區	第六區
玉山郡	山鹿郡	山本郡	菊池郡	合志郡
阿蘇郡	上益城郡	下益城郡	八代郡	韋北郡
球磨郡	天草郡	一	一	一
一	一	一	二	一
人	人	人	人	人

2320
78

36096

區七第	區六第
大島郡	南諸縣郡 南大隅郡 肝屬郡 東贈於郡

一人	一人
----	----

二十八

衆議院
13.1.20
圖書館

明治廿二年二月十九日印刷
全廿二年二月廿五日出版

正價金壹圓

著述者兼
發行人

東京府士族

關直彦

東京府麴町區飯田町
三丁目十五番地

發行所三省堂

静岡縣士族

龜井忠一

東京府神田區裏神保町
壹番地

東京府士族

印刷者瀛關社 島田用定

全京橋區瀧山町七番地



東京同盟出版書肆

神田區裏神保町一番地
 同 美土代町四丁目五番地
 同 錦町一丁目十一番地
 同 小川町十八番地
 同 表神保町二番地
 同 一ッ橋通り町七番地
 京橋區銀座三丁目二番地
 同 中橋廣小路町七番地
 日本橋區通三丁目
 京橋區銀座四丁目
 京橋區竹川町
 日本橋區本町三丁目
 芝區三島町
 日本橋區通一丁目

三桃十日開有十文丸博共金弦大
 省林字進新斐字明善聞益港卷孫倉
 堂屋堂社閣屋堂店社社店堂衛
 衛店堂社社店堂屋閣社堂屋堂衛

各國書肆大賣捌

大坂南久寶寺町四丁目
 大坂備後町四丁目
 大坂備後町四丁目
 大坂北久寶寺町四丁目
 大坂北久太郎町四丁目
 京都下京區第五組大文字町
 京都河原二條下ル二丁目
 名古屋鐵砲町二丁目
 名古屋本町三丁目
 神戸相生町
 肥後熊本新二丁目
 全 下通三丁目角
 土佐高知種崎町
 全 高知堺町
 出雲國松江天神町

前川善兵衛
 梅原龜七
 吉岡平助
 三木佐助
 柳原喜兵衛
 田中治兵衛
 大黒屋書店
 三輪文次郎
 川瀬代助
 熊谷幸助
 長崎次郎
 長山喜三郎
 澤本駒吉
 山中專助
 大蘆利七

東京書肆大賣捌

麴町區麴町三丁目	文海堂
京橋區南傳馬町三丁目	吉川半七
日本橋區新大坂町	小林喜右衛門
神田區表神保町	中西屋
神田區小川町	集成社
神田區錦町	自然堂
神田區雉子町	團々社
神田區裏神保町	富山房
神田區表神保町	文盛堂
本郷區湯島切り通	南江堂
本郷區本郷貳丁目	明文堂
芝區露月町	米倉屋
芝區日影町	慶雲堂
麻布區飯倉三丁目	武内利兵衛
神田區乘物町	吉岡書店
日本橋區堀留町	中村善七

各書肆大賣捌

日本橋區濱町二丁目永井	俊次郎
日本橋區大傳馬町三丁目	佐藤乙三郎
京橋區南紺屋町	神戶甲子二郎
神田區淡路町一丁目植田	英次郎
日本橋區川瀨石町三番地	西原國太郎
全區全町二番地	林平二郎
橫濱辨天通四丁目	丸善書店
全 伊勢崎町二丁目里見	亭次郎
橫須賀汐留町	竹川新四郎
全 旭町	齋藤周造
水戸上市泉町二丁目川又	銀藏
全	柳澤平左衛門
下總新治郡土浦	内田鶴吉
上總茂原本町	松田屋
上總茂原本町	丸屋茂兵衛
靜岡江川町六丁目	廣瀬市藏

各書肆大賣捌

靜岡縣靜岡新通二丁目	勝見儀助
備前岡山	森禎藏
伊勢國津頭領町	豐住謙次郎
伊勢國津大門町	河島九右衛門
全 山田	加藤長平
全 四日市	伊藤善太郎
嶋根縣雲州松枝本町	園山喜左衛門
紀州和歌山東長町五丁目	瀬戸吉右衛門支店
肥前長崎酒尾町	安中半三郎
陸奥青森大町	柿崎忠兵衛
陸奥國青森弘前本町	野崎九兵衛
大分縣博多	博開分社
周防山口中之市町	白石徳三郎
周防岩國本町	米谷判藏
佐賀縣佐賀	書籍會社
鹿兒島金生町	青木靜左衛門

各書肆大賣捌

函館大町八番地	常野書房
仲仙道鴻之巢	長嶋爲一郎
武州川越建雀町	岸田屋關太郎
上州前橋曲輪町	中西喜久
甲府常盤町	内藤傳右衛門
全 柳町四丁目	柳正堂源太郎
全 八日町三丁目	五明堂正八
信州長野大門町	西澤喜太郎
信州松本南深志町	竹内禎十郎
全 南深志町本町	高見甚左衛門
信州松本	水琴堂爲吉
信州飯田	奥郵書店
福嶋會津若松	田中善平
福嶋裏通一丁目角	石川支店
福嶋本通八丁目	博向堂支店
仙臺國分町	伊勢安書店

各 國 書 肆 大 賣 捌

全 五丁目	高藤 書店
山形縣酒田濱町	伊藤 彌七
山形縣山形分町	五十嵐 太左衛門
全 鶴ヶ岡	小池 藤次郎
越中富山西町	大橋 甚吾
全 砂町	眞田 善次郎
全 富山四十物町	中田 清兵衛
越後長岡	目黒 十郎
越後水原	西村 六平
越後地藏堂町	江口 藤吉
越後國三條	樋口屋小左衛門
越後長岡	覺張 治平
越後本町通六番町	櫻井 産作
越後高田吳服町	本多 勝吉
加賀國金澤區安江町近田	太三郎
全 金澤片町	池 善平

各 國 書 肆 大 賣 捌

全 金澤尾張町	牧野 一平
全 金澤片町	岡崎 與平
全 金澤片町	石井 久太郎
越前福井服手上町	岡崎 左喜介
山形縣山形十日町	荒井 清作
伊豫松山港町	土肥 與平
阿波國德嶋通町	坂井 萬吉
高知本町三丁目	開成社 支店
馬關赤間ヶ關	西尾 商店
江州大津	小川 礪平
肥前佐賀	河内 莊助
函館末廣町	魁 文 社
薩州鹿兒嶋金生町	吉田 幸兵衛
青森縣弘前百石町	宮本 甚兵衛
肥後熊本上道町	石渡 書房

終

